

平成 22 年度

環境文化行政の概要

平成 22 年 5 月

岡山県環境文化部

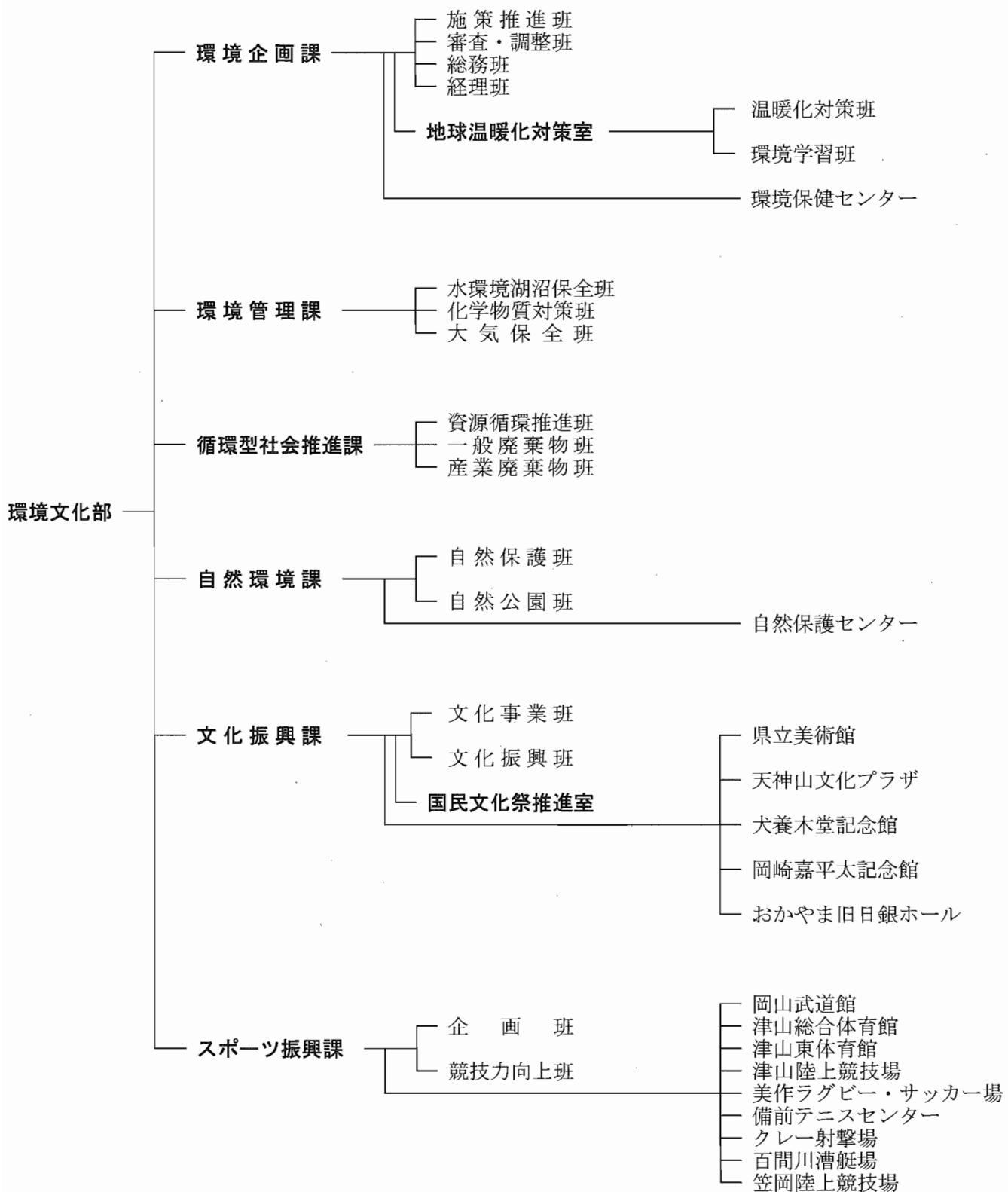
目 次

I 組織	1
II 職員数	5
III 主要施策の概要	9
IV 各課室の事業概要	15
《環境企画課》	
1 総合的な環境行政の推進	17
2 快適な環境づくりの推進	17
3 環境マネジメントの推進	17
4 良好な景観の形成	17
5 環境影響評価	18
6 公害・環境関連対策	18
7 人形峠環境技術センターに係る環境放射線の監視測定等	19
8 墓地・埋葬等に関する事業	19
9 環境保健センター	19
《地球温暖化対策室》	
1 地球温暖化防止対策の推進	21
2 環境学習の推進	22
《環境管理課》	
1 水質保全対策	23
2 児島湖流域環境保全対策	24
3 有害化学物質対策	25
4 大気保全対策	27
5 アスベスト対策	28
6 騒音・振動・悪臭対策	29
7 公害関連対策	29
《循環型社会推進課》	
1 循環型社会形成の推進	30
2 一般廃棄物対策	31
3 産業廃棄物対策	31
《自然環境課》	
1 自然環境の保全	34
2 自然公園等の利用・管理	35
3 温泉の保護と利用	35
4 野生鳥獣の保護及び狩猟の適正化	36
5 みどりの保全・復元と創造	37
6 自然環境保全審議会	37
《文化振興課》	
1 文化を創造し、楽しみ、感動できる岡山	38
2 文化の力で創り、拓く岡山	42
3 文化でつながり魅力を発信する岡山	42

《国民文化祭推進室》	
1 第25回国民文化祭・おかやま2010とは	44
2 開催内容	45
3 国民文化祭の開催準備	48
《スポーツ振興課》	
1 生涯スポーツの振興	49
2 競技スポーツの振興	50
3 スポーツ施設の活用と充実	51
V 予算の概要	53
VI 委員会・審議会・関係団体	63
VII 分掌事務	67

I 組 織

環境文化部関係の組織



II 職 員 數

環境文化部の職員数

(平成22年4月1日現在)

所 属 区 分	職 員 数	備 考
環 境 企 画 課	23	部長・次長・文化スポーツ振興監・国民文化祭推進監を含む
地球温暖化対策室	9	
環 境 管 理 課	16	
循環型社会推進課	15	
自 然 環 境 課	13	
文 化 振 興 課	7	
國民文化祭推進室	21	
ス ポ ー ツ 振 興 課	15	
環 境 保 健 セ ン タ ー	39	
県 立 美 術 館	10	
合 計	168	

III 主要施策の概要

重点施策推進の基本的な考え方

今年度、県庁組織の再編により新たに設置された環境文化部は、県政の基本計画である「新おかやま夢づくりプラン」に掲げる「教育と人づくりの岡山」「安全・安心の岡山」の創造の基本戦略に沿って、地球温暖化対策、循環型社会の形成推進、有害化学物質対策や自然環境の保全など環境問題全般、また、文化振興・スポーツ振興に取組み、快適な環境のもとで潤い豊かな県民生活の実現を目指す。

「教育と人づくり岡山」の創造

1 文化プログラム

おかやま文化振興ビジョンの実現を目指し、県文化連盟との協働により、県民や文化団体等の活動を支援するとともに、岡山県で開催される「中四国文化の集い」において中四国各県との連携と交流に努め新たな文化の創造を図る。

また、県内の芸術文化拠点である県立美術館においては、企画展事業の充実を図り、本県文化レベルのさらなる向上を目指す。そのほか、天神山文化プラザや新たに当部の所管となったおかやま旧日銀ホール（愛称：ルネスホール）でも、県民に積極的に足を運んでもらえるよう様々な文化事業や企画展等を実施する。

2 国民文化祭プログラム

本年10月30日から11月7日までの9日間に亘り県内全市町村で開催される国民文化祭に向けて、県主催事業の具体的な内容の決定やオープニングフェスティバルの制作を行うとともに、市町村実行委員会が実施する分野別事業の準備活動を支援する。また、気運醸成を図るための広報活動を展開するなど、本県文化の一層の振興につながる文化の祭典となるよう市町村や文化関係者等と連携して開催準備を進める。

3 スポーツプログラム

全国レベルの競技力の維持・向上を図るため、国体成年選手の強化やジュニア選手の育成・強化に取り組むとともに、県内のトップアスリート等を市町村や地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、学校等へ派遣し、競技力の向上と地域スポーツの振興に取り組む。

また、県内に活動拠点を置き、全国リーグで活躍している岡山シーガルズ、岡山湯郷Belle、ファジアーノ岡山の活躍は、多くの県民に夢と感動を与え、スポーツ振興や地域活性化に貢献していることから、こうしたトップクラブチームを支援する。

「安全・安心の岡山」の創造

1 水と緑プログラム

清流保全については、市町村や環境を守るNPO等と連携しながら、県民参加による保全活動を行う。

児島湖の環境保全対策については、平成18年度に策定した第5期湖沼水質保全計画に基づき、NPO等と連携して、清掃大作戦や環境フェアの開催等による県民への啓発、浄化用水の導入、さらには児島湖の水質汚濁メカニズム解明のための調査研究を実施するなど、総合的かつ計画的な事業推進に努める。

自然環境の保全については、自然公園の適正な保護・管理に取り組むとともに、中国自然歩道や自然公園内の施設等の整備を行う。

生物多様性の確保については、希少野生動植物保護条例による指定希少野生動植物6種について、保護専門員及び保護巡視員などを中心に、地域住民等と協働して保護に取り組むとともに、昨年度改訂した「岡山県版レッドデータブック」について内容を分かりやすくまとめた概要版を作成し、絶滅のおそれのある野生動植物の保護について理解を深め、県民等との協働のもと保護活動を推進する。また、外来生物対策について、正しい理解と協力に向けた普及啓発を行い、併せて、希少野生動植物の生息に影響を与える種等を対象とした駆除を進める。

2 地球環境プログラム

地球温暖化対策については、国において温室効果ガスの排出量を2020年までに1990年比で25%削減する目標が掲げられているが、本県でも、今年度「地球温暖化対策室」を新設し、地球温暖化防止に向けた取組の強化を図ることとしており、このたび新たに「岡山県地球温暖化防止行動計画」の策定に着手した。

4月に、電気自動車等の導入補助制度を創設し、5月から県保有の電気自動車を県民に一般開放する「カーシェアリング」を開始するほか、太陽光発電設備と他の省エネ設備を複合させた新たな補助制度による住宅向け補助の募集を開始するなど、喫緊の課題である地球温暖化対策を積極的に進める。

さらに、何よりも県民一人ひとりが環境問題を自らの課題として認識し、環境に配慮した行動を実践することが重要であることから、県民、事業者等に対する効果的な環境学習をNPO等との協働により積極的に推進していく。

有害化学物質対策については、化学物質に対する県民の理解向上と不安の解消を図るために、普及啓発を行うとともに、事業者の化学物質管理の取組を促進する。

循環型社会の形成促進については、3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））を中心に県民の意識改革と実践行動を促すため「おかやま・もつたいない運動」を「温暖化防止」の視点も加えながら展開するとともに、岡山県エコ製品や岡山エコ事業所の認定促進と周知を図るほか、県民のエコライフの象徴として、事業者、消費者団体、市町村等と協働して、マイバッグ持参によるレジ袋の削減に取り組む。

また、産業廃棄物の適正処理については、電子マニフェストの普及促進など、排出事業者への指導を充実させるとともに、市町村、各種団体とも連携して不法投棄等の監視強化を図る。

3 都市・農村景観プログラム

美観や清潔さを保持し、きれいで快適な環境を実現するため、落書き防止意識の啓発等を行う。

また、快適で文化の薫り高い景観づくりを進めるため、晴れの国おかやま景観計画に基づき大規模行為の事前届出・審査等に取り組む。

IV 各課室の事業概要

《環境企画課》

1 総合的な環境行政の推進

(1) 環境基本計画の推進

岡山県環境基本計画に基づき、環境保全施策を総合的・計画的に推進しているが、社会情勢の変化や環境を取り巻く状況を踏まえて計画の全面的な見直しを行い、平成20年2月に新岡山県環境基本計画「エコビジョン2020」を策定した。

本計画に基づき、地球環境の保全、循環型社会の形成、安全な生活環境の確保、自然との共生等の課題に対応するため、県民、事業者、行政の緊密な協働により、計画の着実な推進を図るとともに、計画に位置づけられた施策やその達成状況等を公開する。

(2) エコパートナーシップおかやまの活動推進

県民団体、事業者団体、行政が協働して地球温暖化対策をはじめとする環境保全活動を行うエコパートナーシップおかやまの活動を支援し、環境パートナーシップの構築を推進する。

(3) 環境審議会の運営

環境の保全について、基本的事項を調査審議するため、岡山県環境審議会を設置している。同審議会には、政策、景観、水質、大気、廃棄物対策の部会を設けており、知事からの諮問事項等の審議を行う。

2 快適な環境づくりの推進

平成14年4月に施行した快適な環境の確保に関する条例に基づき、美観や清潔さを損なう落書き、空き缶等の投棄、自動車等の放置及び光害を防止するための各種施策を推進する。

(1) 落書き防止のための環境づくりの推進

市町村等からの推薦及び公募により委嘱したボランティアの「落書き防止活動推進員」による地域巡回、情報収集などを実施し、落書きが行われない環境づくりを推進する。

(2) 光害対策の推進

光害の防止に配慮した適切な屋外照明設備の設置・管理について、パンフレット等を活用し、県民・事業者等への普及啓発に努める。

3 環境マネジメントの推進

平成13年2月にISO14001規格による環境マネジメントシステムの認証を取得して以来、県の事務事業に伴う環境負荷の低減に取り組んできたが、平成22年度より環境マネジメントシステムの効果を、原則として教育、警察の出先機関も含めたすべての県の組織に拡大するとともに、ISO14001の規格にとらわれない、本県の実情に適合したより簡素で効率的な独自のシステムを構築し、運用することとした。

4 良好な景観の形成

景観法に基づき策定した「晴れの国おかやま景観計画」及び岡山県景観条例により、大規模行為の届出やモデル地区内での届出に対する指導など、総合的な景観対策に取り組む。

さらに、景観法に基づく景観行政団体となるよう各市町村に働きかける。

(1) 景観モデル地区の指定等

「高梁」、「吉備高原都市」、「渋川・王子が岳」の3地区を指定している。

(2) 大規模行為の届出指導等

周辺景観に大きな影響を及ぼす大規模な建築物の新築等の行為について、条例で届出を義務付け、景観形成基準に照らして必要のあるものについては指導等を行っている。

(3) 普及啓発

平成21年度に選定・公表した「晴れの国おかやま景観百選」については、引き続きホームページ等でPRに努める。



<高梁景観モデル地区>



<閑谷背景保全地区>

5 環境影響評価

環境影響評価は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業に関し、その事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者自らが事前に調査、予測及び評価を行うとともに、その結果を公表して、関係地域住民等の意見を聴き、十分な環境保全対策を講じようとするものである。

環境影響評価の審査に当たっては、岡山県環境影響評価技術審査委員会に諮りながら対象事業に係る環境影響評価等の指導及び審査を厳正に実施するとともに、環境影響評価の手続について一層の周知を図る。

6 公害・環境関連対策

(1) 公害防止計画

岡山・倉敷地域及び備後地域については、国の策定指示に基づき公害防止計画を策定し、公害防止に係る総合的な諸施策を推進している。

(2) 公害苦情等の処理

ア 公害苦情の処理体制

県では、公害紛争処理法に基づく公害苦情相談員（平成21年度末13人）を本庁関係課及び各県民局に配置しているほか、公害事象を速やかに把握し、その対策を迅速かつ適正に推進するため、各県民局に公害監視員を配置している。

イ 公害紛争の処理体制

公害紛争処理法に基づき、岡山県公害紛争処理条例を昭和45年11月に施行し、公害紛争についての、あっせん、調停、仲裁の業務を行うため、岡山県公害審査会を設置している。

(3) フロン対策の推進

業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収等を義務付けた改正フロン回収破壊法（平成19年10月施行）の規定に基づく行程管理制度等が確実、円滑に実施されるよう普及啓発活動を行う。

また、法の対象となる事業者に対する立入検査・指導等を実施する。

(4) エコドライブ運動等の推進

「エコドライブ宣言者」の募集等により、大気汚染防止のみならず地球温暖化防止、交通安全、省エネルギーの観点から取り組んでいく。

7 人形峠環境技術センターに係る環境放射線の監視測定等

県と鏡野町は、周辺地域住民の健康を保護し、生活環境保全のために(独)日本原子力研究開発機構（旧動燃）と「環境保全協定」（昭和54年7月28日）を締結して、環境放射線等の管理目標値を設定し、(独)日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター（以下「センター」という。）周辺及び捨石堆積場周辺において、環境放射線等の監視測定を実施している。

(1) センター及び捨石堆積場周辺の監視測定等

定期的に監視測定及び河川水等の試料採取・分析を行うとともに、空間γ線等については連続測定を行い、テレメータによる常時監視を行っている。

(2) 新増設協議

センターの施設の新增設に当たっては、環境保全協定に基づく事前協議を実施している。

(3) 広報安全対策

センターに関連して、原子力発電の仕組みや安全対策等について、広く県民に広報することを目的として、人形峠施設見学会の開催、放射線測定結果等広報用パンフレットの作成、配布等の広報安全対策事業を実施している。

8 墓地・埋葬等に関する事業

墓地等の設置及び管理が住民の宗教的感情に適合し、公衆衛生その他公共の福祉の観点から支障なく行われるよう、墓地の経営主体となる市町村及び宗教法人の指導を実施している。なお、墓地の公共性と永続性の確保の観点から、墓地の経営主体としては、市町村等の地方公共団体が望ましいため、墓地の計画的な整備が図られるよう、市町村等の指導を行っている。

9 環境保健センター

環境保健系試験研究機関として、環境保全及び保健衛生施策の基本となる試験検査、調査研究、研修指導及び情報提供を行う。また、大気汚染・環境放射線常時監視、環境学習事業も行う。

(1) 試験検査（行政機関からの依頼に基づく検査、調査）

ア 環境保全に関するもの

- (ア) 有害大気汚染物質調査、化学物質環境実態調査、化学物質環境汚染実態調査等
- (イ) 工場・事業場排水検査、ゴルフ場農薬調査、水質汚濁事象調査等
- (ウ) 新幹線鉄道騒音・振動調査等
- (エ) 放射線等監視測定、放射能水準調査等
- (オ) 大気・水質・廃棄物等に関する緊急時対応に伴う分析測定

イ 保健衛生に関するもの

- (ア) 結核感染症発生動向調査、感染症流行予測調査、抗酸菌分子疫学調査等
- (イ) 食品中有害化学物質モニタリング検査、アレルギー物質検査、遺伝子組換え食品検査、貝毒検査等
- (ウ) 家庭用品検査、医薬品検査等
- (エ) 食中毒等健康危機事例発生時における原因究明・診断等検査

(2) 調査研究

ア 環境保全に関するもの

- (ア) 環境中の有害大気汚染物質に関する調査研究
- (イ) 児島湖に関する調査研究
- (ウ) 有害化学物質の環境汚染実態の解明と分析技術の開発に関する研究
- (エ) ラジウム分析法に関する調査研究
- (オ) 人形峠周辺の環境放射能監視に関する補完調査

イ 保健衛生に関するもの

- (ア) 岡山県における食中毒および感染症起因菌の疫学的解析
- (イ) 結核の分子疫学的研究
- (ウ) 胃腸炎ウイルスの疫学的研究
- (エ) 食の安全に関する調査研究

ウ 他との連携

- (ア) 備讃瀬戸地域陸海域の水・栄養塩動態調査
- (イ) LC/MS及びGC/MSを用いた新規化学物質分析法の開発と化学物質環境実態調査
- (ウ) 光化学オキシダントと粒子状物質等の汚染特性解明に関する研究
- (エ) 有機フッ素化合物の環境汚染実態と排出源調査
- (オ) 迅速・簡便な検査によるレジオネラ対策に係る公衆浴場等の衛生管理手法に関する研究
- (カ) ウィルス感染症の効果的制御のための病原体サーベイランスシステムの検討
- (キ) 厚生労働科学研究費補助金「新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究事業」

(3) 研修指導、精度管理

当センターに蓄積された知識・技能等を広く伝達、提供するため、技術指導、研修会での講演、研修生等の受入、施設の公開、広報誌の発刊等を行う。また、他の試験検査機関との精度管理を積極的に実施し技術の向上に努める。

(4) 大気汚染物質常時監視

県内に設置された環境大気測定局で大気汚染物質（光化学オキシダント等）を常時監視し、必要に応じ、緊急時対応を行う。

(5) 環境放射線常時監視

人形峠周辺の環境放射線を常時監視し、必要に応じ緊急時対応を行う。

(6) 環境学習事業

環境学習拠点施設として、出前講座の開催、学習器材の貸出、施設見学の受入、各種相談等を行う。また、移動環境学習車の運用及び貸出しを行う。

(7) 感染症情報センター

感染症サーベイランスデータの集計、感染症情報の収集、解析及びその情報発信を行う。

《地球温暖化対策室》

1 地球温暖化防止対策の推進

平成14年3月に策定した岡山県地球温暖化防止行動計画の最終年度をむかえ、温暖化防止に向けた取組の一層の推進を図る。

(1) 温暖化防止対策の推進

温暖化防止対策を効果的かつ具体的に推進するため、岡山県地球温暖化防止行動計画に基づき、県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、県民、産業界等と一体となって温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、地球温暖化対策基本法の制定など国の動向を踏まえ、地球温暖化防止に資する新たな計画の策定に着手する。

ア 新・岡山県地球温暖化防止行動計画（仮称）の策定

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画として、新たな県計画（区域施策編）の策定に着手するとともに、県自らの事務及び事業に係る温室効果ガスの排出削減等に係る計画（事務事業編）改定にも取り組む。

イ 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の運営

事業者の温室効果ガス排出量削減に向けた自主的な努力を促進するため、制度の適切な運営を図る。

ウ 「みんなでエコライフ」推進事業

町内会等が環境にやさしい活動を行う「みんなでエコライフ宣言」団体を募集し、その団体を登録・公表することで地域における取組を促進する。

エ クールビズ・ウォームビズ県民運動の推進

6年目となるクールビズ・ウォームビズの一層の定着を図るため、経済団体等を通じて事業者等への一層の働きかけを行うとともに、懸垂幕の掲出等による普及啓発を行う。

オ アースキーパーメンバーシップ制度の拡充

自らの取組と目標を定め実行する県民・事業所を会員とするアースキーパーメンバーシップ制度の充実、会員拡大により、地球温暖化防止行動計画の着実な推進を図る。

カ 県地球温暖化防止活動推進センターと連携した普及啓発活動の展開

県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、地球温暖化防止活動推進員の支援、アースキーパーメンバーシップ事業の運営、地球温暖化防止のための普及啓発活動等を実施する。

キ 県地球温暖化防止活動推進員による普及啓発活動の展開

地域における地球温暖化防止対策の推進を図るため委嘱した県地球温暖化防止活動推進員による普及啓発活動の展開を図る。

ク 岡山県省エネ家電普及促進協議会の活動推進

省エネルギー性能の高い家電製品を消費者が選択できるよう、事業者、県民団体等と連携し、効果的な省エネルギー性能情報の提供と啓発を行う。

ケ 温室効果ガス排出量の算定・分析事業

地球温暖化対策の進捗状況を把握するため、各種統計資料等を基に県内の温室効果ガス排出量の算定と排出原因の分析を行う。

(2) 新エネルギーの普及啓発等

地域グリーンニューディール基金事業として、県民、事業者に対し、太陽光発電及び省エネ設備の導入支援を行う。

(3) 電気自動車の普及推進

昨年10月に決定した岡山県電気自動車等普及推進協議会の取組方針に基づき、電気自動車や充電設備の導入支援及び公用電気自動車を利用したカーシェアリング事業等を行う。



<電気自動車アイミーブ>

2 環境学習の推進

環境保全に向けた県民の自主的な取組を促進するため、平成21年2月に策定した「環境学習の進め方」に基づき、教育委員会や市町村及びNPO等関係団体と連携し、こどもエコクラブの支援や体験学習の機会の提供など、自主参加型の環境学習を推進する。

(1) 環境学習協働推進広場の運営

環境NPO等が相互に協力し、各団体間のネットワーク化や情報交換を図るとともに、県等と協働して効果的な環境学習を推進する場として平成20年度に設置した「環境学習協働推進広場」の運営を行うとともに、広場を活用して環境学習指導者の養成を行う。

(2) こどもエコクラブへの参加促進

次代を担う子どもたちが地域の中で楽しみながら取り組む環境活動である「こどもエコクラブ」への積極的な参加を呼びかける。

(3) 環境学習エコツアーサー事業の実施

小・中学校や地域の子ども会等を対象に、資源循環を推進している先進的企業や廃棄物処理施設等の環境関係施設を実際に見学体験する日帰りツアーを実施する。

(4) 環境学習出前講座の実施

学校や自治会、子ども会などの地域活動団体等を対象に、移動環境学習車を活用しながら環境学習出前講座を実施する。



<移動環境学習車>

(5) エコ＆フードフェアの開催

県民が地球温暖化対策や循環型社会の形成及び食料自給率の向上について考え、理解と認識を深める機会となるよう「おかやまエコ＆フードフェア」を国民文化祭の開催に合わせて開催する。

《環境管理課》

1 水質保全対策

公共用水域等の常時監視や発生源対策等を実施するとともに、「瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画」等に基づき各種施策を推進する。

(1) 環境水質の監視

ア 公共用水域水質調査

水質測定計画に沿って、国土交通省、岡山市及び倉敷市と連携し、河川、湖沼及び海域の52水域の水質調査を実施する。(調査地点：159地点（うち県所管86地点）)

区分	岡山県	国土交通省	岡山市	倉敷市	合計
河川	51(20)	15(8)	16(5)	4(0)	86(33)
湖沼	-	-	4(2)	-	4(2)
海域	35(13)	-	13(9)	21(7)	69(29)
合計	86(33)	15(8)	33(16)	25(7)	159(64)

() は環境基準点の再掲。

イ 地下水水質調査

水質測定計画に沿って、国土交通省、岡山市及び倉敷市と連携し、地下水の概況調査を実施する。地下水の汚染等が発見された時は、周辺調査等を行い、継続監視が必要な場合は、継続監視調査を実施する。(調査地点：46地点（うち県所管21地点）)

区分	岡山県	国土交通省	岡山市	倉敷市	合計
概況調査	19	4	6	6	35
継続監視調査	2	1	4	4	11
合計	21	5	10	10	46

ウ 水質汚濁事象調査等

長期的な地域特有の水質汚濁事象や、突発的な魚のへい死、油の流出等の水質事故等に、適切かつ迅速に対処するため、関係機関と連携し、水質調査等を実施する。

エ ゴルフ場農薬調査

ゴルフ場で使用される農薬が河川へ及ぼす影響を把握するため、農林水産部と連携し、ゴルフ場の排出口等において水質調査を実施する。(調査カ所：排出口14カ所、河川6地点)

(2) 工場・事業場の監視指導

水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、環境負荷低減条例等に基づき、工場・事業場に対する立入検査・指導等を実施する。

総量規制が適用される事業場に対しては、汚濁負荷量測定結果の報告を求めるなど、「岡山県水質総量削減計画」の進行管理に努める。

特定事業場数（平成22年3月末現在）

区分	瀬戸内法	水濁法	みなし*	県条例	合計
総量規制	日平均400m ³ 以上	63	55	1	120
	日平均 50m ³ 以上	174	62	73	311
排水規制あり	254	790	260	8	1,312
排水規制なし	3	1,886	1	109	1,999
合 計	257	2,676	261	117	3,311

*1「みなし」とは、瀬戸内法及び湖沼法に基づく「みなし指定地域特定施設」のことで、水濁法の特定施設とみなし、同法を適用する施設をいう。具体的には、処理対象人員が201人から500人の浄化槽が該当する。

*2 特定事業場数は、岡山市、倉敷市及び新見市所管分を除く。

(3) 生活排水対策

生活排水対策を推進することが特に必要である地域を、水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域（岡山市等6市）として指定している。また、普及啓発資材の作成配布等により、広く県民に生活排水対策の意識啓発を行う。

(4) 瀬戸内海環境保全対策

「瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画」に基づき、工場・事業場の総量規制、海砂利採取の禁止、藻場・干潟の保全再生、自然海浜の保全など、関係機関等と連携して各種施策を総合的に推進し、自然豊かな瀬戸内海の環境保全を目指す。

また、瀬戸内海環境保全知事・市長会議において関係府県等と連携し広域的課題に取り組む。

自然海浜については、岡山県自然海浜保全地区条例に基づき、指定区域内における建築行為等の規制を行うとともに、清掃活動等の支援を実施する。

(5) 水環境保全指針

清流や湖など水環境の保全を図るため、清流保全総合指針（おかやま清流ガイドライン）の普及啓発を行うとともに、関係機関が一体となり水質浄化対策の推進を図る。

2 児島湖流域環境保全対策

児島湖流域の環境保全を図るため、湖沼水質保全特別措置法、児島湖環境保全条例等の関係法令及び湖沼水質保全計画に基づき、生活排水対策、流出水対策等の諸施策を実施する。

(1) 児島湖流域環境保全推進月間行事の実施

環境保全推進月間（9月）を中心として、県、国、流域市町、民間団体、地域住民等が一体となり、県民運動として各種事業を実施し、環境保全意識の高揚及び実践活動の推進を図る。

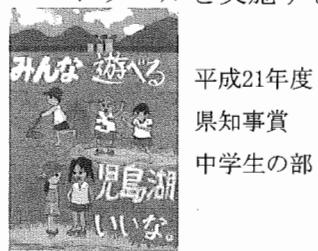
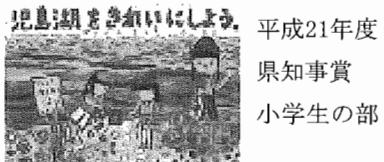
ア 児島湖流域清掃大作戦

児島湖流域10会場（予定）で一斉清掃活動を行う。



H21.9.6 児島湖流域清掃大作戦の状況

- イ 児島湖ふれあい環境フェア
ポスター・コンクール入賞者の表彰やポスター・パネル展等を内容とした催し物を開催する。
- ウ 児島湖流域環境保全推進ポスター・コンクール
児島湖流域の小・中学生を対象としたポスター・コンクールを実施する。



(2) 第5期湖沼水質保全計画（H18～H22）の推進及び各事業の進行管理

第5期計画に基づく次の諸施策を着実に推進するとともに、県関係課、関係機関・団体等による各種事業の円滑な推進が図られるよう進行管理に努める。

ア 流出水対策の推進

児島湖流域の農地や市街地からの流出水に係る対策立案のため、基礎データとなる用排水路の流量・水質、濁水の排出状況、営農内容等の調査を行い、実態を把握する。

また、流出水対策地区（岡山市南区北七区）における各種対策の推進を図るため、関係機関・団体で構成する流出水対策地区関係機関等連絡調整会議において、対策を検討し施策の普及を図る。

イ 処理用水導入事業

児島湖の水質浄化を図るため、旭川及び高梁川から各農業用水路を通じ清水を導入する。

ウ 調査研究事業

児島湖の水質汚濁メカニズムの解明を図るため、主にりんに着目して底泥調査等を実施する。

エ 児島湖畔環境保全アダプト推進事業

清掃活動を行う地域住民や企業等をアダプト活動団体として認定し、活動費用を助成する。

(3) 第6期湖沼水質保全計画（H23～H27）の策定

専門家等で構成する検討会において第5期計画の評価を行うとともに、効果的な水質保全対策を検討し、第6期計画の策定を進める。

(4) 岡山県児島湖環境保全条例の適正な施行

生活排水対策や工場・事業場の排水対策、水辺環境の整備等を推進する。

(5) 児島湖畔のヨシ群落の保全

児島湖の水質保全や魚類や水鳥の繁殖の場として重要な役割を担うヨシ群落保全のため、ヨシ刈りを行うとともに、刈り取ったヨシの再利用を図る。

(6) 水生生物を活用した啓発

児島湖に棲息する魚類を展示する移動水族館事業や、流域にある史跡や公園などを紹介することにより水辺環境保全の意識を醸成する。

(7) 「児島湖・花回廊」プロジェクトへの支援・協力

平成19年度から開始された児島湖花回廊サポートクラブによる本プロジェクトの支援・協力をする。

3 有害化学物質対策

ダイオキシン類や有害大気汚染物質の環境中における存在状況の的確な把握及び発生源対策の徹底により、排出量の確実な削減を図るとともに、未規制の化学物質についてもその汚染状況を

計画的に把握し、分かり易く適切な情報を提供することにより、有害化学物質によるリスク低減に努める。

(1) ダイオキシン類対策

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、環境中（大気、公共用水域水質・底質、地下水質、土壤）の濃度の把握を行うとともに、法の規制対象となる工場・事業場に対する監視・指導等を実施する。

ダイオキシン類環境調査

環境媒体	調査地点（平成21年度）						
	岡山県	岡山市	倉敷市	国交省	環境省	計	環境基準
大気	8	3	2	-	1	14	0.6pg-TEQ/m ³
公共用水域水質	31	15	16	3	-	65	1pg-TEQ/L
公共用水域底質	20	15	16	3	-	54	150pg-TEQ/g
地下水質	19	6	2	-	-	27	1pg-TEQ/L
土壤	19	10	8	-	-	37	1000pg-TEQ/g

(2) 有害大気汚染物質対策

環境基準が定められているベンゼン等4物質とその他の優先取組物質（計19物質）について、岡山市・倉敷市等とも連携を図りながら、一般環境、固定発生源周辺等において測定を行う。

発生源対策として、工場等における有害大気汚染物質の排出口濃度等の実測調査を実施する。

特に、倉敷市水島地区については、環境負荷低減条例によりベンゼンの排出抑制対策の実施等を義務付けており、大気環境中のベンゼン濃度は低減傾向にあるが、引き続き排出企業による自主管理を促進し、大気汚染の改善を図る。

(3) 特定化学物質対策

PRTR法の規定に基づく第一種指定化学物質の排出量等の届出が適切に行われるよう、事業者への同法の周知徹底を図る。また、届出された排出量等に関する集計データは、公表するとともに地域別、水域別の地図、グラフ等のわかりやすい形で提供する。

また、平成21年10月に施行された改正政令（対象物質の見直し、対象業種の追加等）の周知徹底を行うとともに、化学物質に対する正しい知識と理解の普及等、化学物質問題に対する情報の共有化を進める。

(4) 岡山県化学物質環境モニタリング調査等

人や生物に対して有害性が疑われる未規制の化学物質について、河川（水質9地点、底質6地点）、湖沼（水質1地点、底質1地点）及び海域（水質1地点、底質1地点）において環境調査を実施し、その存在状況に関するデータの蓄積を図るとともに知見の集積に努める。

また、化学物質による環境汚染の未然防止を図るため、環境省の委託を受けて、環境中の化学物質の濃度レベルの把握及び分析方法の開発等の化学物質環境実態調査を行う。

(5) 土壤・地下水の汚染防止対策

土壤及び地下水の汚染による人の健康に係る被害を防止するため、土壤汚染対策法及び環境負荷低減条例に基づき、土壤及び地下水の汚染発見時には適正な措置を講じるよう指導する。

なお、土壤汚染対策法の改正法が平成22年4月に施行されたため、関係者への周知徹底を行うとともに適切な運用を行う。

4 大気保全対策

環境大気の常時監視を行うとともに、発生源対策を実施する。特に、光化学オキシダントの高濃度汚染が懸念される夏期においては対策本部を設置し、高濃度汚染や被害の未然防止に重点を置いた対策を実施する。

(1) 環境大気の監視

大気の汚染に係る環境基準が定められている二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント及び二酸化窒素について、大気汚染監視テレメーターシステムにより、県及び岡山市、倉敷市等関係4市が連携して県下68測定局で常時監視を行い、測定データの収集・処理等を行うとともに、大気汚染情報をインターネット等で県民へ提供する。

また、平成21年度に環境基準が設定された微小粒子状物質（PM2.5）について、環境大気の測定体制を整備する。

(2) 工場・事業場の監視、指導

県下の主要17工場について、テレメーターシステムにより、硫黄酸化物排出量等の常時監視を行うとともに、大気汚染防止法及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例（環境負荷低減条例）に基づき、ばい煙発生施設等を設置する事業所に対する立入検査・指導等を実施する。

発生源テレメーターシステムによる監視対象工場（平成22年4月1日現在）

地 域	工 場 名
倉敷市	新日本石油精製、ジャパンエナジー、中国電力（水島）、中国電力（玉島）、三菱化学、JFEスチール、瀬戸内共同火力、旭化成ケミカルズ、三菱瓦斯化学、東京製鉄、ペトロコークス、クラレ倉敷（玉島）
岡山市	クラレ（岡山）、ティカ、日本エクスラン工業
玉野市	パンパシフィック・カッパー、日比共同製錬

大気汚染防止法に基づく施設数（平成21年3月末現在）

事業場数	施設数	ばい煙発生施設		VOC排出施設		一般粉じん発生施設		特定粉じん発生施設		合 計	
		事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数
653	1,482	10	17	104	657	0	0	767	2,156		

岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく施設数（平成21年3月末現在）

事業場数	施設数	ばい煙発生施設		粉じん発生施設		有害ガス発生施設		合 計	
		事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数
24	51	60	143	146	1,728	230	1,922		

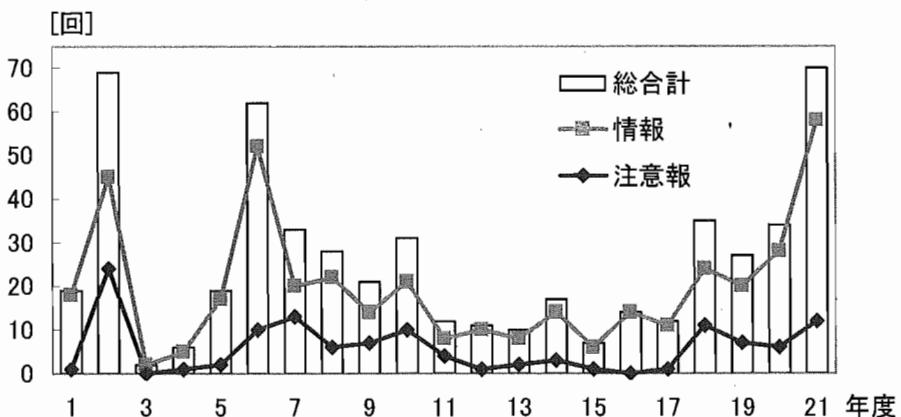
(3) 大気汚染緊急時対策

大気汚染防止法等に基づき大気汚染情報・注意報等の発令、主要工場への大気汚染物質の削減要請等を行う。

特に、光化学オキシダントの高濃度汚染が懸念される夏期は、「大気汚染防止夏期対策本部」を設置して監視・連絡体制の強化や普及啓発活動を展開するなど、光化学オキシダントの高濃度汚染や被害の未然防止に重点をおいた総合的な大気汚染防止対策を実施する。

なお、健康被害の未然防止を図るため、多くの県民の方に光化学オキシダント注意報等の発令情報を迅速かつ確実に提供できるメール配信システムを運用する。

表 発令回数の推移



(4) 自動車排出ガス対策

環境負荷低減条例に基づき、ディーゼル自動車に係る粒子状物質の削減指導を行うとともに、県民、事業者、行政で構成する自動車公害対策プロジェクト推進会議を中心に、交通流・道路構造対策、低公害車の普及促進などを着実に推進する。

県内の低公害車導入状況（平成21年3月末現在）

車種別	県内全体	公用車	
		県	市町村
電気	2	0	2
ハイブリッド	8,289	41	82
天然ガス等	253	3	0
低燃費かつ低排出ガス	295,831	612	1,155
合計	304,375	656	1,239

(5) 酸性雨監視測定

酸性雨の実態を把握するため、県下2地点で酸性雨の監視測定を行う。

5 アスベスト対策

「岡山県アスベスト対策協議会」を運営し、関係機関や関係団体と連携してアスベスト対策を総合的に推進する。

(1) 岡山県アスベスト対策協議会の運営

アスベスト対策を総合的に推進するため、行政機関と関係団体で構成する「岡山県アスベスト対策協議会」（平成18年1月設置）を活用し、連携体制の充実、強化を図る。

(2) 監視、指導

建設業者、解体業者等に対し、大気汚染防止法等関係法令について一層の周知を図り、作業基準の遵守等の徹底を図るとともに、建築物解体工事現場周辺、一般環境中でアスベスト濃度測定を実施し、飛散防止対策状況等を監視する。

(3) 普及啓発

事業者等に対する関係法令遵守等の指導を徹底するとともに、県民相談の継続実施、ホームページ等による情報発信を行う。

(4) 石綿健康被害救済基金

石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく救済基金について、被害者の早急な救済を図る必要があることから県としても拠出を行う。

6 騒音・振動・悪臭対策

騒音に係る環境基準の類型あてはめ地域の拡大について関係機関と協議するとともに、必要に応じて指定方針の見直しを検討する。

工場・事業場、建設作業場など主要な発生源を規制するため、市町村の意見を聴取し、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく規制地域の見直しを進める。

主要幹線道路や山陽新幹線沿線地域の環境基準の達成状況等を把握するため、関係市町村と連携して騒音・振動の調査を行う。

7 公害関連対策

(1) 公害防止協定・環境保全協定

協定の締結に当たっては、原則的に市町村と企業が当事者となることとしているが、大規模発生源を持つ企業等で、必要と認めるものは県も当事者に加わっている。

これらの協定を締結している企業に対しては、協定に基づき立地又は施設の新增設に当たり事前審査を行い、環境保全上の配慮を求めるなど協定のフォローをしている。

(2) 公害防止組織の育成指導等

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」（昭和46年制定）は、産業公害の発生源となる工場内に、公害防止組織を整備し公害防止に万全を期すことを目的にしており、この法律の対象となる一定規模以上の工場を設置している事業者は、公害防止組織を整備してその規模に応じた公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者等を選任しなければならないとされており、県では、これらの指導を通じ、公害の未然防止に努めている。

《循環型社会推進課》

1 循環型社会形成の推進

持続可能な社会を構築するためには、従来の大量生産、大量消費、大量廃棄といった社会生活を見直し、廃棄物は出さない、出してしまった廃棄物は循環資源として最大限活用するという資源循環型社会の形成を早期に実現することが重要である。

このため、循環型社会のライフスタイルであるリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rを端的に表す「もったいない」をキーワードに、「おかやま・もったいない運動」の推進や、平成13年に全国に先駆けて制定した「岡山県循環型社会形成推進条例」、さらには平成16年に国の承認を受けた「岡山エコタウンプラン」に基づく各種事業を実施する。

(1) おかやま・もったいない運動の推進

ア おかやま・もったいない運動推進事業

3Rについての県民一人ひとりの意識改革と実践活動を促すため、「おかやま・もったいない運動」推進フォーラムの開催、「もったいない！小学生チャレンジコンテスト」や「もったいない運動推進ポスター」の募集など、広範なPR活動を展開する。

イ ごみゼロ社会プロジェクト推進会議

市町村や企業、民間環境団体や専門家の参画を得て、再生品の利用促進、「マイバッグ運動」の推進など実践的な取組を推進する。

(2) 循環型社会の形成推進

ア 環境にやさしい企業づくり事業

環境にやさしい企業づくりを促進するため、「岡山エコ事業所」の認定及び認定事業所のPR事業を実施する。

イ 循環資源情報提供システム整備事業

循環資源に関する総合的な地域情報を一括管理するため、「循環資源総合情報支援センター」を指定し、各種情報の受発信を行う。また、事業所の事業活動に伴って発生する循環資源を、他の事業者が有効に利用する機会をネット上で提供する循環資源マッチングシステムの運用を行う。

ウ 再生品使用促進事業

リサイクル製品の需要を喚起するため、再生品の使用促進に関する指針の周知徹底を図るとともに、「岡山県エコ製品」の認定及びPR事業を実施する。

エ グリーン調達の推進

県における環境に配慮した製品やサービスの調達方針を定めた「グリーン調達ガイドライン」に基づき、全府的（教育庁、警察本部を含む。）に再生品を中心にグリーン調達を推進する。

(3) 岡山エコタウンの推進

ア エコ製品等普及展示会の開催

岡山エコタウンプランの周知、エコ製品・エコ事業所の普及促進等のため、県内3カ所を巡回し展示会を開催する。

イ 岡山エコタウン関係施設巡回見学受入事業

エコタウンプランのハード事業により支援した資源循環型施設を県民の環境学習の場として有効に活用するため、視察受入の推進・支援を行う。

(4) 各種リサイクル法の運用

ア 容器包装リサイクル法

容器包装リサイクル法は、市町村が分別収集計画を作成し、消費者が分別排出に協力、市町村が収集、事業者が再商品化（リサイクル）を実施し、それぞれの責任分担に基づきリサイクルを推進するものであり、市町村が作成した計画を取りまとめた第5期岡山県分別収集促進計画（平成20年度～24年度）により適切に市町村に助言等を行う。

イ 家電リサイクル法

小売業者、製造業者等が、使用済家電製品（ブラウン管テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機）を引き取り、再商品化（リサイクル）を行う目的で制定された家電リサイクル法が円滑に運用されるよう、同法を所管する国や市町村と連携を図る。

ウ 建設リサイクル法

建築物の解体工事等から発生する建設資材廃棄物についての再資源化等の監視指導を適切に実施し、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理の推進を図る。

エ 自動車リサイクル法

使用済自動車を取り扱う事業者に対する監視指導を適切に実施するとともに、使用済自動車に係る引取・引渡報告を通して、適正な処理及び資源の有効な利用の確保に一層努める。

2 一般廃棄物対策

(1) 一般廃棄物処理事業の支援

第2次岡山県廃棄物処理計画に基づき、市町村が効率的な廃棄物処理事業の実施に努めるとともに、その区域内における一般廃棄物の減量化を推進し、一般廃棄物の適正な処理を行うことができるよう助言・技術的支援を行う。

(2) 新岡山県ごみ処理広域化計画の推進

ごみ処理広域化計画の具体化に向けて協議を進めている市町村に対し、十分な協議が図られるよう助言・技術的支援を行う。

(3) 淨化槽対策の推進

合併処理浄化槽は、比較的安価かつ短期間に設置できる上、放流水の水質も良いことから、生活排水による生活環境の悪化及び公共用水域の水質汚濁を防止する有効な手段である。

このため県では、国の制度創設に合わせ、昭和63年度から補助制度を創設して設置促進を図っており、今後とも県下全域において均衡ある汚水施設整備を図るための長期的な指針である「クリーンライフ100構想」の実現に向けて、市町村に対して助言を行う。

3 産業廃棄物対策

(1) 排出事業者責任の徹底・強化

ア 廃棄物処理法の周知徹底と指導強化

産業廃棄物は、排出事業者自らがその処理責任に基づき適正処理することが原則となっていることをあらゆる機会を通じて周知徹底するとともに、排出事業者が処理事業者等に処理委託する際の委託基準の遵守や適正処理を管理するマニフェスト制度の適正な運用に関する指導を強化する。

また、不法投棄の防止や法令遵守に高い効果のある電子マニフェストの普及を促進するため、事業者等への働きかけを強化するとともに、平成20年度から義務づけられた産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出の徹底に努める。

イ 多量排出事業者に対する処理計画の作成指導等

多量排出事業者に作成・提出が義務付けられている産業廃棄物処理計画及びその計画の実施状況報告などを活用し、廃棄物の発生抑制と減量化・資源化に向けた指導を強化する。

また、企業による環境に配慮した事業活動の展開を進めるため、環境マネジメントシステムの導入促進を図る。

(2) 適正処理の推進

ア 処理業者の育成・指導

産業廃棄物処理業者の許可に当たっては、廃棄物処理法等に基づき厳正な審査を行う。また、処理業者に対しては、立入検査等を実施し適切な指導を行うとともに、(社)岡山県産業廃棄物協会が行う法令の周知、適正処理意識や処理技術の向上を図るために研修会等の開催及び処理業者が行う計量設備等の導入への経費助成などにより、優良な処理業者の育成を図る。

イ 産業廃棄物処理情報の管理

産業廃棄物管理票交付等状況報告書は、全ての排出事業者から提出されるが、これによって得られる情報と処理業者から報告される情報を整理し、事業者指導に役立てるとともに、廃棄物処理計画の進行管理を図るため、産業廃棄物に関する各種データを経年的に分析する「産業廃棄物実態調査」と最終処分場の埋立容量を正確に把握する「最終処分場埋立容量調査」を行う。

(3) 不法投棄等不適正処理の防止

ア 不法投棄等防止啓発事業

不法投棄防止啓発ポスターやリーフレット、ラジオスポット等により、不法投棄・野外焼却等の不適正処理の実態を広く周知し、警戒と通報、地域環境の保全を呼びかける。

イ 産業廃棄物の広域移動対策

産業廃棄物の県内への搬入については、県外の排出事業者が知事に事前協議を行う制度の厳正な運用を図るとともに、警察本部の協力を得て主要幹線道路等で産業廃棄物運搬車両の検問を実施し、廃棄物の確認やマニフェストとの符合等を行い、県外から搬入される産業廃棄物の不適正処理を未然に防止する。

ウ 不法投棄等監視指導体制強化事業

産業廃棄物の監視指導を専門に行う非常勤職員「産業廃棄物監視指導員」を各県民局及び地域事務所に配置して監視指導体制を強化するとともに、環境に係る緊急事案の初動対応等を行う「環境監視指導員」を各地域事務所に配置し、県民の安全・安心の確保を図る。

また、休日・夜間等の監視パトロールの民間委託、不法投棄監視カメラの設置、不法投棄110番の設置、島しょ部や山間地における不法投棄の上空監視、不法投棄監視事業を行う市町村への経費助成などの不法投棄防止事業を一層促進するとともに、不法投棄等の早期発見、早期対応に努めるため、国や県、市町村、警察、関係団体、不法投棄発見通報協定締結先企業等が連携し、初動体制の強化や情報交換の活性化を図る。

エ 産業廃棄物対応力強化事業

悪質巧妙化する産業廃棄物の不適正処理に対処するため、公認会計士や中小企業診断士の協力を得て経理的な審査にも力を入れるなど、徹底的な責任追及が図れるよう対応力を強化する。

(4) アスベスト廃棄物対策

アスベスト廃棄物の適正な処理が確保されるよう、各種講習会等を通じ、排出事業者及び処理業者に対し、廃棄物処理法に基づく処理基準等を周知・徹底する。

(5) P C B廃棄物処理の推進

平成19年度に策定した「岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、県内のP C B廃棄物が、北九州市に建設されたP C B廃棄物処理施設で確実かつ適正に処理されるよう、P C B廃棄物保管事業者や収集運搬業者への指導を行うとともに、P C B特別措置法に基づき毎年提出される届出により、処分状況及び保管状況の確実な把握に努める。

(6) 放置産業廃棄物撤去事業

津山市内の元産業廃棄物処理業者の事業場に大量のシュレッダーダスト（自動車等破碎物）が放置され、生活環境保全上の影響等が懸念されることから、産業廃棄物処理業者や(財)岡山県環境保全事業団の地域への貢献事業としての協力を得て、撤去・処理を行う。

《自然環境課》

1 自然環境の保全

(1) 優れた自然・生態系の確保

岡山県自然保護条例に基づき、優れた自然の地域などを県自然環境保全地域等に指定し、その保護に努める。

(2) 自然保護協定の締結

工場敷地やゴルフ場の造成などの大規模な開発行為（面積10ha以上）に対し、現存植生の保全や改変地の緑化などの指導により、無秩序な開発を防止し、開発と自然環境の保全との調整を図るため、岡山県自然保護条例に基づき、県、市町村、事業者の三者との間で自然保護協定を締結している。

・自然保護協定締結実績 90件（平成22年3月31日現在）

(3) 希少野生動植物の保護

ア 岡山県希少野生動植物保護条例に基づく施策等の推進

平成15年度に制定した「岡山県希少野生動植物保護条例」に基づき、県民等と協働して保護施策に取り組む。

国の委託を受けて「スイゲンゼニタナゴ保護増殖事業計画」及び「アユモドキ保護増殖事業計画」に基づく事業に取り組む。

イ レッドデータブック等の改訂

野生動植物の生息・生育環境は刻々変化しているので、その変化を追跡調査するとともに、平成22年3月に発刊した岡山県版レッドデータブック2009を活用した生物多様性に関する情報提供を行う。

(4) 保全地域の拡大

ア 土地の公有化

自然公園や自然環境保全地域などに指定されている地域のうち、自然保護上特に重要な地域について公有化を行っている。

イ 大規模天然林の保全

新庄村の毛無山一帯の森林は100年生前後のブナを中心とする天然林で、自然景観上、また学術的にも貴重な森林であることから、天然林の一部を公有化し、保全に努めている。

(5) 自然保護思想の普及

自然保護思想の普及及び美しい郷土の保全を図るために委嘱した県自然保護推進員による普及啓発活動の展開を図る。

・自然保護推進員数 88名（平成22年4月1日現在）

(6) 岡山県自然保護センター

自然との触れ合いを通じて、県民の自然への理解を深め、自然の保護についての認識を高めるために設置した岡山県自然保護センターの管理運営を行う。

ア 施設概要

・場 所 和気郡和気町田賀

・面 積 約100ha

・主な施設 センター棟、タンチョウ飼育施設、フィールド施設（湿生植物園、虫の原っぱ、昆虫の森等）

イ 主な業務内容

自然観察会等の開催、機関誌の発行、ホームページを通じた情報発信、動植物の調査研究、特別天然記念物タンチョウの飼育等

(7) 外来生物対策の推進

外来生物による生態系への被害の拡大防止を図るため、県民への普及啓発に取り組むとともに、保護対策上重要な地域について県民との協働のもと外来生物の防除活動を展開する。

なお、緊急雇用創出事業として、「外来魚緊急防除モデル事業」等を実施する。

2 自然公園等の利用・管理

(1) 自然公園の保護と管理

ア 自然公園内の各種行為の規制と違反防止

自然公園の保護の適正化を図るため、自然公園法又は県立自然公園条例に基づき、特別保護地区及び特別地域を指定し、一定の行為を許可制にするとともに、普通地域での特定の行為に対しては、事前の届出義務を課し、その保全を図っている。

また、自然公園指導員、自然保護推進員等のボランティアからの情報を受けながら、より適切な管理に努める。

イ 自然保護地域等清掃事業

自然公園法第19条（清潔の保持）の主旨に基づき国、県、市及び関係諸団体が協力し、国立公園内の自然環境を清潔に保持するため、主要利用地域のうち特に重点的に美化清掃活動を行う必要のある地域において、清掃活動を実施する団体に対し補助を行う。

- ・事業主体 倉敷玉野地域国立公園美化推進協議会
- ・活動区域 鷲羽山、由加山、王子が岳、渋川海岸、十津寺山地域

(2) 自然公園の施設整備

ア 自然公園施設整備事業（自然環境整備交付金）

国定公園及び長距離自然歩道の施設整備を行う。

位 置	津山市阿波地内（氷ノ山後山那岐山国定公園） 加賀郡吉備中央町地内（中国自然歩道）
事業主体	岡山県
事 業 費	33,000千円（国費4.5/10、県費5.5/10）
事業内容	柵工、木橋、階段工、公衆便所等

3 温泉の保護と利用

温泉法に基づき、温泉の掘削、動力装置、採取及び利用等についての許可及び指導監督を行い、温泉の保護と安全で適正な利用を促進する。

また、温泉利用施設における適切な温泉成分等の掲示を徹底する。

〔温泉の概要（平成22年3月31日現在）〕

- ・温泉ゆう出泉源数 220ヶ所
- ・内利用泉源数 113ヶ所
- ・温泉利用施設の年間宿泊利用者数 約82万人（平成20年度）

4 野生鳥獣の保護及び狩猟の適正化

人と野生鳥獣の共生の確保及び生物多様性の保全を基本として鳥獣保護事業を実施するため「第10次岡山県鳥獣保護事業計画（計画期間：平成19～23年度）」に基づいて鳥獣保護行政を推進する。

また、農林作物被害の防止と生息数の調整を図るうえで重要な役割を担う狩猟について、人身被害の防止、法令違反の絶無、マナーの確立を図る。

(1) 野生鳥獣の保護

ア 鳥獣保護思想の啓発

野生鳥獣の保護は、県民参加による理解と協力が必要であり、鳥獣保護団体の育成と、愛鳥週間行事（5月10日～16日）を中心に保護思想の普及啓発に積極的に取り組む。

(ア) 傷病野生鳥獣の保護看護

池田動物園及び自然保護センターを鳥獣保護センターに指定し、救護活動を実施する。

(イ) 愛鳥ポスターの募集

県下の小・中・高等学校の児童・生徒から愛鳥に関するポスターの募集を行い、制作過程を通じて愛鳥思想の高揚を図る。

イ 鳥獣生息状況調査

野生鳥獣の保護対策の基礎資料とするため、次のとおり調査を実施する。

・鳥獣生息分布調査、ガン・カモ科鳥類生息調査、放鳥効果調査

ウ 鳥獣保護区等の指定

鳥獣の保護繁殖を図るため鳥獣保護区等の指定を行う。

エ 野生鳥獣保護管理対策

(ア) ツキノワグマの保護管理対策

絶滅のおそれがあるツキノワグマの保護管理計画（計画期間：平成19～23年度）に基づき、狩猟による捕獲を禁止するとともに、保護管理対策を推進する。

(イ) ニホンジカの保護管理対策

県東部地域（岡山・東備・津山・勝英地域）において農作物被害が顕著になっているニホンジカの保護管理計画（計画期間：平成19～23年度）に基づき、捕獲頭数制限の緩和及び狩猟期間延長（11月15日から翌年2月末日まで）等による個体数の調整を図る。

(ウ) イノシシの保護管理対策

県下全域において発生している農作物被害を軽減するため、イノシシの保護管理計画（計画期間：平成19～23年度）に基づき、狩猟期間延長（11月15日から翌年2月末日まで）等による個体数の調整及び総合的な被害防止対策を推進する。

(2) 狩猟の適正化

ア 狩猟免許

狩猟免許を受けようとする者に対し狩猟免許試験並びに更新検査及び講習を実施し、合格者に狩猟免状を交付する。

イ 狩猟者登録

県内で狩猟をしようとする者に対し狩猟者登録を行い、狩猟者登録証及び狩猟者記章を交付する。

ウ キジの放鳥

鳥獣保護区、休猟区等においてキジの増殖を図るため、キジの放鳥を実施する。

(3) 有害鳥獣の駆除

ア 駆除班による駆除推進

適正な駆除を促進するとともに駆除効果を高めるため、県下に約160班結成されている駆除班に対し活動奨励補助（30,000円以内/班）を行う。

また、一定基準数以上の有害鳥獣を捕獲した駆除班に対して1班当たり20,000円以内の補助金を加算する。

イ 有害獣捕獲柵の設置

イノシシ、シカなど有害獣を捕獲するための柵の設置に対して補助を行う。

・事業主体 市町村

・補助率 補助基本額（190,000円／基）の1／3以内

5 みどりの保全・復元と創造

(1) 緑化の推進

ア 緑化運動の展開

緑に対する意識の高揚を図るため、市町村をはじめ(社)岡山県緑化推進協会などの推進団体との連携により県民総参加による緑化運動を実施する。

(ア) 春のみどりの月間（4月1日～5月31日）

ア) 緑の募金運動

イ) 緑化運動ポスター募集（小・中・高校生等対象）

(イ) 秋のみどりの月間（10月1日～10月31日）

みどりの大会

・緑化関係表彰、記念植樹等

・みどりの少年隊交流大会

イ 森林整備等推進団体の育成

緑の重要性を広く認識し、緑の保全・育成・創出及び意識の高揚を図るため、みどりの少年隊など各種ボランティア団体の育成強化を図っている。

・みどりの少年隊数 44隊（平成22年4月現在）

6 自然環境保全審議会

自然環境保全法及び岡山県自然環境保全審議会条例に基づいて設置した審議会において、県立自然公園の指定、公園計画の決定、県自然環境保全地域等の指定、鳥獣保護事業計画と特定鳥獣保護管理計画の策定、鳥獣保護区等の設定、温泉の掘削、増掘及び動力装置の許可などを審議する。

また、審議会の運営の円滑化を図るため、自然保护部会、鳥獣部会、温泉部会を設置している。

《文化振興課》

文化あふれる地域の創造を目指した「新おかやま夢づくりプラン」の実現に向け、平成20年2月に策定したおかやま文化振興ビジョンに基づき、県民、文化団体等との協働により各種施策の推進に努める。

1 文化を創造し、楽しみ、感動できる岡山

多くの県民が子どもの頃から各地域で伝承・創造活動に参加でき、文化を楽しみ、感動できる環境づくりに努める。

(1) 子ども・若者が文化に触れる機会の充実

岡山フィルハーモニック管弦楽団

Children's Live Tour 2010 1公演：やかげ文化センター

(2) 文化を担う人材や団体の育成・活用

ア (財)岡山県郷土文化財団の育成

本県の優れた自然や文化的遺産の保護・保存及び管理並びに地域文化の創造に努め、うるおいとやすらぎのある郷土づくりを目指して活動している(財)岡山県郷土文化財団の育成を図る。

イ (社)岡山県文化連盟の活動支援

(社)岡山県文化連盟の運営基盤を強化することで、芸術・文化団体の相互連携と自主的活動の充実促進を図り、国民文化祭開催への機運の醸成を図る。

<岡山県文化連盟の主な活動>

(ア) 文化人材バンク

文化人材バンクに登録された講師を小・中学校、市町村文化協会等へ派遣する。

(イ) 地域文化力強化協働推進事業

N P O等との協働による文化事業を行う市町村文化協会等に対し、経費を助成する。

(ウ) 分野別団体文化力強化

県文化連盟会員である分野別県レベル文化団体が行う文化力強化事業（研修会、ワークショップ、講演会等）に要する経費を助成する。

(エ) 天神山文化プラザ指定管理業務

天神山文化プラザの指定管理者として管理運営に当たる。

ウ 第45回岡山県文学選奨

県民の文芸創作活動を奨励し、豊かな県民文化の振興を図る。

小説A、小説B、随筆、現代詩、短歌、俳句、川柳、童話の8部門を公募する。

エ 岡山芸術文化賞

当該年度における優れた芸術文化活動の業績が認められる個人又は団体を顕彰し、一層の研鑽を促し、文化の振興を図る。

グランプリ3件以内、準グランプリ7件以内、功労賞3件以内

オ 岡山県文化賞・同奨励賞（芸術部門・学術部門）

岡山県の文化の向上に著しく貢献した者に文化賞を、岡山県の文化の向上に貢献し今後の活躍を奨励するに値する者に文化奨励賞を授与する。芸術、学術の2部門。

平成21年度（第62回）岡山県文化賞：高橋 秀（芸術：美術）

〃：西堀 正洋（学術：医学）

（第52回）岡山県文化奨励賞：川野 正毅（芸術：工芸）

〃：西原 康師（学術：化学）

カ 岡山県文化特別顕彰

文化の分野で国内又は国外で顕著な功績を挙げるなど岡山県を全国にアピールし、県民に多くの感動を与えた個人又は団体を顕彰する。

H13. 5. 30 有吉道夫（日本将棋連盟公式戦通算1,000勝）

H13. 9. 28 重松 清（第124回直木賞受賞等）

H14. 7. 4 蛭田二郎（第58回日本芸術院賞受賞）

H16. 12. 16 小川洋子（第55回読売文学賞受賞等）

H17. 5. 27 坂手洋二（第8回鶴屋南北戯曲賞受賞等）

H19. 3. 1 高木聖鶴（文化功労者等）

キ 岡山県新進美術家育成「I 氏賞」

岡山県にゆかりのある新進気鋭の若手美術家に賞を贈呈するとともに、発表の場を提供するなど、創作活動を支援し、次世代を担う若手美術家を育成する。

平成21年度 第3回岡山県新進美術家育成「I 氏賞」大賞 松井 えり菜（絵画）

〃 奨励賞 小野 耕石（版画）

〃 奨励賞 手塚 愛子（彫刻）

(3) 参加し、楽しみ、感動できる機会の充実

ア おかやま県民文化祭の開催

県民が文化に親しむとともに、日頃の文化活動の成果を発表する場として、県民総参加による文化の祭典を開催し、本年秋の「第25回国民文化祭・おかやま2010」の盛り上げを図る。岡山県文学選奨、アートの今・岡山、県庁アート回廊、中四国文化の集い、協賛事業等



第7回おかやま県民文化祭「倉敷ジャム」ジャズストリート

（平成21年12月19～20日）

イ 岡山県美術展覧会の開催

第61回岡山県美術展覧会を山陽新聞社と共に開催する。

日本画、洋画、工芸、書道、写真、彫刻、デザインの7部門の作品を県内から公募する。

ウ 優秀映画鑑賞推進事業

東京国立近代美術館フィルムセンターが所蔵する映画フィルムを県内の公立文化施設等と協力して上映し、優れた映画の鑑賞機会を提供する。

エ 天神山文化プラザ事業の充実

天神山文化プラザにおいて、県民の芸術文化活動・文化情報拠点施設としての機能充実を図る。(平成20年度から(社)岡山県文化連盟を指定管理者に指定)

貸館施設

施設名	開館時間	備考
展示室（5室）	9:00～18:00	H21年度利用率 96.5%
練習室（5室）	9:00～22:00	同上 91.1%
ホール	9:00～22:00	同上 55.4%
会議室（2室）	9:00～17:00	同上 52.9%
文化情報センター	9:00～18:00	—

オ おかやま旧日銀ホール事業の推進

大正期の優れた洋風建築物である旧日本銀行岡山支店（本館は登録有形文化財）を、音楽などの芸術を気軽に楽しむことができる新たな文化芸術の創造拠点「おかやま旧日銀ホール」（愛称：ルネスホール）として再生し、平成17年9月に開館した。（NPO法人バンクオブアーツ岡山を指定管理者に指定）

より幅広い県民に親しまれる施設となるよう、引き続き、利用の促進に努めるとともに、指定管理者を中心とした文化・芸術分野の団体やボランティアのネットワークを生かしながら、ホールの効果的な運営や、教育プログラムの導入等による優れた企画イベントの開催、未改修であった金庫棟について、その利活用に向けた整備を行い、一層の魅力アップを図る。

平成21年度利用状況

利用者数	35,177人
稼働日数	213日 (稼働率: 68.7%)
一般開放日数	97日

カ 県立美術館事業の充実

内外の優れた芸術活動を紹介する展覧会や美術館講座の開催等県立美術館の機能を最大限に活用した事業を展開する。

(ア) 展覧会事業

・ 岡山の美術展

県立美術館で所蔵している岡山ゆかりの美術作品を、「岡山の美術展」として公開する。

・ 特別展・企画展

展 覧 会 名	期 間 (予定)
世界遺産アンコールワット展 ～アジアの大地に咲いた神々の宇宙～	H22年4月20日(火)～5月30日(日)
没後10年記念 三岸節子展	H22年6月8日(火)～7月4日(日)
パスキンとエコール・ド・パリ展 －北海道立近代美術館所蔵作品による－	H22年7月16日(金)～8月22日(日)
第61回岡山県美術展覧会	H22年9月1日(水)～9月12日(日)
第25回国民文化祭・おかやま2010協賛 岡山・美の回廊	H22年10月8日(金)～11月7日(日)
第57回日本伝統工芸展岡山展	H22年11月18日(木)～12月5日(日)
C U L T E X 共通言語としてのテキスタイル －共振する思考－	H22年12月21日(火) ～H23年1月30日(日)
モネとジヴェルニーの画家たち	H23年2月25日(金)～4月10日(日)

(イ) 教育普及事業

- ・ 「ここにちは美術館」(参加体験型ワークショップ) 事業の実施
- ・ 美術館講座の開催
- ・ 美術館ニュース等の発行

(ウ) 交流連携促進事業

- ・ 出前美術館の実施

平成21年度入館者数

区 分	開催回数 (回)	開催日数 (日)	入館者数 (人)		
			有料入館者数	無料入館者数	計
岡山の美術展	通年	269	5,970	4,924	10,894
特 別 展	8	203	221,266	37,900	259,166
計	一	開館日数 269	227,236	42,824	270,060
特別展観覧券で岡山の美術展を観覧した人				125,963	
合 計				396,023	

2 文化の力で創り、拓く岡山

文化の持つ力で地域の魅力や価値をさらに掘り起こし、地域産業の活性化やまちづくりなど、豊かな地域づくりに文化の力を生かしていく。

(1) 伝統文化の保存・継承・発展

ア 犬養木堂記念館の管理運営

郷土出身の偉大な政治家犬養木堂翁の功績を顕彰するとともに、地域文化の振興に役立てるため整備した犬養木堂記念館の管理運営を行う。((財)岡山県郷土文化財団を指定管理者に指定)

イ 岡崎嘉平太記念館の管理運営

わが国の産業、経済の発展や日中国交回復に大きな役割を果たした名誉県民岡崎嘉平太氏の功績をたたえるとともに、地域文化の振興に資するため、吉備高原都市業務商業ビル内に設けた岡崎嘉平太記念館の管理運営を行う。((財)岡山県郷土文化財団を指定管理者に指定)

3 文化でつながり魅力を発信する岡山

文化による相互理解を促進し、世界の人々との連帯感を醸成し、岡山の拠点性を高めるため、岡山の魅力を伝える文化の積極的な発信と多様な文化の受信に努める。

(1) 文化交流の促進

第19回中四国文化の集いの共同開催

開催場所：岡山県



第18回中四国文化の集い（平成21年12月20日倉敷芸文館）

「ビッグバンドジャズフェスティバル」

(2) 岡山からの文化発信

第十回岡山県「内田百閒文学賞」

岡山が舞台となる作品や、岡山県出身の人物・自然・文化・風土・物産などを題材とした文学作品を全国から募集し、岡山県の良さを全国の人たちに知ってもらう。(財)岡山県郷土文化財団と共に催す。

- ・応募締切 平成22年5月31日
- ・審査員 小川洋子 奥泉光 重松清
- ・賞 最優秀賞(1編) 賞金100万円 優秀賞(3編) 賞金30万円
- ・発表 平成22年12月
- ・出版 最優秀賞及び優秀賞作品を刊行

《国民文化祭推進室》

第25回国民文化祭・おかやま2010の開催 (愛称：あつ晴れ！おかやま国文祭)

本県の豊かで多彩な文化的蓄積を生かし、全国・世界に向けた文化発信につながる魅力的な事業となるよう市町村や文化関係者等と連携して開催準備を推進する。

県民誰もが出演者、鑑賞者、ボランティアとして参加できる県民総参加の国民文化祭とする。

1 第25回国民文化祭・おかやま2010とは

国民文化祭は、アマチュアを中心とした文化団体やアーティストが県内外から集まって、全国各地で行われている多彩な文化活動の成果を発表、競演し、交流する日本最大の文化の祭典である。

昭和61年に東京都で第1回が開催され、毎年全国各都道府県を巡回して開催されている。

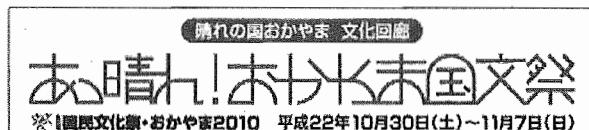
(1) テーマ：晴れの国おかやま 文化回廊

瀬戸内海から蒜山高原まで、さわやかな晴天が広がる岡山県を舞台として、地域と歴史を「めぐる」文化、人と人との「つなぐ」文化、ここから全国・世界へ、いまから未来へと「のびる」文化の回廊が、時空を超え、彩り豊かに行き交う。

(2) 会期：主催事業〔9日間〕 平成22年10月30日（土）～11月7日（日）

協賛事業〔5か月間〕 平成22年7月1日（木）～11月30日（火）

(3) 愛称：あつ晴れ！おかやま国文祭



(4) マスコットキャラクター：ももっち

岡山県のマスコットとして親しまれている「ももっち」が、鮮やかな黄色のタキシードを身にまとい、国民文化祭PRのコンダクター（指揮者）として国民文化祭を盛り上げている。



(5) イメージソング：「愛の雫（しずく）」

岡山県出身のシンガーソングライター「まきちゃんぐ」さんが書きおろした作品。

(6) あつ晴れ！おかやま国文祭盛り上げ隊

公募で選ばれた15組が、ダンス、オカリナ、尺八、ジャグリングなどの多彩なパフォーマンスで国民文化祭の開催をアピールするため、PRイベント等で活躍している。

2 開催内容

(1) 総合フェスティバル

ア 開会式・オープニングフェスティバル

平成22年10月30日（土）岡山県総合グラウンド体育館（桃太郎アリーナ）（岡山市）

岡山県の誇る伝統や文化を生かして、岡山県らしさをアピールするとともに県内外からの文化団体等の参加を得て文化の祭典の開幕にふさわしい感動と共感を呼ぶステージを繰り広げる。

イ 閉会式・フィナーレ

平成22年11月7日（日）倉敷市芸文館（倉敷市）

第25回国民文化祭で繰り広げられた文化芸術活動の成果を紹介するとともに、新たな地域文化の創造に向け、力強く未来にのびていくことを誓い、次期開催地である京都府に引き継ぐ。

(2) シンポジウム

ア 地域と文化～温故知新－明日を開くアジアと岡山～

先人が培ってきた岡山の文化の特徴を探り、その魅力を県内外へ情報発信するとともにその文化遺産を後世に引き継ぎ、潤いあふれる社会の創造を目指す。

イ 古代吉備の風景

多くの謎や歴史ロマンにあふれる吉備の古代史を紐解くとともに、現在の地域文化とのつながりなど様々な側面から議論する。

ウ 江戸時代の国際文化交流～洋学・異国人・異国船～

視点を「人や物」におき、「洋学」をグローバルな視点で見つめ直し、人から人へと拡張する国際交流、物への好奇心が誘う「洋学」にアプローチする。

(3) 分野別フェスティバル

あ~晴れ!あけ未未国文祭 イベントスケジュール

総合フェスティバル

開会式・オープニングフェスティバル
平成22年(2010年) 10月30日(土)
会場:岡山市・桃太郎アリーナ

岡山県の誇る伝統や文化を生かして、岡山県らしさをアピールするとともに、県内外からの文化団体等の参加を得て、文化の祭典の開幕にふさわしい盛りと共感を呼びステージを繰り広げます。

閉会式・フィナーレ

平成22年(2010年) 11月7日(日)
会場:倉敷市・倉敷市芸文館

シンポジウム

●地域と「文化」～地域における文化のあり方を探る～
先人が培ってきた岡山の文化の特性を探り、その魅力を県内外へ情報発信するとともに、その文化遺産を後世に引き継ぎ、潤いあふれる社会の創造を目指します。

●古代吉備の風景

多くの庭や歴史ロマンにあふれる吉備の古代史を紐解くとともに、現在の地域文化とのつながりなど様々な側面から議論します。

●江戸時代の国際文化交流～洋学・異国人・異国船～

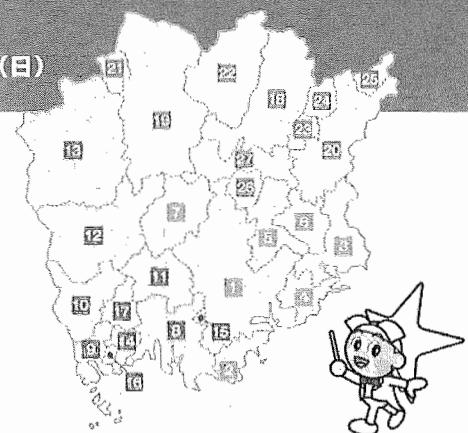
視点を「人や物」におき、「洋学」をグローバルな視点で見つめ直し、人から人と接する国際交流、物への好奇心が誘う「洋学」にアプローチします。

開催地	ジャンル	事業名	会場	10月 11月						
				30	31	1	2	3	4	5
岡山市	祝 言	開会式・オープニングフェスティバル*	桃太郎アリーナ							
	シンポジウム	シンポジウム「地域と「文化」」*	岡山市民会館			●				
	生 活 文 化	生活文化・暮らしと味わい総合フェスティバル*	岡山県総合グラウンド							
	美 術	メディア芸術祭*	岡山市デジタルミュージアム							
	音 音	合唱の祭典	岡山シンフォニーホール							
	音 楽	マーチング・パントワーリングの祭典	岡山市総合文化体育館							
	音 楽	オーケストラの祭典	岡山シンフォニーホール							
	舞 蹴	日本舞踊の祭典	岡山市民会館							
	伝 烧 芸 能	邦楽の祭典	岡山市民会館							
	美 術	美術展(書)	岡山県天神文化プラザ							
	生 活 文 化	岡山後楽園大茶会	岡山後楽園							
	生 活 文 化	大華道展	岡山武道館							
	美 術	～マリンたまの絵手紙展～	玉野市産業振興ビル、玉野市文化会館							
	生 活 文 化	小倉百人一首かるた競技全国大会	玉野市総合体育館							
② 玉野市	美 術	美術展(陶芸)	岡山県備前陶芸美術館、備前焼伝統産業会館							
	美 術	陶芸の祭典	リフレンサーびぜん							
	文 藝	備前おさふね名刀フェスティバル	備前おさふね刀剣の里、ゆめトピア長船							
③ 備前市	文 藝	文芸祭(現代詩)	赤磐市山陽ふれあい公園総合体育館							
	音 音	ふれあい歌謡フェスタin和気	和気町体育館							
	美 術	庭園「美の世界」	吉川公民館、重森三玲記念館							
④ 倉敷市	音 音	吹奏楽の祭典	倉敷市民会館							
	音 音	ジャズ・フェスティバル	マービーふれあいセンターほか							
	演 剧	演劇祭(現代劇)	倉敷市芸文館							
	舞 蹴	洋舞フェスティバル	倉敷市民会館							
	伝 烧 芸 能	全国吟詠劍詩舞道祭	倉敷市民会館							
	美 術	美術展(洋画)	倉敷市立美術館							
	生 活 文 化	茶道フェスティバル(倉敷会場)	円通寺、倉敷市新深園ほか							
	生 活 文 化	ファッション・フェスティバル	倉敷ファッションセンターほか							
	生 活 文 化	将棋フェスティバル	倉敷市芸文館、ライフパーク倉敷							
	音 音	閉会式・フィナーレ*	倉敷市芸文館							
⑤ 笠岡市	伝 烧 芸 能	盆踊りフェスティバル	笠岡市民会館							
	伝 統 芸 能	能・狂言フェスティバル	笠岡市民会館							
⑥ 井原市	音 音	子守唄フェスティバル	井原市民会館							
	美 術	美術展(彫刻)	アクティブライフ井原							

※国民文化祭・おかやま2010 平成22年10月30日(土)～11月7日(日)

分野別フェスティバル

- 音楽を聴く 合唱、吹奏楽、マーチング・パントワーリング、オーケストラ、民謡・民舞、大正琴、ジャズ、蒲囃、子守唄など
- 演劇を見る 現代劇、ミュージカル
- 舞蹈を堪能する 日本舞蹈、洋舞
- 伝統芸能を楽しむ 吟誦劇誇舞、和太鼓、神楽、盆踊り、邦楽、地歌舞伎、能・狂言
- 文芸に親しむ 文芸祭（短歌、俳句、川柳、現代詩、漢詩）
- 美術を鑑賞する 美術展（日本画、洋画、書、写真、彫刻、工芸、陶芸）、現代美術、メディア芸術、漫画、絵手紙、刀、庭園など
- 生活文化を体験する 食文化、茶道、華道、ファッション、かるた、囲碁、将棋、民話など
- 生活文化を体験する



開催地	ジャンル	事業名	会場	10月 11月
⑪ 総社市	シンポジウム	シンポジウム「古代吉備の風景」	総社市総合文化センター	30 ● 31 ● 1 ● 2 ● 3 ● 4 ● 5 ● 6 ● 7 ●
	伝統芸能	和太鼓の競演	総社市総合文化センター	● ● ● ● ● ● ●
	美術	美術展(日本画)	総社市スポーツセンター	● ● ● ● ● ● ●
	生活文化	民話の祭典	総社市総合文化センター	● ● ● ● ● ● ●
⑫ 高梁市	音楽	童謡フェスティバルinたかはし	高梁総合文化体育館	● ● ● ● ● ● ●
	伝統芸能	神楽フェスティバル	元成羽高等学校体育館	● ● ● ● ● ● ●
	美術	漫画フェスティバル	吉備川上ふれあい漫画美術館ほか	● ● ● ● ● ● ●
⑬ 新見市	演劇	演劇祭(ミュージカル)	まなび広場にいみ	● ● ● ● ● ● ●
	歴史文化	たたら製鉄フェスティバル	たたら製鉄会場	● ● ● ● ● ● ●
⑭ 浅口市	文化芸術	文芸祭(漢詩)	浅口市中央公民館	● ● ● ● ● ● ●
	文化一般	あさくち星空・宇宙フェスタ	国立天文台岡山天体物理観測所、岡山天文博物館	● ● ● ● ● ● ●
⑮ 早島町	歴史文化	金比羅往来ロマンフェスティバルin早島	早島町観光交流センターほか	● ● ● ● ● ● ●
	音楽	ピアノ交流フェスティバル	早島町市民総合会館「ゆるびの舎」	● ● ● ● ● ● ●
⑯ 里庄町	文化一般	科学フェスティバル	里庄総合文化ホール「フロイド」ほか	● ● ● ● ● ● ●
⑰ 矢掛町	生活文化	吉備真備と囂碁の祭典	吉備真備公園	● ● ● ● ● ● ●
⑱ 津山市	シンポジウム	シンポジウム「江戸時代の国際文化交流」	津山鶴山ホテル	● ● ● ● ● ● ●
	音楽	民謡・民舞の祭典	津山文化センター	● ● ● ● ● ● ●
	文芸	文芸祭(俳句)	音楽文化ホール・ベルフォーレ津山	● ● ● ● ● ● ●
	美術	美術展(写真)	津山市立文化展示ホール	● ● ● ● ● ● ●
	生活文化	茶道フェスティバル(津山会場)	アルネ・津山・ソシオ一番街	● ● ● ● ● ● ●
	歴史文化	中世山城の祭典	音楽文化ホール・ベルフォーレ津山	● ● ● ● ● ● ●
⑲ 真庭市	音楽	ミュージック・フェスティバル	久世エスバズランド、勝山町並み保存地区	● ● ● ● ● ● ●
	美術	美術展(工芸)	白梅総合体育館	● ● ● ● ● ● ●
⑳ 美作市	演劇・芸芸	大道芸・人形劇フェスティバル	宮本武蔵顕彰武蔵武道館	● ● ● ● ● ● ●
	文化一般	エコロジー・カー・フェスティバル	岡山国際サーキット	● ● ● ● ● ● ●
㉑ 新庄村	歴史文化	出雲街道交流フェスティバル	島本陣木代郎(かいせん桜通り)ほか	● ● ● ● ● ● ●
㉒ 銀野町	文芸	文芸祭(短歌)	銀野町立銀野中学校講堂	● ● ● ● ● ● ●
㉓ 勝央町	音楽	大正琴の祭典	勝央文化ホール	● ● ● ● ● ● ●
㉔ 奈義町	伝統芸能	地歌舞伎の祭典	奈義町文化センター	● ● ● ● ● ● ●
	美術	現代美術展	奈義町現代美術館	● ● ● ● ● ● ●
㉕ 西粟倉村	文化一般	木と人の温もり	若杉天然林・旧影石小学校	● ● ● ● ● ● ●
㉖ 久米南町	文芸	文芸祭(川柳)	久米南町立久米南中学校体育館	● ● ● ● ● ● ●
㉗ 美咲町	生活文化	朝田フェスティバル	旧大井和小学校周辺	● ● ● ● ● ● ●
㉘ 県内各地	その他	あっ晴れ!おかやま提案事業	県内各地	● ● ● ● ● ● ●

*印は、日の実施事業です。

3 国民文化祭の開催準備

- (1) 第25回国民文化祭岡山県実行委員会第4回総会での準備状況報告及び県主催事業実施計画の決定及び第5回総会（解散総会）の開催
- (2) 第25回国民文化祭岡山県実施本部の設置
- (3) 国民文化祭県主催事業の運営計画の策定、リハーサル、ボランティア研修などの開催準備を進め、主催事業を開催
- (4) 県内各市町村における市町村実行委員会及び事業別企画委員会の運営の支援、市町村主催事業の開催に向けた支援
- (5) 市町村・文化団体との連絡会議の開催
- (6) 開催気運醸成のための広報事業の実施
 - ア 各節目でのイベントの開催（150日前、100日前、50日前、20日前）
 - イ 国民文化祭盛り上げ隊とキャンペーンスタッフによる各種イベント等での広報活動
 - ウ マスコットももっちやロゴを活用した広報グッズ等による広報の展開
 - エ あつ晴れ！おかやま国文祭応援募金の実施（平成22年10月31日まで）
 - オ イメージソングの活用
- (7) 国民文化祭を盛り上げる各種事業への積極的な参加促進
 - ア 応援事業
 - イ 協賛事業
- (8) 次期開催地京都府への引継

《スポーツ振興課》

「岡山県スポーツ振興基本計画」に基づき、生涯スポーツの振興を図るため、県民が気軽にスポーツに親しめる環境づくりを推進する。

競技スポーツの振興については、国体選手やジュニア選手の育成・強化を行うとともに、国内外で活躍するアスリートの発掘・育成に取り組むなど、競技力の維持・向上に努める。



1 生涯スポーツの振興

(1) 総合型地域スポーツクラブの設立・育成支援

市町村等と連携して総合型地域スポーツクラブの設立・育成を図るとともに、クラブ間のネットワークを促進するため、連絡協議会を開催する。

※ 平成21年度末の状況（38クラブ設立済、6クラブ設立準備中）

(2) トップクラブチームの支援

本県競技スポーツの牽引的存在である国内トップリーグで活躍するクラブチームの強化活動等を支援する。



・「トップチーム」おかやま活性化事業

県民にスポーツで夢や感動、勇気を与えてくれるサッカーJ2リーグのファジアーノ岡山、女子サッカーの岡山湯郷Bell、女子バレーボールの岡山シーガルズを活用し、市町村と連携を図りながら、岡山の活性化、生涯スポーツの振興を推進する。

(3) 全国大会等の開催支援

トップアスリートのプレーを観戦できる全国大会の開催を通じて、本県のスポーツ振興を図るため、全国大会等の開催を支援する。

(4) スポーツ活動啓発事業の充実

ア 第23回全国スポーツ・レクリエーション祭への派遣

富山県で開催（10月16日～19日）される第23回全国スポーツ・レクリエーション祭に、選手を派遣する。

イ 晴れの国トップアスリート派遣事業

全国レベルの大会やトップリーグで活躍している県内のトップアスリート等を市町村や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、学校等に派遣し、競技力の向上と地域スポーツの振興を図る。

※ 平成21年度 230回派遣

ウ 岡山県生涯スポーツ研究大会の開催

生涯スポーツの振興を図るため、スポーツ関係者を対象に研究大会等を開催する。

(5) スポーツ関係団体の育成と充実

(財)岡山県体育協会が実施する競技力強化事業等に補助するほか、岡山県レクリエーション協会など各種スポーツ団体の育成を図る。

(6) 頸彰制度の充実

ア 岡山県生涯スポーツ功労者表彰

長年にわたり本県スポーツの振興及び発展に貢献し、顕著な成果をあげたスポーツ関係者及びスポーツ団体を表彰する。

※ 平成21年 功労者3名・優良団体2団体

イ 岡山県スポーツマスターズ賞

長年にわたりスポーツを実践し、国際大会や全国大会で優秀な成績を収めた高年齢層の選手や、活動又は実績が他の模範となる高年齢層の選手を表彰する。

※ 平成21年 10名

2 競技スポーツの振興

(1) 優秀選手の育成

ア ジュニア選手育成・強化事業

競技ごとに小学校4年～高校3年までの県内トップ選手を対象に合宿・遠征を行い、競技力の向上を図る。

イ 国体成年選手強化事業

各競技を種別ごとに3ランクに区分し、ランクごとに設定された合宿・遠征を行い競技力の向上を図る。

(2) 指導者の育成・活用

ア 晴れの国トップアスリート派遣事業（再掲）

イ 競技指導員配置事業

指導者層の少ない競技へ、競技指導員を配置する。

(3) スポーツ指導者の養成と活用

県民の生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の普及振興を図るため、岡山県スポーツリーダーバンクへの指導者の登録と活用を促進する。

(4) 夢アスリートの発掘・育成

夢アスリート発掘事業

「2008おかやま夢アスリート」21名が、毎月2回の割合で、年代に応じた身体能力や知的能力などの能力開発プログラムを継続的に実施する。



(5) 顕彰制度の充実

ア 岡山県トップアスリート賞

国際大会や全国大会等において、特に優秀な成績を収めた個人・団体を表彰する。

※ 平成21年 78名 33団体

イ 岡山県スポーツ特別顕彰

オリンピック等で顕著な成績を挙げるなど、岡山県を全国に強くアピールし、県民に大きな希望と感動を与えた個人・団体を顕彰する。

※ 平成21年度 1名 (2件)



(6) 「つくろう・のばそう・育てよう！」スポーツプロジェクト

ア スポーツ活動奨励事業 (『つくる』プログラム)

地域スポーツクラブや学校等へ専門指導者を派遣し、小学校期の子どもたちが運動やスポーツを実践する。

(ア) 「おもしろスポーツ体験教室」は、いろいろな運動遊びやレクリエーションスポーツを体験する。

(イ) 「スポーツ教室」は、専門的な実技指導を受ける機会を提供する。

イ Jr.ユースエリート サポート プログラム (『のばす』プログラム)

競技団体から選抜された中学生（1年生～3年生）を対象とし、各学年の競技レベルや発育・発達段階に応じた最適なプログラムを提供する。

(ア) 「チャレンジ ザ トップ！」は、中学生のトップチームを招き、県選抜チームや選手と強化試合を行う。

(イ) 「マルチ サポート プログラム」は、競技者に必要な能力（身体的・精神的）を引き伸ばすために、競技の専門性を踏まえたトレーニング等を提供する。

ウ スポーツ・健康セミナー (『育てる』プログラム)

地域スポーツクラブや学校等に講師を派遣し、児童生徒、指導者や保護者を対象として、スポーツや健康に関する講義・講演を行う。

3 スポーツ施設の活用と充実

県民のスポーツへの関心の高まりに対応し、スポーツ施設の活用と充実に努め、スポーツ活動の促進を図る。

V 予算の概要

平成22年度当初予算額一覧表

(単位:千円)

区分	平成21年度 当 初 予 算 额	財 源 内 訳		平成22年度 当 初 予 算 额	財 源 内 訳		備 考
		特 定	一 般		特 定	一 般	
A 義 務 的 経 費	19,051	0	19,051	500	0	500	
B 公 共 事 業 費	37,000	16,650	20,350	33,000	14,850	18,150	
C 国 庫 补 助 事 業 費	153,897	153,627	270	278,163	278,063	100	
D 基 準 行 政 運 営 費	2,931,067	103,637	2,827,430	2,464,297	112,108	2,352,189	
内 人 件 費	1,968,840	25,159	1,943,681	1,564,128	47,195	1,516,933	
訳 運 営 費	962,227	78,478	883,749	900,169	64,913	835,256	
E 单 県 行 政 施 策 費	1,737,892	655,600	1,082,292	2,362,722	1,465,606	897,116	
一般会計の計	4,878,907	929,514	3,949,393	5,138,682	1,870,627	3,268,055	
特 别 会 计	-	-	-	-	-	-	
合 计	4,878,907	929,514	3,949,393	5,138,682	1,870,627	3,268,055	

分類	事項名	平成21年度 当初予算額	財源内訳		平成22年度 当初予算額	財源内訳		説明
			特定	一般		特定	一般	
A	国庫支出金返納金	19,051	0	19,051	500	0	500	国庫支出金返納金 500
	A分類計	19,051	0	19,051	500	0	500	
B	自然公園施設整備費	37,000	16,650	20,350	33,000	14,850	18,150	自然環境整備交付金 33,000
	B分類計	37,000	16,650	20,350	33,000	14,850	18,150	
C	原子力関連施設 安全対策事業費	138,887	138,887	0	256,061	256,061	0	放射線等監視事業費 42,138 ブルトニウム等監視測定費 6,447 捨石堆積場周辺調査費 1,188 放射線監視等施設整備事業費 152,231 放射能水準調査費 3,422 電源開発施設広報安全対策事業費 4,276 広報安全等対策交付金交付費 13,590 原子力防災施設等整備事業費 32,769
C	国内希少野生動植物 保護事業費	3,500	3,500	0	1,200	1,200	0	国内希少野生動植物保護事業費 1,200
C	環境保全関係調査費	9,816	9,816	0	10,036	10,036	0	化学物質環境調査費 7,080 広域総合水質調査費 2,956
C	生活環境施設整備 指導監督費	539	269	270	200	100	100	生活環境施設整備指導監督費 200
C	大気環境測定機整備費	1,155	1,155	0	10,666	10,666	0	大気環境測定機整備費 10,666
	C分類計	153,897	153,627	270	278,163	278,063	100	
D	生活環境部職員費	1,968,840	25,159	1,943,681	1,564,128	47,195	1,516,933	生活環境部職員費 1,564,128
D	文化行政推進費	8,376	0	8,376	7,551	0	7,551	文化行政施策推進費 2,593 文化行政施策調整費 1,086 岡山県文化賞・同奨励賞授与 1,603 岡山県文化振興審議会開催費 575 河原邸管理費 1,694

分類	事項名	平成21年度 当初予算額	財源内訳		平成22年度 当初予算額	財源内訳		説明
			特定	一般		特定	一般	
D	犬養木堂記念館運営費	31,493	0	31,493	31,632	0	31,632	犬養木堂記念館運営費 31,632
D	岡崎嘉平太記念館運営費	23,725	0	23,725	23,722	0	23,722	岡崎嘉平太記念館運営費 23,722
D	県立美術館運営費	172,617	7,287	165,330	165,408	6,524	158,884	県立美術館管理運営費 140,045 常設展運営費 24,458 美術館協議会費 192 美術品収集委員会等費 713
D	天神山文化プラザ運営費	71,428	0	71,428	70,974	0	70,974	天神山文化プラザ管理運営費 70,974
D	おかやま旧日銀ホール管理運営費	27,642	0	27,642	27,642	0	27,642	おかやま旧日銀ホール管理運営費 27,642
D	スポーツ振興施策費	3,467	0	3,467	2,625	0	2,625	スポーツ振興審議会費 199 中央研修会等派遣費 178 生涯スポーツ研究大会費 45 スポーツ行政施策推進費 2,203
D	体育施設維持運営費	36,701	1,031	35,670	35,073	1,031	34,042	スポーツ施設指定管理料 27,491 スポーツ施設修繕費 1,117 スポーツ施設火災保険料 482 岡山県クレー射撃場維持管理費 5,983
D	浄化槽対策費	3,330	834	2,496	3,144	216	2,928	浄化槽設置者指導費 776 指導取締費 2,368
D	水質汚濁防止法等施行費	50,356	0	50,356	57,776	243	57,533	水質汚濁防止法等施行諸費 40,046 環境負荷低減条例施行費 179 水質汚濁事象調査費 934 土壤汚染及びゴルフ場周辺水質調査費 2,782 土壤汚染対策費 2,817 湖沼水質保全計画推進費 11,018
D	瀬戸内海環境保全特別措置法施行費	2,534	0	2,534	2,526	0	2,526	許可立入検査費 2,009 自然海浜保全対策費 517
D	自然公園管理費	59,661	0	59,661	21,156	0	21,156	管理指導費 14,015 中国自然歩道管理費 5,867 野営場等管理費 1,274
D	自然保護対策費	4,746	556	4,190	4,229	390	3,839	自然保護行政運営費 728 自然保護推進費 1,451 自然環境保全審議会運営費 1,005 自然保護推進員活動費 655 温泉関係費 390
D	自然保護センター管理運営費	114,515	0	114,515	114,156	0	114,156	自然保護センター管理運営費 114,156

分類	事項名	平成21年度 当初予算額	財源内訳		平成22年度 当初予算額	財源内訳		説明
			特定	一般		特定	一般	
D	鳥獣保護事業費	31,781	8,681	23,100	33,817	6,183	27,634	狩猟取締事業費 10,876 鳥獣保護区等設定事業費 21,367 愛鳥思想普及事業費 860 鳥獣生息調査事業費 714
D	狩猟免許及び 狩猟登録費	10,021	10,021	0	5,215	5,215	0	狩猟免許試験費 543 狩猟免許更新費 893 狩猟者登録費 3,779
D	環境基本法施行費	6,490	0	6,490	8,005	1,434	6,571	指導調整費 881 環境審議会運営費 4,723 公害防止計画推進費 2,258 公害防止管理者等指導費 143
D	環境管理費	4,637	79	4,558	4,437	79	4,358	環境影響評価条例審査費 3,757 環境影響評価事後指導費 601 環境浄化施設等整備事業費 79
D	環境保全推進費	557	0	557	557	0	557	環境保全推進事業費 557
D	公害苦情処理対策費	2,029	2	2,027	1,972	2	1,970	連絡調整費 1,315 公害審査会連絡調整費 657
D	騒音・振動規制法 施行費	6,729	0	6,729	7,218	0	7,218	騒音規制法施行費 6,699 振動規制法施行費 185 生活公害対策費 334
D	悪臭防止法施行費	1,705	0	1,705	1,705	0	1,705	悪臭防止法施行費 1,705
D	ダイオキシン類対策 特別措置法施行費	20,928	0	20,928	21,255	0	21,255	大気関係法施行費 1,078 水質関係法施行費 482 常時監視費 19,695
D	PRTR法施行費	1,924	0	1,924	1,923	0	1,923	PRTR法施行費 1,923
D	墓地、埋葬等法施行費	328	0	328	328	0	328	指導調査費 129 葬祭者不明死亡人取扱費 199
D	フロン回収破壊法 施行費	536	5	531	533	50	483	フロン回収破壊法施行費 533
D	一般廃棄物処理事業 指導取締費	1,705	0	1,705	1,683	0	1,683	一般廃棄物処理事業指導費 1,471 処理施設指導検査及び検査体制整備費 212

分類	事項名	平成21年度 当初予算額	財源内訳		平成22年度 当初予算額	財源内訳		説明
			特定	一般		特定	一般	
D	産業廃棄物処理事業指導取締費	20,945	20,945	0	20,865	20,865	0	監視指導費 16,327 産業廃棄物処理対策推進費 1,000 ポリ塩化ビフェニル廃棄物監視指導費 651 建設リサイクル監視指導費 177 自動車リサイクル監視指導費 536 ダイオキシン類対策費 2,174
D	大気汚染防止法等施行費	40,198	0	40,198	40,332	0	40,332	大気保全行政運営費 684 大気汚染防止法施行費 3,087 環境負荷低減条例施行費 739 光化学オキシダント対策事業費 945 環境大気常時監視システム整備費 27,083 有害大気汚染物質モニタリング調査費 7,794
D	環境保健センター運営費	185,056	29,037	156,019	171,045	22,681	148,364	環境保健センター運営費 80,768 試験検査費 2,701 試験検査データ管理費 698 環境保健センター施設整備費 5,264 大気汚染監視システム業務運営費 23,462 環境監視測定機保守管理費 58,152
D	生活環境企画管理費	16,021	0	16,021	11,619	0	11,619	県民生活企画推進費 11,619
D	地域政策推進費	46	0	46	46	0	46	笠岡陸上競技場火災共済分担金 46
人件費計		1,968,840	25,159	1,943,681	1,564,128	47,195	1,516,933	
運営費計		962,227	78,478	883,749	900,169	64,913	835,256	
D分類計		2,931,067	103,637	2,827,430	2,464,297	112,108	2,352,189	
E	地域文化振興費	19,598	18,468	1,130	15,057	15,057	0	(財)地域創造負担金 5,103 岡山県郷土文化財団育成費 9,954
E	岡山県岡崎嘉平太記念館基金積立金	1,113	1,113	0	796	796	0	岡山県岡崎嘉平太記念館基金積立金 796
E	県立美術館事業費	52,992	31,219	21,773	53,356	32,096	21,260	企画展事業費 49,895 普及教育事業費 3,461
E	芸術文化活動費	49,052	10,858	38,194	57,406	16,486	40,920	おかやま県民文化祭開催事業費 8,211 オーケストラの育成と音楽文化の振興 5,845 岡山芸術文化賞 1,036 県民協働文化の森づくり事業費 19,009 新進美術家育成支援事業費 16,087 岡山県新進美術家育成支援基金積立金 399 岡山県「内田百閒文学賞」 6,819
E	岡山県文化事業振興及び美術品取得基金積立金	31,006	31,006	0	12,883	12,883	0	岡山県文化事業振興及び美術品取得基金積立金 12,883

分類	事項名	平成21年度 当初予算額	財源内訳		平成22年度 当初予算額	財源内訳		説明
			特定	一般		特定	一般	
E	国民文化祭開催事業費	94,886	94,886	0	673,455	673,455	0	県実行委員会運営費 68,926 県主催事業費 163,597 市町村主催事業県負担金 401,037 広報費 38,617 行啓対策費 1,278
E	県民スポーツ振興費	8,134	0	8,134	4,900	0	4,900	(財)岡山県体育協会補助金 550 私たちのスポーツクラブづくり支援事業費 84 全国大会等開催支援事業費 2,500 「トップチーム」おかやま活性化事業費 1,766
E	競技スポーツ振興費	165,863	0	165,863	174,391	0	174,391	メダリスト養成プラン事業費 6,474 優秀選手育成・強化事業費 137,698 指導体制確立事業費 22,050 優秀選手顕彰事業費 2,169 つくろう・のばそう・育てよう！スポーツプロジェクト 6,000
E	国民体育大会費	62,892	0	62,892	57,552	0	57,552	中国ブロック大会派遣費 15,527 中央大会派遣費 42,025
E	児島湖環境保全対策費	17,900	7,214	10,686	16,914	8,637	8,277	推進組織等運営費 54 啓発活動費 7,212 浄化用水導入事業費 2,135 児島湖環境保全推進費 1,425 児島湖水質改善対策事業費 6,088
E	浄化槽設置促進費	231,715	0	231,715	221,638	0	221,638	浄化槽設置促進費 221,638
E	自然環境保全推進費	3,050	0	3,050	6,391	0	6,391	身近なみどりの保全対策費 1,790 自然保護地域等保護管理事業費 1,480 自然保護基本計画策定費 3,121
E	生物多様性確保推進費	16,973	0	16,973	13,719	0	13,719	希少野生動植物保護事業費 5,832 外来生物被害防止対策事業費 504 野生鳥獣保護管理対策事業費 7,383
E	野生鳥獣被害対策事業費	10,083	0	10,083	10,050	0	10,050	野生鳥獣被害対策事業費 10,050
E	タンチョウ将来構想推進事業費	1,521	0	1,521	2,753	0	2,753	タンチョウ将来構想推進事業費 2,753
E	環境学習推進事業費	29,235	29,235	0	28,634	28,634	0	環境教育推進費 3,403 おかやまエコフィールド体験事業費 10,784 岡山発・環境教育支援事業費 1,264 協働による環境学習推進事業費 10,448 みどりふれあい事業費 2,735
E	地球環境保全推進事業費	18,526	11,122	7,404	470,090	428,335	41,755	地球環境保全対策費 1,893 環境基本計画推進費 10,348 地球温暖化対策推進事業費 252,762 エコパートナーシップおかやま運営費 539 環境保全普及啓発事業費 813 岡山県環境保全基金積立金 4,118 市町村地域環境保全対策費等補助金 199,617

分類	事項名	平成21年度 当初予算額	財源内訳		平成22年度 当初予算額	財源内訳		説明
			特定	一般		特定	一般	
E	環境マネジメント推進費	3,367	0	3,367	897	0	897	環境マネジメント推進費 897
E	一般廃棄物処理対策費	2,487	0	2,487	6,156	6,156	0	環境衛生普及事業費 1,500 環境美化対策事業費 987 環境美化地域対策特別事業費 3,669
E	産業廃棄物処理施設等建設促進費	247,497	247,497	0	76,229	76,229	0	ボリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進費 31,400 産業廃棄物実態調査事業費 8,719 廃棄物処理計画等策定事業費 7,110 微量ボリ塩化ビフェニル混入機器把握推進費 29,000
E	循環型社会形成推進事業費	40,841	40,841	0	39,288	39,288	0	ごみゼロ社会推進事業費 7,749 環境にやさしい企業づくり事業費 3,751 循環資源情報提供システム整備事業費 6,768 エコフェスタおかやま開催費 5,893 おかやま・もったいない運動推進事業費 5,046 岡山エコタウン推進事業費 4,288 エコライフ推進事業費 5,793
E	産業廃棄物監視強化対策事業費	135,565	110,565	25,000	136,989	111,989	25,000	不法投棄防止啓発事業費 3,405 県外搬入指導取締費 372 育成指導事業費 15,780 監視指導体制強化事業費 54,061 不法投棄等監視強化事業費 20,075 廃棄物不法投棄防止ネットワーク化事業費 10,798 対応力強化事業費 7,498 放置産業廃棄物撤去事業費 25,000
E	岡山県循環型社会形成推進基金積立金	445,871	5,912	439,959	237,359	790	236,569	岡山県循環型社会形成推進基金積立金 237,359
E	水・大気環境保全推進事業費	2,518	1,406	1,112	2,168	1,348	820	酸性雨等監視測定費 147 有害大気汚染物質調査費 673 生活雑排水対策推進費 1,348
E	アスベスト対策指導啓発推進費	26,003	2,989	23,014	25,465	2,457	23,008	アスベスト対策連絡会議等運営費 28 アスベスト濃度調査費 2,457 石綿健康被害救済基金拠出事業費 22,980
E	環境ホルモン対策調査費	12,102	8,223	3,879	11,809	8,223	3,586	環境ホルモン対策調査費 11,809
E	景観形成推進事業費	750	0	750	646	0	646	地区指定及び届出指導費 646
E	快適な環境づくり推進費	869	0	869	670	0	670	快適な環境づくり推進費 670
E	環境保健センター調査研究費	3,183	746	2,437	3,061	747	2,314	調査研究費 3,061

(単位:千円)

分類	事項名	平成21年度 当初予算額	財源内訳		平成22年度 当初予算額	財源内訳		説明
			特定	一般		特定	一般	
E	政策企画調査研究費	2,300	2,300	0	2,000	2,000	0	ルネスホール文化・芸術活動事業費 2,000
	E 分類計	1,737,892	655,600	1,082,292	2,362,722	1,465,606	897,116	
	一般会計の計	4,878,907	929,514	3,949,393	5,138,682	1,870,627	3,268,055	

VI 委員会・審議会・関係団体

委員会・審議会・関係団体

1 法令に基づくもの

名 称	担 当 事 務	事 务 局
岡山県環境審議会	環境基本法第43条第1項の規定による環境の保全についての基本的事項の調査審議に関する事務	環境企画課
岡山県公害審査会	公害紛争処理法第14条の規定による公害に係る紛争についてのあっせん、調停及び仲裁その他同法の規定によりその権限に属する事務	環境企画課
岡山県自然環境保全審議会	自然環境保全法第51条第2項の規定による自然環境の保全に関する重要事項並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び温泉法の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議に関する事務	自然環境課
岡山県スポーツ振興審議会	スポーツ振興法第18条の規定によるスポーツの振興に関する重要な事項について調査審議する事務	スポーツ振興課

2 条例に基づくもの

名 称	担 当 事 務	事 务 局
岡山県環境影響評価技術審査委員会	環境影響評価法及び岡山県環境影響評価等に関する条例の規定による環境影響評価、環境管理その他の手続等に係る技術的な事項についての意見の具申に関する事務	環境企画課
岡山県文化振興審議会	岡山県文化振興基本条例の規定による文化の振興に関する基本的事項等の調査審議及び意見の具申に関する事務	文化振興課

3 その他のもの

名 称	担 当 事 務	関 係 課
新岡山県環境マネジメントシステム外部評価委員会	本県が、事業者として行う環境マネジメントシステムの運用について、専門的かつ客観的な見地からシステムの運用について分析、評価を行うとともに、環境管理責任者に対して、システムの継続的改善について、必要な提言を行う。	環境企画課
エコパートナーシップおかやま	県民団体、事業者団体、行政により構成され、地球温暖化防止をはじめとする環境保全活動に協働して取り組む。	環境企画課
岡山県環境放射線等測定技術委員会	(独)日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺地域の環境放射線等に係る岡山県及び同センターが実施する環境監視測定を技術的に調査・検討して、環境放射線等の状況を把握する。	環境企画課
地球温暖化防止プロジェクト推進会議	県民、事業者、行政の一体的な取組が必要と考えられる施策について、その推進手法等の協議、普及啓発等の実践活動を行う。	地球温暖化対策室
岡山県省エネ家電普及促進協議会	省エネ性能の高い家電製品を消費者が選択できるよう、県が実施する省エネルギー性能情報の提供と啓発等に関する事業について協働で推進することを目的とする。	地球温暖化対策室

名 称	担 当 事 務	関 係 課
岡山県電気自動車等普及推進協議会	電気自動車等の普及・導入に向けての取組を推進することを目的とする。	地球温暖化対策室
岡山県アスベスト対策協議会	アスベスト対策に関する関係機関・関係団体間の連携を図り、岡山県におけるアスベスト対策を総合的に推進する。	環境管理課
児島湖流域環境保全対策推進協議会	児島湖流域の環境保全活動を、流城市町及び民間団体などが一体となり、県民運動として推進する。	環境管理課
旭川上・中流域水質浄化対策推進協議会	旭川上・中流域の水質浄化対策を流城市町村、関係行政機関等が一体となって推進する。	環境管理課
成羽川流域水質浄化対策推進会議	成羽川流域の水質浄化対策を流城市、関係行政機関等が一体となって推進する。	環境管理課
(財)児島湖流域水質保全基金	児島湖及びその流域河川の水質浄化を推進し、もって児島湖及びその流域の良好な環境の保全に資する。	環境管理課
児島湖清水導入協議会	児島湖の水質浄化を目的とした清水導入を効果的に実施する。	環境管理課
(社)岡山県環境衛生協会	環境衛生に関する地区組織の育成強化と普及向上を図り県民の生活環境の向上に寄与することを目的とする。	循環型社会推進課
岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議	廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用を県民、事業者、行政の役割分担のもと県民総ぐるみで推進する。	循環型社会推進課
(社)岡山県緑化推進協会	森林の整備及び緑化の推進を図るとともに、これらに係る県民の活動を支援することによって、緑と水に恵まれた生活が維持できるよう県土の緑化に寄与する。	自然環境課
(財)岡山県郷土文化財団	本県の優れた自然や文化的遺産の保護・保存及び管理並びに地域文化の創造に努め、うるおいとやすらぎのある郷土づくりを目指す。	自然環境課 文化振興課
(社)岡山県文化連盟	芸術・文化関係団体の相互連携と自主的活動の充実促進をり、本県の芸術・文化の普及振興に寄与する。	文化振興課
(財)岡山県体育協会	岡山県下における体育・スポーツの普及振興に努め、県民の体力の向上とスポーツ精神の高揚を図る。	スポーツ振興課
(財)岡山県武道振興会	各種の武道関係事業を企画実施することにより、我が国伝統の武道を岡山県民、特に青少年の間に普及奨励してその精神を高揚し、質実剛健の気風を育成し、もって岡山県の発展に寄与する。	スポーツ振興課

VII 分掌事務

分掌事務

1 環境文化部分掌事務

- (1) 環境の保全に関する事項
- (2) 快適な環境の創造に関する事項
- (3) 文化の振興に関する事項
- (4) スポーツの振興に関する事項

2 環境文化部各課室分掌事務

課 室 名	分 掌 事 務
環境企画課	<ul style="list-style-type: none">1 部内の重点施策の策定及び調整に関すること。2 部内の重要事業の進行管理に関すること。3 部内の行政の調査研究に関すること。4 部内の職員の身分取扱い（アルバイト及び人夫の任免を含む。）、研修及び福利厚生に関すること。5 部内の予算、決算及び経理の事務に関すること。6 部内の広報に関すること。7 部内の事務処理合理化の実施及び調整に関すること。8 部内の行政資料の整理保管に関すること。9 知事の職印の管守に関すること。10 部内の証明事務の総括に関すること。11 環境基本計画の推進に関すること。12 環境審議会、環境影響評価技術審査委員会及び公害審査会に関すること。13 快適な環境の確保に関すること。14 エコパートナーシップおかやまに関すること。15 環境マネジメントシステムに関すること。16 景観対策に関すること。17 公害防止計画の策定及び公害防止事業の推進に伴う調整に関すること。18 公害紛争処理に関すること。19 墓地、納骨堂及び火葬場に関すること。20 環境影響評価の指導及び審査に関すること。21 原子力発電施設等の周辺における放射線等の監視並びに原子力利用の広報及び安全に関すること。22 フロン対策に関すること。23 環境保全に係る調査研究に関すること。24 環境保健センターに関すること。25 その他他課の分掌に属しない環境の保全に関すること。26 部内各課の連絡調整及び部内各課又は室の所管に属さない事項に関すること。

課室名	分掌事務
地球温暖化対策室	<p>1 地球温暖化対策の推進及び連絡調整に関すること。</p> <p>2 地球温暖化対策実行計画に関すること。</p> <p>3 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度に関すること。</p> <p>4 省資源及び省エネルギーの推進に関すること。</p> <p>5 太陽光発電の普及啓発に関すること。</p> <p>6 「環境学習の進め方」の推進に関すること。</p> <p>7 協働による環境学習推進事業及び環境学習エコツアーアに関すること。</p> <p>8 その他他課の分掌に属しない地球温暖化対策及び環境学習に関すること。</p>
環境管理課	<p>1 大気の環境保全対策に関すること。</p> <p>2 水質の環境保全対策に関すること。</p> <p>3 湖沼及び清流の環境保全対策に関すること。</p> <p>4 有害化学物質の環境監視及びこれに係る環境保全対策に関すること。</p> <p>5 騒音、振動及び悪臭に関すること。</p> <p>6 公害防止協定に関すること。</p> <p>7 企業の公害防止組織の指導に関すること。</p> <p>8 自動車公害に関すること。</p> <p>9 土壤汚染対策に関すること。</p> <p>10 地盤沈下に関すること。</p> <p>11 自然海浜保全地区に関すること。</p> <p>12 その他他課の分掌に属しない大気、水質、騒音等の環境保全対策に関するこ</p>
循環型社会推進課	<p>1 循環型社会形成の推進に関すること。</p> <p>2 廃棄物の処理及び清掃に関すること。</p> <p>3 净化槽に関すること。</p> <p>4 下水道の終末処理場の維持管理に関すること。</p> <p>5 その他廃棄物対策に関すること。</p>
自然環境課	<p>1 自然保護及び緑化対策の企画立案並びに関係機関との連絡調整に関するこ</p> <p>と。</p> <p>2 自然公園の指定並びに公園計画及び公園事業の決定及び執行に関するこ</p> <p>と。</p> <p>3 自然公園の管理に関するこ</p> <p>と。</p> <p>4 鳥獣保護及び狩猟に関するこ</p> <p>と。</p> <p>5 温泉に関するこ</p> <p>と。</p> <p>6 自然保護センターに関するこ</p> <p>と。</p> <p>7 自然環境保全審議会に関するこ</p> <p>と。</p> <p>8 その他他課の分掌に属しない自然環境に関するこ</p>

課室名	分掌事務
文化振興課	<p>1 芸術文化、地域文化その他の文化の振興に関する施策の調査研究、企画立案及び総合調整に関すること。</p> <p>2 文化に係る表彰等に関すること。</p> <p>3 文化関係団体に関すること。</p> <p>4 著作権に関すること。</p> <p>5 県立美術館、天神山文化プラザ、犬養木堂記念館、岡崎嘉平太記念館及びおかやま旧日銀ホールに関すること。</p> <p>6 財團法人岡山県郷土文化財団に関すること。</p> <p>7 文化振興審議会に関すること。</p> <p>8 その他他課の分掌に属しない文化の振興に関すること。</p>
国民文化祭推進室	<p>1 国民文化祭に関すること。</p>
スポーツ振興課	<p>1 生涯スポーツ、競技スポーツその他のスポーツの振興に関する施策の調査研究、企画立案及び総合調整に関すること。</p> <p>2 競技力の強化に関すること。</p> <p>3 スポーツに係る表彰等に関すること。</p> <p>4 体育、スポーツ及びレクリエーション関係団体に関すること。</p> <p>5 岡山武道館、津山総合体育館、津山東体育館、美作ラグビー・サッカー場、備前テニスセンター、津山陸上競技場、笠岡陸上競技場、クレー射撃場及び百間川漕艇場に関すること。</p> <p>6 スポーツ振興審議会に関すること。</p> <p>7 その他他課の分掌に属しないスポーツの振興に関すること。</p>

3 出先機関分掌事務

出先機関名	所 在 地	課 名	分 掌 事 務
環境保健 センター	岡山市南区 内尾739-1	総 務 課	1 庶務に関すること。 2 使用料及び手数料の徴収及び減免に関するこ と。 3 財産の維持管理に関すること。 4 その他他部又は他室の所管に属さない事項に關 すること。
		企画情報室	1 調査研究、試験検査等及び研修指導業務の企画 調整に関すること。 2 環境保健に関する情報の収集、解析及び提供に 関すること。 3 環境学習の推進に関すること。 4 地方感染症情報センターに関すること。 5 他の試験研究機関等の連絡調整に関すること。
		環境科学部	1 大気汚染監視システムによる監視及び緊急時の 措置に関すること。 2 有害大気汚染物質対策調査に関すること。 3 大気汚染防止に関する工場など発生源調査に 関すること。 4 新幹線騒音振動調査に関すること。 5 環境中の大気汚染物質に関する調査研究に 関すること。 6 事業場排水などの発生源に係る試験検査に 関すること。 7 公共用水域の水質及び環境土壤に係る試験検査 に関すること。 8 有害化学物質調査、ゴルフ場農薬調査等に係る 試験検査に関すること。 9 廃棄物に係る試験検査等に関すること。 10 児島湖に関する調査研究に関すること。 11 有害化学物質の環境汚染の実態の解明と分析技 術の開発研究に関すること。 12 水質汚濁事象等の苦情に関すること。

出先機関名	所 在 地	課 名	分 掌 事 務
			<p>14 環境放射能水準調査に関すること。</p> <p>15 環境放射線等監視システムによる放射線等の監視に関すること。</p> <p>16 環境放射能（線）に関する調査研究に関すること。</p> <p>17 上記、測定技術、試験検査等の研修指導に関すること。</p>
	保健科学部		<p>1 病原細菌、食中毒、生物毒の試験検査に関すること。</p> <p>2 岡山県における食中毒及び感染症起因菌の疫学的解析に関すること。</p> <p>3 結核の分子疫学的研究に関すること。</p> <p>4 ウィルス、リケッチャ、食中毒などの試験検査に関すること。</p> <p>5 感染症の流行予測、サーベイランスなどに係る調査に関すること。</p> <p>6 胃腸炎ウィルスの疫学的研究に関すること。</p> <p>7 地方感染症情報センターに関すること。</p> <p>8 食品中の有害物質及び食品添加物に係る試験検査に関すること。</p> <p>9 遺伝子組換え食品及びアレルギー物質を含む食品に係る試験検査に関すること。</p> <p>10 家庭用品、医薬品等に係る試験検査に関すること。</p> <p>11 食の安全に関する調査研究に関すること。</p> <p>12 上記、試験検査等の研修指導に関すること。</p>
自然保護センター	和気郡和気町 田賀730		<p>1 自然保護センターの施設及び設備の提供</p> <p>2 自然の保護に関する知識の普及及び意識の啓発</p> <p>3 自然に関する調査及び研究</p> <p>4 自然に関する情報の収集及び提供</p> <p>5 前各号に掲げるもののほか、自然保護センターの目的の達成に必要な業務</p>

出先機関名	所 在 地	課 名	分 掌 事 務
県立美術館	岡山市北区 天神町8-48	総務課	1 庶務に関すること。 2 施設及び付属設備の使用並びに館内の行為の許可に関すること。 3 観覧料、ホール入場料等の徴収、減免及び返還に関すること。
		学芸課	1 展覧会に関すること。 2 美術に関する教育及び普及に関すること。 3 美術品等の収集及び保管に関すること。 4 美術品等に関する調査研究に関すること。
天神山文化 プラザ	岡山市北区 天神町8-54		1 文化プラザの施設及び設備の提供 2 文化活動の鑑賞及び発表の機会の提供 3 文化活動に関する情報の収集及び提供 4 県民文化の振興に関する事業の実施 5 前各号に掲げるもののほか、文化活動の促進に 関し必要な業務
犬養木堂記念館	岡山市北区 川入102-1		1 記念館の施設及び設備の提供 2 犬養木堂に関する資料の収集、保管及び展示 3 犬養木堂に関する専門的な調査研究 4 前三号に掲げるもののほか、記念館の目的の達成に必要な業務
岡崎嘉平太 記念館	加賀郡吉備 中央町吉川 4860-6 きびプラザ1階		1 記念館の施設及び設備の提供 2 岡崎嘉平太氏に関する資料の収集、保管及び展 示 3 岡崎嘉平太氏に関する専門的な調査研究 4 前三号に掲げるもののほか、記念館の目的の達 成に必要な業務
おかやま旧日銀 ホール	岡山市北区 内山下1-6-20		1 旧日銀ホールの施設及び設備の提供 2 文化芸術の鑑賞及び発表の機会の提供 3 前二号に掲げるもののほか、旧日銀ホールの目的の達成に必要な業務

平成 22 年度

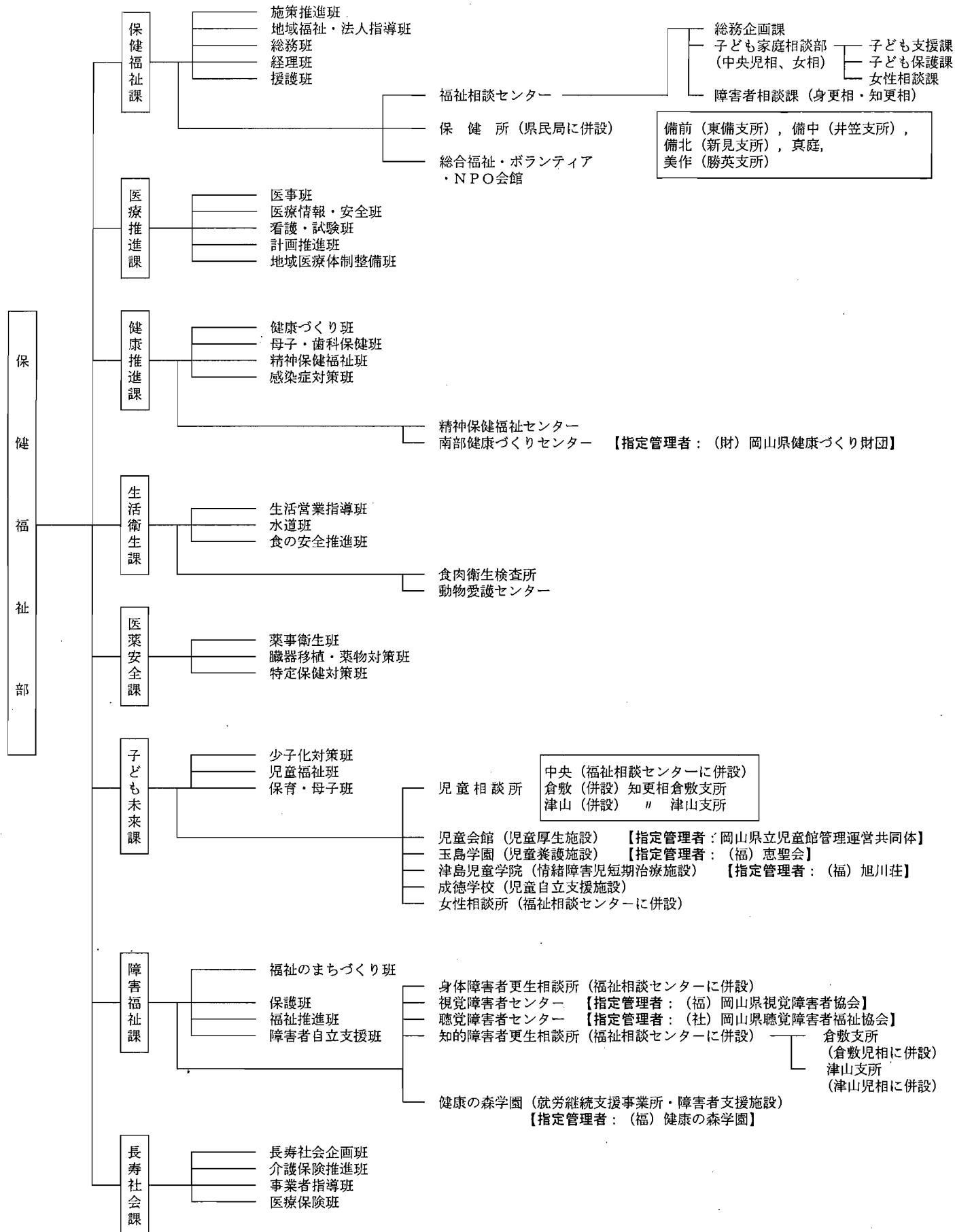
保健福祉行政の概要

《ダイジェスト版》

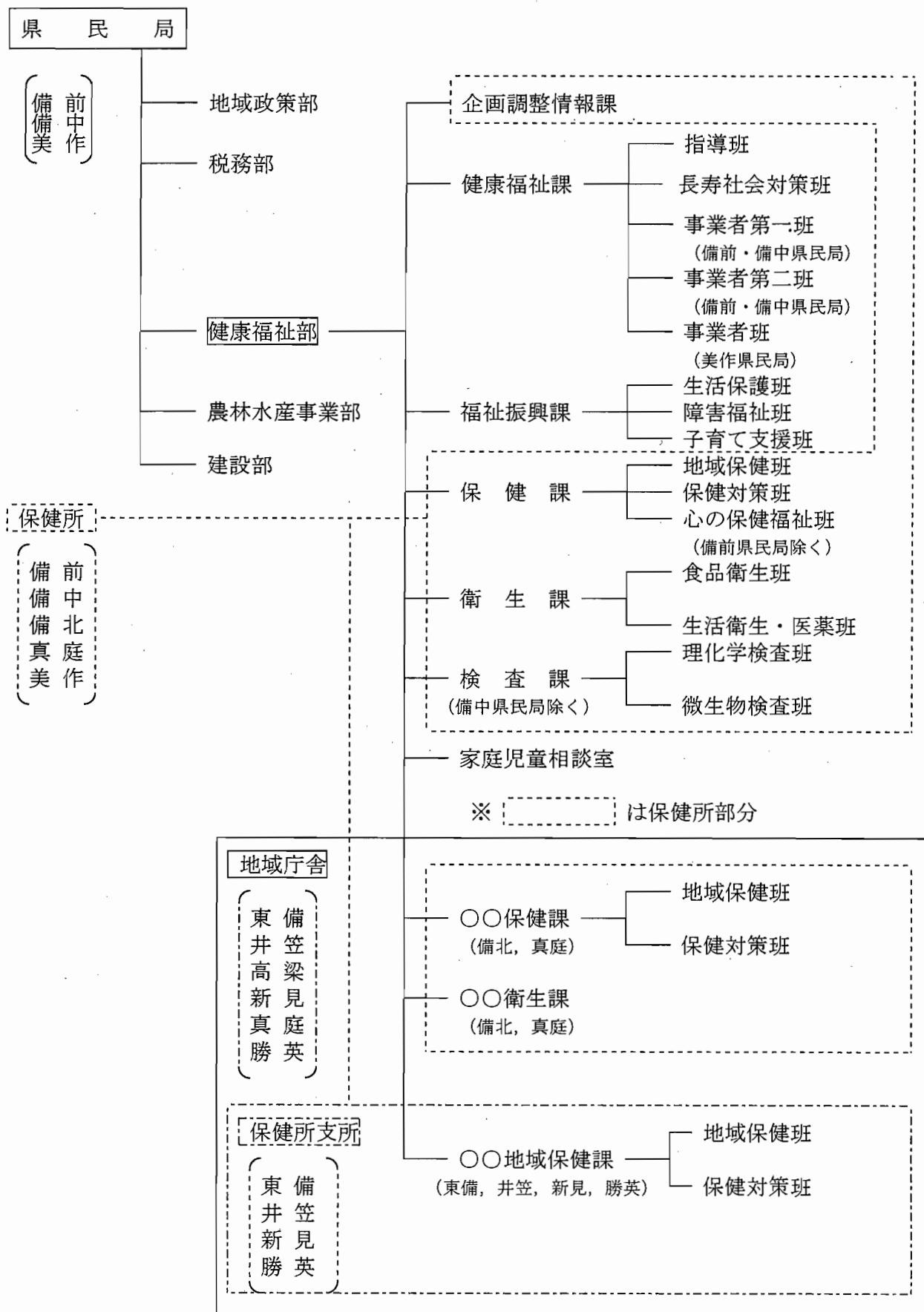
岡山県保健福祉部

保健福祉部行政機構図

(1) 保健福祉部行政機構図 (平成22年4月1日現在)



(2) 県民局・保健所の行政機構図 (平成22年4月1日現在)



※地域庁舎は、県民局の現地事務所
※保健所は、県民局の統轄出先機関

本県においては、近年の合計特殊出生率は若干上昇しているものの、出生数そのものは長期的な減少傾向が続く一方で、高齢者数は増加の一途であり、県人口の4人に1人が65歳以上の高齢者となっている。こうした少子・高齢化の進行による人口構造の変化は、社会経済の持続可能性や地域社会の維持へ影響することも懸念されるところである。

また、世界的な景気低迷による厳しい経済・雇用情勢を背景に、低所得者に対する適切な支援や経済的、精神的に困窮する人に対する自殺予防対策が喫緊の課題となっており、加えて、次代を担う子どもたちを育てていくための環境整備、高齢者が生き生きと暮らしていくための支援、地域における医療機能の強化、医療従事者や福祉人材の確保など、保健福祉行政をめぐる諸課題が増大している。

こうした中、子どもから高齢者まで県民だれもが実感できる「暮らしやすさ日本一」の岡山を目指して、市町村やNPO・ボランティア、企業や事業者等との連携を一層深めることにより、新たな課題にも的確に対応するとともに、すべての人が安全で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉サービスの一層の充実を図るために、平成22年度は次の施策を中心として、積極的に事業を推進する。

1 「教育と人づくりの岡山」の創造

◇子育て支援プログラム

「岡山いきいき子どもプラン2010」に基づき、未婚化・晩婚化に対応した結婚支援活動や地域の様々な主体による地域ぐるみの子育て支援を推進するとともに、おかやま子育て応援宣言企業が宣言内容を実現するための支援や男性従業員の育児休業取得促進等のための助成金を交付するなど、子育てに対する企業の意識改革への取組を促進する。

また、待機児童解消のための保育所の整備や放課後児童クラブの開設・運営の支援などにより、きめ細かい保育の拡充を図るとともに、母子家庭の母へ資格取得のための訓練促進費を給付するなど、ひとり親家庭の自立支援を行うほか、児童相談所に子どもの相談に対応するための総合情報システムを構築し、児童虐待防止体制の一層の充実を図る。

さらに、修学前までの子どもを対象としている乳幼児医療費の公費負担について、子どもの入院は経済的負担はもとより精神的、身体的負担も大きいことから、入院診療に関して補助対象年齢を本年10月から小学校6年生まで拡大し、子育て家庭の負担軽減を図る。

2 「安全・安心の岡山」の創造

◇健康・医療プログラム

自殺予防対策について、基本計画の策定や自殺予防情報センター（仮称）の設置により体制整備を図るとともに、相談支援や人材育成、普及啓発など、総合的な対策に取り組み、自殺者数の減少を図る。

肝炎対策については、従来のインターフェロン治療への助成に加え、新たにB型肝炎に係る核酸アナログ製剤治療にも助成するとともに、自己負担限度額の引下げを行い、肝硬変や肝がんへの進行予防を図る。

また、21年4月に発生した新型インフルエンザや、発生が危惧される鳥由来の強毒性の新型インフルエンザに的確に対応するため、医療従事者の研修や患者移送訓練などの図上演習を実施するとともに、発熱外来の設置や入院医療を行う医療機関に対する助成など、医療体制の整備等を推進する。

さらに、地域における医療従事者の確保や救急医療機関の受入機能の強化、医療施設相互の連携強化などにより、地域医療再生計画の着実な推進を図るとともに、医療施設の耐震化等により、地域で安心して医療を受けられる体制の充実確保を図る。

◇福祉プログラム

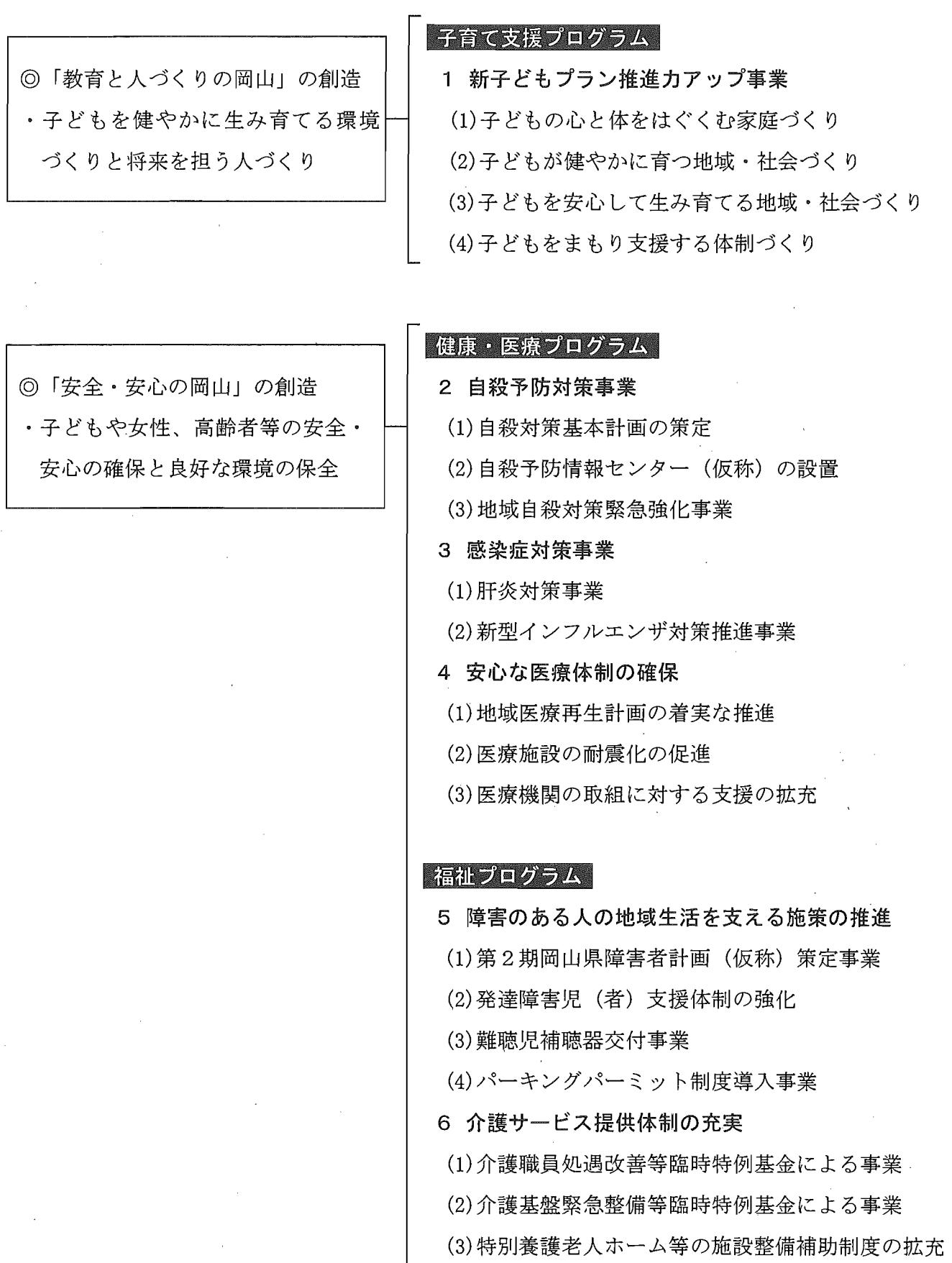
障害のある人が、地域で安心して安定した生活ができるよう障害福祉サービスの基盤整備や相談支援体制を充実し、地域での自立した生活への支援を推進する。そのための総合的な指針として「第2期岡山県障害者計画（仮称）」を策定するとともに、発達障害のある人へのライフステージに対応した一貫した支援体制の整備が図られるよう、地域での身近な支援を行う市町村の取組をさらに促進する。

また、軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器購入費を助成することにより、難聴児の健全な発達を支援するほか、身体障害者等用駐車場について、利用できる人を明確にし、専用の利用者証を交付するなど、その適正利用を推進する。

福祉・介護人材を安定的に確保するため、職場への定着支援や潜在的有資格者の再就職の促進、福祉・介護の仕事に関心のある人を対象にした職場体験などの支援事業を実施するとともに、介護の職場が魅力あるものとなるよう、介護職員の待遇改善に取り組む。

さらに、地域の介護ニーズに対応するため、地域密着型施設の整備や既存施設へのスプリンクラー整備を促進するとともに、広域型の特別養護老人ホーム等の施設整備の補助単価についても見直すなど、介護サービス提供体制の充実を図る。

新おかやま夢づくりプラン 平成22年度 保健福祉部重点事業施策体系



III 主要事業の概要

《保健福祉課》

1 地域保健の推進

地域保健に関する広域的、専門的かつ技術的拠点としての機能を有する保健所は、地域住民の健康課題を明らかにしながらその対策を推進するとともに、地域保健対策の評価を行い、その評価に基く総合的な市町村支援を行う。

なお、保健所については、健康危機管理への対応機能、企画調整・市町村支援機能及び専門的・技術的な機能を強化し、地域の「安全・安心の拠点」としての対応力を高めるため、平成21年4月から、9か所の保健所を二次保健医療圏ごとに集約して、5か所の保健所と4か所の支所に再編している。

(1) 保健師活動

保健所保健師は、発達障害児の支援や児童虐待予防、精神保健福祉、難病、結核・感染症、エイズ対策などの専門的な保健サービスを提供するとともに、新型インフルエンザ等の健康危機発生時における迅速かつ的確な保健活動や、地域診断等により把握した広域的な健康課題に対応した保健活動を行う。また、市町村からの求めに応じて、広域的、専門的な立場から技術的な助言や支援を行う。

(2) 地域保健活動の充実強化

地域における公衆衛生の諸課題について調査・研究・分析を行うとともに、保健所保健・福祉サービス調整推進会議の開催を通じて、予防から治療、地域ケアまでの保健・医療・福祉の総合的なサービスの提供と、市町村等と協働したケアシステムの構築を図る。

2 地域福祉の推進

地域社会において、援助を必要とする人が「いつでも、どこでも、気軽に」必要な福祉サービスを受けられるよう、ボランティア活動など住民の自主的な活動に支えられた参加型福祉社会を構築するため、活動基盤や支援体制の整備を進める。

また、相談援助活動などにより地域福祉の推進役、調整役として、その役割がますます重要なものとなっている民生委員・児童委員について、更なる活動の強化を進める。

(1) 地域福祉支援計画の推進

平成20年3月に策定した岡山県地域福祉支援計画（改訂版）に基づき、市町村地域福祉計画の策定及びその推進を支援する。

(2) 福祉ボランティア活動等の活性化促進

総合福祉・ボランティア・NPO会館（きらめきプラザ）を拠点として、地域福祉活動や福祉ボランティア活動の推進を図るとともに、社会福祉協議会や市町村との連携のもと、ボランティアグループの育成や組織化に努める。

ア 総合福祉・ボランティア・NPO会館（きらめきプラザ）の活用

地域福祉を推進する総合拠点施設である総合福祉・ボランティア・NPO会館（きらめきプラザ）を適切に管理するとともに、その有効活用を図る。

イ ボランティア振興事業

県社会福祉協議会が運営するホームページ「おかやまボランティア・NPOの森」を通じて、ボランティアやNPO活動に関する各種情報提供を行い、県民のボランティア活動への参加促進を図る。

(3) 民生委員・児童委員活動の推進

民生委員・児童委員への各種研修などを通じ資質の向上を図るとともに、地域住民の立場に立ち、地域における福祉の課題を的確に捉え、これに即応した活動を展開する。

(4) 高齢者、障害者等の権利擁護の推進

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで判断能力が十分でない者が適切に福祉サービスを選択・利用し、地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、生活支援員を派遣し、福祉サービスの利用手続の代行、利用料の支払など日常生活に必要な支援を行う。

3 福祉基盤の充実

福祉サービスのニーズが増大し、多様化・高度化している中、利用者の視点に立ち、より質の高いサービスを提供していく必要がある。

このため、豊かな人間性と専門知識・技術を有する専門職の確保・定着に関する事業を実施する。

また、社会福祉施設整備に対する支援や、社会福祉施設等の指導監査を行い、サービスの質の向上及び社会福祉事業の適正な運営の確保を図る。

(1) 福祉・介護サービスに従事する人材の確保

ア 福祉人材確保重点事業

県社会福祉協議会内に設置された「岡山県福祉人材センター」において、関係機関・団体と連携し、無料職業紹介、広報、啓発等を行い、豊かな人間性を備えた質の高い人材の福祉職場への就業と定着を図る。

イ 福祉・介護人材確保緊急支援事業

福祉・介護分野では、離職率が高く、人材が定着しないことや、養成校では著しい定員割れが生じ、若い人材の参入が減っている等の課題がある。

このため、福祉・介護人材の職場への定着支援や学生等の福祉・介護分野への進路選択支援、潜在的有資格者の掘り起こし、職場体験事業など福祉・介護人材確保の緊急的な支援事業を行う。

ウ 民間社会福祉施設等職員退職手当共済事業

民間社会福祉施設等職員の処遇改善の一環として行われている「社会福祉施設職員等退職手当共済事業」の退職手当金の支給に要する経費の一部を負担する。

エ 介護福祉士等修学資金貸付事業

社会福祉士及び介護福祉士の養成施設の在学者で、卒業後、介護福祉士等として指定業務に従事しようとする者へ修学資金等を無利子で貸与し、修学を容易にすることにより、県内の介護福祉士等の確保を図る。

(2) 社会福祉施設の充実

ア 社会福祉施設の整備

社会福祉施設については、岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画などに従い、計画的な整備を行っており、国・県及び民間による補助制度のほか、単県制度として、岡山県福祉基金（桃太郎愛のともしひ基金）融資制度により施設整備の促進を図る。

また、国の経済対策の交付金により造成した社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金からの補助により、社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラー整備を進めていく。

イ 社会福祉施設等の指導監査

社会福祉法人及び社会福祉施設の健全な運営を図るために、社会福祉法等関係法令に基づき、指導監査を実施する。なお、会計経理面の適正な処理が不祥事の早期把握と未然防止を図る上で重要であることから、財務特別監査員を配置し、会計経理面での厳正な指導監査に努める。

ウ 福祉サービス苦情解決事業

岡山県社会福祉協議会に公正・中立な第三者機関として「運営適正化委員会（苦情解決合議体）」を置き、相談、助言、調査、斡旋を通じて、事業者段階では解決困難な福祉サービスに関する苦情の適切な解決を図る。

エ おかやま福祉ナビ（岡山県福祉施設情報ポータルサイト）の運営

社会福祉施設等の利用者等がワンストップで情報収集できるよう、県内の社会福祉施設等及び社会福祉法人の情報を集約したポータルサイトを運営する。

オ 福祉サービス第三者評価事業

事業者の提供するサービスの質を、公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、その評価結果を公表する福祉サービス第三者評価事業を推進する。

4 戦争犠牲者等の援護業務

旧軍人・軍属及び戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等又は未帰還者など戦争犠牲者に対する援護は、国家補償の見地から主に「恩給法」と「戦傷病者戦没者遺族等援護法」とにより、種々の援護施策が行われてきており、援護範囲の拡大と年金額の増加等内容の充実がなされている。

(1) 戦没者遺族に対する援護

各種給付金の請求指導や国への進達、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の裁定事務を行っている。

また、戦没者遺族相談員と協力しながら戦没者遺族への援護の相談に対応している。

(2) 戦傷病者に対する援護

傷病恩給・障害年金の給付の請求指導、国への進達並びに戦傷病者手帳の交付、療養の給付、補装具の交付、JR乗車券類引換証の交付等を行うほか、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の裁定事務を行っている。

また、戦傷病者相談員と協力しながら戦傷病者への援護の相談に対応している。

(3) 旧軍人・軍属等に対する援護

旧軍人等の在職年に対応する普通恩給、一時恩給、加算改定等の請求手続の指導及び受給資格の審査並びに国への進達を行っている。

(4) 中国残留邦人等に対する援護

生活習慣や言葉等の相違から日本社会に定着していくうえで困難を伴う中国残留邦人等に対して、生活の安定を図るために生活支援給付、日常生活の相談に応じる自立指導員や自立支援通訳の派遣、日本語教室やスクーリングを実施するなど、地域社会において早期に定着・自立できるよう支援を行っている。

5 原爆被爆者対策

原子爆弾被爆者の健康の保持増進を図るため、無料で健康診断を実施する。また、各種手当の支給や介護老人福祉施設の入所等介護保険利用にかかる自己負担分の助成を行うほか、被爆者相談員による相談事業を実施する。

《医療推進課》

1 医療提供体制の整備促進

少子高齢化の進展などの社会環境の変化に伴い、医療需要が増大し、多様化、複雑化する中で、いつでも、どこに住んでいても安心して医療を受けられるよう、良質かつ適切な医療を提供する体制の整備を図る必要がある。

県内の医療従事者、病院病床数は全国平均を上回っており、医療水準は全体として高い水準にあるが、一方で、医療施設や医療従事者の地域的遍在がみられ、救急医療、へき地医療、小児医療体制の整備や県北、中山間地域における医師確保対策などの課題がある。

このため、関係機関と連携しながら、地域医療再生計画の着実な推進などに取り組み、地域の実情に応じた効率的な医療提供体制の整備充実を進める。

(1) 地域医療体制

ア 医療機関

① 病院数、病床数、診療所数

病院数、病床数、診療所数は、人口対比で全国平均と比較すると、いずれも上回っている。

② 医療機関等の指導検査

県内の病院、診療所に対して、適正な医療を行う場として医療従事者の確保、構造設備、管理体制について、立入検査等により指導を行う。

また、県内の9衛生検査所に対し、検査精度の向上を図るために、岡山市、倉敷市と連携して立入検査及び精度管理調査を実施する。

イ 医療安全相談の実施

岡山県医療安全支援センター及び各保健所の「医療安全相談窓口」において、県民からの相談に応じる。

ウ 医療機能情報の公表

県民の医療機関の適切な選択を支援するため、病院・診療所、助産所及び薬局の有する医療機能に関する情報を、インターネット等を利用して提供する。

(2) 救急医療体制

救急医療は、救急告示施設制度と初期、二次、三次救急医療機関からなる救急医療体制により対応することとし、その整備、充実に努めてきたところである。

特に、夜間における救急医療体制の一層の整備を促進するとともに、広域災害や高度化・複雑化する救急需要に対応するため、救急医療施設の整備、関係機関の連携の強化、救急医療従事者の資質の向上を図る必要がある。

ア 初期救急医療

① 在宅当番医制

市町村から委託を受けて県下24の都市地区医師会が実施している。

② 休日夜間診療所

岡山市休日夜間急患診療所、倉敷市休日夜間急患センター及び新見市休日・準夜間診療所において実施されている。

③ 救急告示施設

「救急病院等を定める省令」に基づき告示している救急病院又は診療所は県下に90か所（平成22年4月1日現在）ある。

イ 二次救急医療

① 病院群輪番制

市町村から委託を受けて、県下5医療圏域ごとに病院が輪番で診療を行っている。

② 小児救急医療体制

小児の二次救急医療を確保するため、小児救急医療支援事業を実施している市町

村に対し助成とともに、県北圏域において、小児救急医療拠点病院整備事業を実施する。

ウ 三次救急医療

初期救急医療施設及び二次救急医療施設との円滑な連携のもとに重篤救急患者を受け入れる救命救急センター（県下3病院）の運営費を助成する。

エ 災害・救急医療情報システムの整備

インターネットを活用して医療機関の応需情報等を消防機関等に提供するとともに、各種の保健医療情報の提供を行う。

オ ヘリコプター救命搬送体制の整備

迅速かつ効率的な搬送手段としてドクターヘリを位置づけ、緊急の救命措置を要する患者が迅速に高度な救急医療を受けられる体制を確立している。引き続きドクターヘリ導入促進事業を川崎医科大学附属病院において実施する。

カ 災害拠点病院の整備

災害拠点病院（県下7病院）の施設・設備整備を支援するとともに災害拠点病院医療救護要員災害救護研修を実施する。

キ 病院前救護体制（メディカルコントロール体制）の整備

医師会、大学、救命救急センター、消防所管部局等と連携し、救急車で搬送される重症患者に対し、同乗する救急救命士等が応急的に行うことができる医療行為が、適切に行われる体制を整備する。

ク 救急医療に対する啓発の推進について

県民に対し救急医療現場の実態や正しい救急医療機関の利用の仕方等の講習会を開催し、救急医療を適切に提供できる環境の整備等を図る。

ケ 小児救急医療電話相談事業

夜間の小児の急病等の際に保護者等が安心感を持って対応できるよう、小児科医等による電話相談を実施する。

(3) へき地医療体制

無医地区等の医療機会に恵まれないへき地の医療を確保するため、へき地医療支援機構を中心とする体制で、へき地医療拠点病院やへき地診療所の医療施設等の整備充実を図るとともに、へき地医療に従事する医師等の医療従事者の確保並びに資質の向上を図る。

また、自治医科大学卒業医師をへき地医療拠点病院等に配置するほか、地元医科大学、公的病院、医師会等との連携を図り、へき地勤務医師の確保を促進する。

ア へき地医療の確保

医療機会に恵まれない離島や県中北部のへき地住民の医療の確保を図るため、へき地医療拠点病院による無医地区等を対象にした巡回診療及び医師派遣事業、社会福祉法人恩賜財団済生会が運航する巡回診療船済生丸の運営費及びへき地診療所の運営費に対して助成する。

① へき地医療支援機構

全県で一元的にへき地医療に係る事業の企画・調整等を行い、円滑かつ効率的に実施するために、社会福祉法人恩賜財団岡山済生会総合病院に設置しているへき地医療支援機構を運営する。

② へき地医療拠点病院

県下9か所のへき地医療拠点病院が行うへき地診療所等への医師派遣事業に助成する。

③ 巡回診療船「済生丸」

巡回診療船済生丸の運航に対し、広島県、香川県、愛媛県の各県とともに助成する。

④ へき地診療所

へき地診療所の運営上生じた赤字額の一部を助成する。

イ へき地勤務医師の確保

へき地に勤務する医師の養成を図る目的のために設立された、自治医科大学（昭和47年4月開校）の運営費を負担する。

(4) 医師確保総合対策

本県の人口当たりの医師数は全国平均を上回っているが、県北部の医療圏では全国平均を大きく下回るなど地域や診療科による偏在があり、医療対策協議会における協議を踏まえ、医師確保と医療連携提供体制の構築を目指した総合対策を推進する。

ア 医師不足地域への医師派遣

医師確保が困難な県北地域等の病院に、県南の病院から医師を派遣する体制を構築する。

イ 医師の確保と県内定着の促進

岡山大学医学部に7名、広島大学医学部に2名の地域枠の入学定員を設定し、卒業後に県が定める医療機関に勤務する医師を確保するほか、医師の県内定着を促進する。

ウ 医師の再就職支援

出産や育児等により離職した女性医師への相談や情報提供を行うほか、研修等を通じて子育てしながら働きやすい環境づくり等に取り組む。

エ 医療連携体制の構築

救急や小児救急に関して、病院と病院、病院と診療所が連携した診療体制の強化を図る。

2 看護職員の養成確保と資質向上

医療技術の進歩、患者の高齢化・重症化、在宅医療の推進等により看護職員の役割がますます重要になっている状況などを踏まえ、看護職員の計画的、安定的な確保を図るために諸施策の基礎資料として、第六次岡山県看護職員需給見通し（平成18年～22年）を平成17年度に策定している。

今後、看護職員の養成数の大幅な増加は困難な状況であるが、供給を確保するため、新人看護職員等の離職防止を含めた職場定着対策のさらなる推進や再就業の促進、養成力の強化、看護職員の資質向上など、総合的な看護職員確保対策に取り組むこととする。

(1) 看護職員確保対策の推進

ア 職場定着の促進

乳幼児を有する看護職員のため、病院等が設置する保育施設への助成や、勤務環境の改善を図るための施設整備や短時間正規雇用等の多様な勤務形態導入を行う施設に助成するなど、看護職員の職場定着を促進する。

イ 再就業の促進

ナースセンター委託事業として、就業に関する相談・指導並びに再教育講習会や訪問看護師養成講習会等を開催するとともに、看護師を目指す中高生への出前講座や就業予定の看護学生を対象とした就職フェア等を「ナースセンター利用促進事業」として実施し、求人求職相談業務等の充実を図る。

ウ 養成力の強化

第六次岡山県看護職員需給見通し

(単位 人：常勤換算)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
需要数(A)	23,947	24,350	24,759	25,089	25,422
供給数(B)	23,509	23,921	24,322	24,807	25,335
供給不足数(A-B)	438	429	437	282	87

看護師等養成所の運営費補助や看護学生奨学資金の貸付を行うことにより、医療の進歩に対応できる知識・技術を備えた質の高い看護職員の養成を支援する。

エ 看護職員の資質向上

医療の高度化・専門化に対応できる看護職員を育成するため、各種研修を実施し看護職員の資質の向上を推進する。特に新人看護職員や研修責任者等を対象とした臨床実践能力を獲得する研修会を実施することで早期離職防止を図る。また、在宅ケアを推進するために、訪問看護を行う管理者への総合的な研修や、早期に在宅移行を可能とする退院援助を行う看護職員の育成を図るための実務研修を実施する。

才 「看護の心」の普及啓発

「病院の日・看護の日」及び「看護週間」などを通じて、「看護の心」の普及啓発に努める。

力 看護職員確保対策の総合的推進

看護職員の確保対策等について継続的に検討を行うとともに、普及啓発等に努める。

(2) 衛生関係従事者試験免許

歯科技工士試験及び准看護師試験をそれぞれの各法令に基づいて実施する。

3 岡山県保健医療計画

(1) 第5次岡山県保健医療計画の推進

平成18年度を初年度とし、平成20年3月に改訂（追加・増補）を行った第5次岡山県保健医療計画に基づき、県民の高い健康水準の確保を目指して、保健医療施策の推進と健康増進から疾病予防、治療、リハビリテーション、介護までのより良質で効率性の優れた保健医療体制の確立を図る。

また、がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病に係る医療について、地域において切れ目のない医療連携の推進を図ることで、県民に安心して良質な医療が提供できる体制を整備する。

(2) 第6次岡山県保健医療計画の策定

現行の第5次岡山県保健医療計画の目標年次が平成22年度とされていることから、必要な見直しを行い、「全ての県民がいきいきとした生活を送れるよう、県内どこに住んでいても質の高い保健医療サービスが受けられる体制の充実」を基本理念とする第6次計画を平成23年3月までに策定する。

4 保健衛生情報

人口動態調査や国民生活基礎調査、医療施設調査等を実施する。なお、平成22年度に予定される調査は次のとおり。

毎月：人口動態調査、医療施設調査（動態調査）、病院報告（患者票）

5月：衛生行政報告例（平成21年度年度報）

6月：国民生活基礎調査（世帯票・健康票・介護票）、地域保健・健康増進事業報告

7月：社会保障・人口問題基本調査

10月：病院報告（従事者票）

12月：医師・歯科医師・薬剤師調査

5 がん対策の推進

(1) 「岡山県がん対策推進計画」の推進

平成21年2月に「岡山県がん対策推進計画」を策定し、がんによる死亡者の減少やがん患者とその家族の苦痛の軽減及び療養生活の質（QOL）の維持向上等を目指し、がん対策を総合的かつ計画的に推進する。

(2) がん医療の連携強化

県がん診療連携拠点病院である岡山大学病院や6か所の地域がん診療連携拠点病院が中心となり、医師会、病院協会をはじめ地域の医療関係者等関係団体と連携し、質の高いがん医療提供体制を整備する。また、がん診療連携拠点病院に相談支援センターを設置し、患者家族への相談支援の充実を図る。

6 周産期医療体制の充実・強化

不足しているN I C U（新生児集中治療室）等の確保など、地域の周産期医療体制の整備を図るため、総合周産期母子医療センター及びそれを支える地域周産期母子医療センターのM F I C U（母体・胎児集中治療室）、N I C U等に対する財政支援を行う。また、新生児医療を担当する医師を確保するため、当該医師の手当に対する財政支援を行う。

7 医療費適正化の推進

急速な少子高齢化の進展の中で、国民の安心の基盤である皆保険制度を維持し、将来にわたり持続可能なものとするため、医療費適正化計画に盛り込まれた県民の健康の保持と医療の効率的な提供の推進に係る施策を総合的に推進する。

（1）医療費適正化計画の進捗状況の評価

平成19年度に策定した「岡山県医療費適正化計画」の中間年度である本年度は、医療関係者等の外部の有識者で組織する「岡山県医療費適正化推進協議会」の意見を聴きながら、達成すべき目標値の設定、目標を達成するために取り組むべき施策等の内容について見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行う。

（2）療養病床再編成の推進

医療資源を医療の必要度が高い方に重点化し、医療の必要度が低い方には適切な介護サービス等を提供する体制を整えるため、療養病床の再編成を推進する。医療機関に対する情報提供や相談体制の整備に努めるとともに、医療療養病床の介護施設等への転換に対しては、病床転換助成事業を実施する。

《健康推進課》

1 健康づくりの推進

県民一人ひとりが健康で充実した人生を過ごすことができるよう、県民健康づくり計画「健康おかやま 21 セカンドステージ」を推進する。

(1) 健康づくり対策

ア 健康おかやま 21 セカンドステージ推進事業

県民一人ひとりが充実した豊かな人生を過ごせることを目指し、各関係団体と協働で、県民が健康づくりに取り組むための環境を整備するなど、健康おかやま 21 セカンドステージを推進する。

① 健康生活環境整備事業

栄養成分表示の店の登録を行うとともに、健康的な外食メニューを提供する飲食店を支援するなど食の環境整備を進める。また、たばこ対策については、平成 22 年 2 月厚生労働省からの通知「受動喫煙防止対策について」を受け、多数の者が利用する公共的な空間については原則全面禁煙とし、禁煙・完全分煙実施施設の認定を推進、及び禁煙問題アドバイザーの養成・派遣などを進める。

② セカンドステージパワーアップ事業

健康づくり関係機関・団体が協力して県民の健康づくりを支援するために「健康おかやま 21」推進会議を開催するとともに、新たに創設した「健康おかやま 21 協賛事業」を広く募集し、認定申請を行うことで「健康おかやま 21」をより一層推進する。

イ メタボリックシンドローム改善支援事業

メタボリックシンドロームの予防及び改善には、ハイリスク者へのアプローチとともに住民全体を対象にしたポピュレーションアプローチが重要であることから、メタボリックシンドロームの概念や予防法について啓発を図る。また、市町村の地域特性を踏まえた計画的なメタボリックシンドローム予防事業の実施及び評価を支援するとともに市町村等関係職員の資質向上研修会を実施し、メタボリックシンドローム予防対策の効果的な実施体制整備を図る。

ウ 生活習慣病対策推進事業

健康増進事業・がん検診等の生活習慣病対策に関する事業評価及び糖尿病における県内統一の「地域連携診療計画書（クリティカルパス）」の活用を普及する等医療連携体制について適正かつ効果的な推進を図る。

エ 健康づくり施設の運営

① 岡山県南部健康づくりセンター

保健所や市町村の健康づくりを支援するため、指定管理者 ((財)岡山県健康づくり財団) により岡山県南部健康づくりセンターを運営し、健康増進指導や教育研修、健康増進に係る調査研究を行う。

② 「健康の森」の管理

ふるさとの自然に親しみながら、心身の健康づくりを実現できる空間として、施設の維持管理に努めながら利用促進を図る。

(2) 健康増進事業の推進

健康増進法に基づき市町村が実施する健康増進事業に対して、市町村が事業を効果的、効率的に実施できるよう支援する。

(3) がん予防対策の推進

がんについての正しい知識の普及を図るとともに、市町村が実施するがん検診の支援や、がん登録事業等のデータを活用したがん検診の精度管理を行う。とりわけ、増加している乳がんについて、県内の各種団体が協働して受診勧奨や若年層を対象としたキャ

ンペーン等を展開することにより、正しい知識の普及啓発と検診受診率の向上を目指す。

(4) 食育の推進

ア 栄養改善対策

市町村は一般的な栄養指導業務を、県は給食施設等に対する指導や専門的知識を要する栄養相談業務、国民健康・栄養調査等を行うとともに、市町村の栄養指導業務が効果的に行われるよう支援を行う。

イ 食育推進事業

健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむため、生涯にわたる知育、德育、体育が大切であるが、その基礎となるのが食育である。県民一人ひとりが自ら健全な食生活が実践できるよう、家庭や学校、地域、ボランティア等と協働し、食育についての事業を展開する。

(5) 地域職域連携の推進

死亡原因の第1位であるがん等の生活習慣病対策について、地域と職域が連携して取り組むため、地域職域連携推進協議会を開催し、情報交換や協働した活動について協議する。

(6) 保険者による特定健診・特定保健指導への支援

平成20年度から生活習慣病（主にメタボリックシンドローム）の予防として、特定健診・特定保健指導が医療保険者に義務づけられた。県では、健診機関との集合契約や人材育成など医療保険者への支援を行い、実施体制の整備に努めてきたが、今後は受診しやすい環境整備など受診率の向上に向けてさらなる支援を行っていく。

2 健やか親子21の推進

「後期・新世紀おかやま母子保健計画」の評価を実施し、新たな課題への取組や引き続き、市町村、医療機関、福祉関係者、企業、地域のボランティア団体等と連携し、母子保健サービスを提供するとともに、児童虐待予防対策の充実等、安心して子どもを生み、育てるための環境づくりを行う。

(1) 妊娠・出産の安全性と快適さの確保など生涯を通じた女性の健康支援

ア 不妊治療対策

不妊専門相談センターにおいて、不妊に関する医学的な相談や、不妊による心の悩みの相談を実施するとともに、医療保険が適用されず高額な治療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。

イ 妊婦健康診査臨時特例事業

市町村が実施する妊婦健診への支援を行い、安心して妊娠・出産ができる体制の整備を推進する。

(2) 子どもの心とからだの健やかな発達のための支援

ア 子どもの健やか発達支援

市町村が実施する乳幼児健康診査、訪問指導等及び保健所で把握した障害児又はその疑いのある子どもの発育・発達等について、小児科医、児童精神科医の専門家による「子どもの発達支援相談」を実施するとともに、「すこやか親子支援教室」を開催し、育児困難感を抱え孤立しがちな親等、虐待のリスクがある親を対象に、育児不安の軽減や育児能力を高めるための支援を行う。

また、発育・発達に問題がある子どもや虐待のリスクのある家庭の地域支援について、市町村、医療機関、福祉関係機関等と連携し、支援方法を検討するとともに、関係職員の資質向上のための研修を行う。

イ 発達障害児支援強化事業

発達障害児の健全な発達を支援するため、早期発見・早期発達支援から各ライフステージにおける継続的な支援ができるよう、共通様式の活用や勉強会、研修会を実施し、関係者のスキルアップを図ると共に支援体制を整備する。

ウ 市町村母子保健活動の支援

各市町村の行う母子保健の評価を行い、市町村が効果的、効率的に事業を実施できるよう支援するとともに、「こんにちは赤ちゃん事業」や「子育て家庭訪問支援事業」などの事業が適切に実施できるよう支援する。

(3) 安心できる医療・療育体制の整備

ア 乳幼児の先天性疾病予防対策

乳幼児の心身の異常を早期に発見し、早期治療による心身障害の予防を行うため、先天性代謝異常等（フェニールケトン尿症等5疾患及びクレチン症）検査を実施する。また、市町村が実施する自動聴性脳幹反応（自動ABR）による新生児聴覚検査事業が適切に実施できるよう支援する。

イ 小児医療対策

市町村が実施する小児医療費助成事業について補助を行う。現在の補助対象年齢を義務教育就学前までであるが、22年10月より入院については、小学校6年生まで拡大することにしている。

なお、補助対象経費は、3歳未満については医療保険（2割）の10分の8相当額、3歳以上については医療保険上の自己負担部分（2割～3割）から一部負担金（1割）を除いた額である。

市町村に対する補助率は、岡山市は10分の1、倉敷市は6分の1（ただし、当面の間5分の1）、その他市町村は2分の1としている。

ウ 子どもの心の拠点病院整備事業

子どものこころの問題に対応するため、拠点病院を中心とした保健・医療・福祉・教育・司法等の各機関のネットワークを構築し、支援体制を整備する。

(4) 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進

地域ではぐくむ思春期の心とからだの支援事業

次代の親となる思春期の中・高生を対象とした心とからだの健康づくりのための普及啓発を行う。

3 生涯を通じた歯の健康づくりの推進

むし歯や歯周病は、歯の喪失を招き、食生活だけでなく、コミュニケーションにも支障をきたし、社会生活に影響を及ぼす。また、歯周病は糖尿病との関連性が高い上、高齢者では誤嚥性肺炎の原因になり、歯の喪失による咀嚼機能の低下は低栄養を招くなど、全身の健康にも影響を与えることになる。歯や口の健康の維持・増進は、豊かな人生を送る上で欠かせないことから、生涯を通じた歯の健康づくりを推進する。

(1) 歯科保健の推進体制づくり

ア 歯科保健の推進に関する条例の制定及び歯科保健計画の策定

歯科保健対策を総合的に進めるため、歯科保健の推進に関する条例を制定し、行動計画として歯科保健計画を策定する。

イ 歯科保健対策協議会等

歯科保健対策協議会において全県的な歯科保健施策についての協議を行い、320運動および8020運動の推進を図る。

(2) 歯科保健医療の推進

ア 1201運動推進事業

むし歯に罹患しやすい6才臼歯を中心に、子どもの歯をむし歯から守ることは、将来の8020の達成につながるため、幼稚園、小学校等と連携して、むし歯予防プログラムを実施する。

イ デンタルももネット推進事業

糖尿病患者や脳卒中患者等への早期の歯科医療提供体制を整備するため、医科や介護職等と情報ネットワークを構築することで、歯科医療機関の情報を速やかに提供する。

ウ 在宅歯科医療連携室整備事業

居宅療養者とその家族や、医科・介護職等からの訪問歯科医療ニーズに応じるため、相談・調整窓口を設置して、広く訪問歯科の要望に応える。

エ 妊産婦歯科健診モデル事業

むし歯や歯周病に罹患しやすい妊産婦に対し、予防に主眼を置いた歯科健診・保健指導を受ける機会を増やすとともに、保健指導を通じて子どもの歯の健康づくりにもつなげる。

オ 8020歯っぴいライフ支援事業

高齢期における歯の喪失は低栄養につながり、口腔清掃の不良は誤嚥性肺炎を招いて全身の健康にも悪影響を及ぼすことから、歯科健診を受ける機会の少ない高齢者に受診機会を増やす。また、安全で安心して食べれるよう高齢者への口腔機能向上プログラムの普及と、8020健寿人表彰を通じて高齢者の歯科保健意識の醸成を図る。

4 感染症対策の強化

感染症の発生予防及びまん延防止のため、普及啓発や研修会等事前対応の施策に重点を置き、感染症の予防及び患者の医療に関する総合的な施策の推進を図る。特にメキシコで発生し全世界へ拡大している新型インフルエンザ（H1N1）の感染防止等について、万全の対応を期すとともに、鳥インフルエンザ（H5N1）、重症急性呼吸器症候群（SARS）、ウエストナイル熱等新興・再興感染症の発生に備えた危機管理体制の強化に努める。肝炎治療特別促進事業を実施し、B型、C型ウイルス性肝炎の治療に係る医療費を助成し、将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止を図る。

また、結核予防対策に取り組むほか、エイズ・性感染症対策を推進する。

(1) 感染症対策

ア 感染症発生動向調査事業

一類～五類感染症の発生状況について、その情報を収集、分析し、感染症情報センターから公表することにより、感染症予防及びまん延防止に努める。

インフルエンザや腸管出血性大腸菌感染症は、幼児や高齢者では重篤になる例があることから、流行を早期に把握して、注意喚起等必要な対策を講じ、施設内等でのまん延防止に努める。

イ 感染症対策委員会

感染症に関する総合的な対策等について調査、協議する。

ウ 新興・再興感染症対策

新型インフルエンザ対策については、「岡山県新型インフルエンザ対策行動計画」を改定したことにより、市町村においても早期に策定できるよう支援するとともに、医療提供体制等の整備や研修会、訓練の実施等万全の対応を期すこととしている。鳥インフルエンザについては、患者サーベイランスの強化、県民への正確な情報提供等を行う。

また、重症急性呼吸器症候群（SARS）については、医療提供体制の確保、訓練の実施等による関係機関との連携強化等により、発生時の感染拡大防止に努める。

(2) 肝炎対策の推進

ア 肝炎対策協議会

検診受診体制や専門医とかかりつけ医との連携体制、相談指導等を協議し総合的な

肝炎対策を推進する。

イ 肝疾患診療連携拠点病院事業

岡山県肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会の開催に携わるとともに、肝疾患診療に携わる地域の医療従事者に対する研修に協力する。また、患者、家族からの医学的な相談を行う肝炎相談センターを岡山大学病院に併設している。

ウ 肝炎治療特別促進事業

B型、C型ウイルス性肝炎の治療に係る医療費を助成し、将来の肝硬変、肝がんの予防を図る。

また、保健所での無料相談・無料検査や肝炎専門医療機関での無料検査を実施する。

(3) エイズストップ作戦の推進

ア 性感染症専門部会の開催

エイズ患者・HIV感染者が増加していることから、県感染症対策委員会性感染症専門部会を開催し総合的な対策について協議する。

イ 普及啓発の推進

県民がエイズについての正しい知識を持ち、エイズの感染を予防し、患者・感染者に対する偏見を防止するため、「エイズ出前講座」を実施するとともに、「世界エイズデー」及び「HIV検査普及週間」を中心にレッドリボン等による各種の普及啓発事業をすすめる。

ウ 相談・検査体制の整備

保健所において、匿名で無料のエイズに関する相談や検査を実施するとともに、備前・備中・美作の3保健所において専用のエイズホットラインを設置し、相談に応じている。また、エイズ治療拠点病院においてもカウンセリング及び検査体制を整備しており、さらに、夜間検査等、より利用しやすい相談・検査体制の構築を図る。

エ エイズ医療の促進

医師等の医療従事者に対する研修会を開催するとともに、地域におけるエイズ治療拠点病院の整備や診療体制の整備を進める。

(4) 結核対策の推進

ア 健康診断及び予防接種

定期健康診断と予防接種（BCG）の大切さについて、市町村等と協力して普及啓発を進めるとともに、受診率の向上に努める。特に、予防接種（BCG）は生後6ヶ月に達するまでの早期接種の徹底を促す。

イ 結核管理

医療機関等と連絡を密にしながら、患者に応じた服薬支援計画に基づき地域DOTSを推進していくことにより、治療開始から完遂までの一貫した支援体制の強化を図る。また、医療中断者、病状不明者に対する管理検診を行う。

ウ 適正医療と感染源対策

県下3カ所に設置された感染症診査協議会において、排菌患者の就業制限及び入院勧告、並びに患者の医療費の公費負担申請に関する事項の審議を行い、適正医療の確保に努める。

エ 結核対策研修会

総合的な結核まん延防止対策を実施するため、医師、放射線技師、臨床検査技師、養護教諭、事業所衛生担当者等を対象に研修会を開催し、検診の精度向上、関係機関の予防知識の向上を図る。

(5) ハンセン病問題対策の推進

ア 岡山県ハンセン病問題対策協議会等の設置

ハンセン病問題対策協議会を開催し、偏見・差別の解消のための普及啓発や入所者の社会復帰の支援についての具体的な対策の協議を行う。

また、岡山県における過去のハンセン病対策に関する史料については普及啓発等に

活用する。

イ 普及啓発事業

ビデオ、DVD、リーフレット、ホームページ等を活用した普及啓発を進めるとともに、入所者と地域の学校、団体等との交流を促進する。

ウ 社会復帰の支援等

医療ソーシャルワーカー等の社会復帰支援員が、入所者からの社会復帰に関する相談等に応じるとともに、県営住宅への最優先入居や、医療費、介護費、住宅費の助成により、社会復帰を支援する。また、全国各地の療養所の県出身入所者の訪問と里帰り費用の助成を行う。

(6) 性感染症対策の推進

性感染症のまん延が危惧されており、保健所で、匿名で無料の性器クラミジア感染症・梅毒の検査を実施するとともに、正しい知識の普及に努める。

(7) 予防接種対策

市町村、県医師会等関係機関と連携し、個別接種の推進等、適正な予防接種実施体制を整備する。

特に、麻しんについては、岡山県麻しん対策会議を核とし、市町村や学校等と連携し接種率の向上に取り組む。

(8) 環境保健センターでの感染症関係試験検査

国立感染症研究所と連携を図りながら、環境保健センターにおいて各種感染症の細菌・ウイルス検査を実施し、感染症の発生動向について調査する。

5 精神保健福祉施策の推進

適正な精神医療の確保と障害者の自立・社会参加の促進を図る。特に平成19年3月に策定された県障害福祉計画に掲げた、条件が整えば退院可能な患者の地域生活移行を進めるとともに、地域における生活支援体制の充実を図る。

(1) 啓発活動及び地域精神保健福祉施策

ア 普及啓発事業

「精神保健福祉月間」を中心に正しい精神保健知識の普及を図り、県民の心の健康の保持増進に努める。

イ 精神保健相談

保健所において、精神科医師等による精神保健相談を行う。また、精神保健福祉センターにおいて、アルコール依存症、薬物中毒等の専門的な精神保健相談に応じるとともに、心の電話相談を行う。

ウ 高次脳機能障害支援普及事業

高次脳機能障害者への理解の促進と支援の普及を図るため、支援拠点機関に相談コーディネーターを配置して専門的相談や生活上の支援を行うとともに、自治体及び医療機関の職員に対しての研修等を実施する。

(2) 自立・社会参加促進施策

ア 精神障害者地域移行支援事業

精神科病院に入院している受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者に対し、本人のニーズを尊重しながら、保健所職員及び地域移行推進員がケアマネジメントを実施し、退院及び地域移行に必要な援助を行い、地域生活への円滑な移行及び安定した地域生活の実現を図る。

イ 精神障害者社会適応訓練事業

職親として登録されている事業所において、回復途上にある通院中の精神障害者に對し、社会適応のための訓練を一定期間行い、社会的自立を促進する。

ウ 入院患者社会復帰促進事業

精神障害者の住まいを確保するため、民間による家賃保証制度を活用できるよう家賃保証料の一部を助成する。

エ ひきこもり予防支援事業

ひきこもりの予防や支援をするため、ひきこもりサポーターを活用し、本人や家族の相談に応じたり、精神科医や臨床心理士等が地域に出向いて、本人や家族等との座談会を開催する。また、居場所を提供することにより対人関係等を醸成し、社会復帰への足がかりとする。さらに地域の実情に応じた対応を図るため、保健所を中心とした相談体制の充実を図るとともに、地域の関係機関による連絡会議を開催する。

カ 基幹型障害者地域生活支援センター事業

旧県立内尾センターの施設において、障害者地域生活支援センター事業（日常生活支援、就労支援など）、24時間電話相談事業及びホステル事業を実施する。

(3) 医療及び保護対策

ア 入院医療制度

本県の精神科病院数及び病床数は、14病院、2,849床（H21.4.1現在。岡山市を除く）となっているが、これらの病院に入院している患者に対し、人権に配慮した適切な医療が提供されるよう、精神医療審査会において、措置及び医療保護入院者の定期病状報告等並びに入院患者等からの退院及び処遇改善請求の審査を行う。

イ 自立支援医療費（精神通院医療）公費負担制度

精神障害の適正な医療の普及を図るため、通院医療に要する費用について、障害者自立支援法（H18.4.1施行）に基づき、その費用の90%を医療保険と公費で負担する。なお、自己負担については、所得区分等に応じ、軽減措置が設けられている。

ウ 精神科救急医療システム

休日夜間に精神障害者が緊急な対応を必要とする場合に、精神科救急情報センターにおいて、相談・情報提供や応急指定入院病院等との連絡調整を行うほか、病院群輪番制による休日夜間の診療体制により、迅速かつ適切な医療を提供する。

エ 地域精神保健危機介入・継続支援体制整備事業（ACTおかやま事業）

地域の受け皿さえあれば退院が可能な精神障害者の地域移行を推進するとともに、適切な危機介入を実施することで、安心で安全な地域生活が送れるよう、医師を含む多職種で構成する地域支援チームが、既存の社会資源（保健所、市町村、ホステル等）と連携して、保健・医療サービスを提供する。

オ 自殺予防対策事業

「岡山県自殺対策連絡協議会」及び保健所管内ごとに設置する「地域会議」を開催し、効果的な自殺対策を検討するとともに、行政職員や保健医療従事者を対象とした自殺予防に関する研修会、県民への普及啓発活動を実施する。

さらに、昨年造成した岡山県地域自殺対策緊急強化基金により、平成23年度まで県及び市町村で地域自殺対策緊急強化事業を実施するとともに、自殺対策基本計画（仮称）の策定及び自殺予防情報センター（仮称）を設置する。

(4) 認知症対策の推進

認知症対策については、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい理解に基づく本人や家族への支援等を通じて、地域での総合的かつ継続的な支援体制を確立する必要がある。このため、認知症介護研修や早期診断の推進、市町村への技術支援、家族支援・啓発、地域支援体制の構築等に取り組む。

ア 認知症介護研修

高齢者介護の指導的立場にある者、認知症介護サービス事業の開設者、管理者等に對し、研修等を実施し、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図る。

イ 早期診断の推進

認知症の早期発見・早期診断のため、認知症サポート医の養成を行うとともに、かかりつけ医に対して認知症診断の知識・技術や対応力向上のための研修を実施する。

ウ 市町村への技術支援等

認知症専門技術センターを設置し、地域包括支援センターへの技術支援や医療連携の推進等を行うとともに、高齢者虐待等に関する法律相談窓口を設置し、市町村の対応能力の向上を支援する。

エ 家族支援・啓発

認知症高齢者の家族交流会を実施するとともに、認知症の人や家族を温かく見守る認知症サポーターを市町村と協力して養成する。

オ 地域支援体制の構築

認知症高齢者とその家族を地域で支える地域支援体制構築モデル事業等を実施し、その成果を県内に普及させる。

(5) 岡山県精神保健福祉センター

精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的な技術中枢機関として、知識の普及・調査研究や相談指導事業を行うとともに、保健所や市町村等に対する技術指導、技術援助を行う。

(6) 岡山県精神科医療センター（旧県立岡山病院）

岡山県精神科医療センターは、精神科救急・急性期医療への対応や、薬物中毒等複雑困難な患者の受け入れなどの政策的医療の推進等、公的病院に期待される役割・機能をより効率的かつ効果的に果たすため、平成19年4月に運営形態を地方独立行政法人に移行した。

平成14年度から進めていた建替工事も平成19年度の心身喪失者等医療観察法に基づく入院施設の竣工により全ての整備が完了し、開放的な治療環境と機能分化による疾病特性に応じた医療を提供している。

6 地域における健康づくりの推進

(1) 健康づくり地区組織の育成・強化

ア 岡山県愛育委員連合会（愛育委員）

愛育委員は、すこやか育児の推進等母子保健を中心に、生活習慣病・感染症等の予防、歯科保健、思春期保健、精神保健、献血活動、禁煙運動の推進等、住民の生涯にわたる健康づくりを目指して、地域の健康づくりボランティアとして活動している。

・愛育委員 18,426人 (H21.4.1現在)

イ 岡山県栄養改善協議会（栄養委員）

栄養委員は市町村が実施する栄養教室を修了した地域のボランティアで、「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、食事、運動、休養の面から地域の健康づくりを支える活動を行っている。

・栄養委員 7,541人 (H21.4.1現在)

《生活衛生課》

1 生活衛生営業等の衛生確保

県民の日常生活に密接に関係するサービス等を提供する営業である飲食業、理・美容業やクリーニング業等の生活衛生関係営業（以下：生衛業）については、高度情報化や規制緩和の進展など社会経済を取り巻く環境が構造的に変化する中、経営の健全化や営業施設の衛生水準の向上等により公衆衛生の維持向上を図っていくことが重要な課題となっている。

県では、（財）岡山県生活衛生営業指導センター（以下：指導センター）及び、各生活衛生同業組合（以下：生衛組合）と連携して、こうした生衛業の経営の合理化、施設の近代化等の指導に努めるとともに、衛生水準の確保のため、自主管理の推進と効率的な監視指導を実施する。

また、公衆浴場確保対策、建築物衛生対策及び家庭用品安全対策等を実施する。

（1）生活衛生営業者対策

ア 経営安定の指導

- ・ 営業者を対象とした経営管理、施設の近代化、衛生措置の遵守等に係る講習会を開催する等、指導センターを通じて生衛組合を育成指導する。
- ・ 生衛業の健全な経営の育成指導等に必要な事業を実施する。
- ・ 日本政策金融公庫資金融資制度の積極的な利用を推進するため、指導センターと各生衛組合を通じて、融資の斡旋指導を行う。
- ・ 生衛業の振興を計画的に実施するため、関係生衛組合に対し、振興計画の積極的な推進を指導する。また、消費者保護の施策として標準営業約款制度（クリーニング業、理・美容業、めん類飲食店及び一般飲食店）の普及促進に努める。

イ 監視指導

関係法令に基づき、効率的な監視指導を実施するとともに、営業者の自主管理を積極的に推進することにより、生衛業の施設整備と衛生水準の維持向上に努める。

（2）公衆浴場確保対策

ア 入浴料金

公衆浴場の入浴料金は、物価統制令により知事が指定しており、原油高騰等の影響を考慮し、平成20年度に岡山県公衆浴場入浴料金審議会に諮問し、改定した。

イ 確保対策

公衆浴場の経営の安定化及び確保対策のために、設備改善、経営安定の助成措置を行う。

（3）公衆浴場及び旅館の入浴施設におけるレジオネラ症発生防止対策

公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例等に基づき、施設の立入検査、浴槽水の行政検査を引き続き実施するとともに、講習会の開催等営業者に対し衛生管理指導を実施する。

（4）建築物衛生対策

- ・ 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、多数の人が利用する特定建築物の適正な維持管理の実施について指導する。
- ・ 建築物清掃業等8業種の営業者について登録事務及び指導を行う。

（5）家庭用品安全対策

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、公衆衛生上の見地から販売店等に対し、必要に応じて立入検査を実施するとともに、県内各地において試買検査を実施し、県民の健康保持に努める。

(6) 室内空気汚染物質対策

住まいに起因した健康障害は、「シックハウス症候群」、「化学物質過敏症」、「アレルギー疾患」等多岐にわたっており、保健所において、県民からの室内空気汚染に関する相談に応じ、的確なアドバイスを行う。

また、アスベストに関する室内環境衛生に関する相談に応じるとともに、情報提供を行う。

(7) 養成施設の指導

「調理師法」及び「製菓衛生師法」に基づき、調理師・製菓衛生師養成施設に対し、また、「理容師法」及び「美容師法」に基づき、理容師・美容師養成施設に対し、中国四国厚生局に協力して、指導を行う。

(8) 遊泳用プール衛生確保対策

学校を除く100立方メートル以上の遊泳用プールについて、「岡山県遊泳用プール指導要領」等により、県民が衛生的かつ安全にプールを利用できるよう、営業者の自主管理を促す。

2 食品の安全・安心の確保

食品流通の広域化、国際化が進む中、輸入食品による有害、有毒物質混入事案が発生するなど、食の信頼を揺るがす事案が相次いだことから、県民の食に対する関心は依然として高い。

県では、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進する「岡山県食の安全・安心推進計画（H20～H24）」を策定し、全庁的な体制で食の安全・安心の確保に努めている。

(1) 監視指導、検査等

「平成22年度岡山県食品衛生監視指導計画」に基づき、各保健所及び食肉衛生検査所が主体的に食品関係施設への監視指導、食品等の試験検査、と畜検査及びBSEスクリーニング検査を実施する。

ア 監視指導

社会的に影響の大きい営業施設や広域流通食品等事業者への重点的監視指導を実施し食の安全の確保に努める。

イ 試験検査

高性能検査機器を導入したところであり、検査項目の増加や検査の迅速化を図るとともに、輸入食品、残留農薬等の食品検査の強化に努める。

なお、BSEスクリーニング検査については、引き続き全頭検査を実施する。

ウ 違反発見時の対応

法令に違反した食品等の発見時には、「食品衛生法に基づく行政処分要領」に基づき、適正かつ厳正な行政措置を講じることにより、健康危害の発生防止や拡大の防止を図る。

エ 健康危害発生時の対応

食中毒等の健康危害発生時には、「岡山県食中毒対策要領」に基づいて、迅速かつ適切に対応し、被害の拡大を防止するとともに再発防止を図る。

(2) 食品等事業者による自主衛生管理の促進

食品の生産から流通・販売に至る一連の安全を確保するため、食品等事業者に対し、自主検査の励行をはじめ自主管理体制の整備を指導するとともに、HACCPシステムに基づく衛生管理手法の導入を支援する。

(3) リスクコミュニケーションの推進

ア リスクコミュニケーターの養成・レベルアップ

「検定-晴れの国おかやまの食」を通じてリスクコミュニケーターを養成したところであり、今後、リスクコミュニケーターのステップアップ研修や活動支援を行う。

イ 観察型研修会等の開催事業

観察・体験型の研修を保健所単位で開催するとともに、リスクコミュニケーターの方にサブリーダーとしての実践の場を提供する。

ウ 食の安全サポート拡大事業

サポート企業（団体）を募集・登録し、当該企業等と協働して食の安全に係る情報伝達の拡大等を図る。

エ 食の安全相談窓口

相談窓口（5保健所、県庁くらし安全安心課、生活衛生課の7機関）で、県民からの食の安全・安心に関する相談に応じる。

オ 県民への正しい知識の普及と最新情報の提供

ホームページ「食の安全・安心おかやま」に最新情報を載せるほか、マスメディア、広報紙、冊子等を活用し、食の安全・安心に関する正しい知識の普及と最新情報の提供に努める。

3 動物の愛護と管理

動物の愛護及び管理に関する基本的な方向性と、中長期的な目標を定めた「岡山県動物愛護推進計画」を平成20年度に策定し、「人と動物の共存できる豊かな地域社会」の実現に向け、総合的かつ計画的に施策を推進している。

(1) 動物愛護業務

ア 犬のしつけ方教室等の開催

犬のしつけ方教室、動物ふれあい教室及び動物愛護フェスティバルを開催し、動物との正しい接し方やしつけ方等の普及啓発に努める。

イ 譲渡会

犬とねこの譲渡会を開催し、放棄された犬やねこの譲渡頭数の増加に努める。

ウ 負傷した犬やねこ等の収容、治療

公共の場所で負傷した飼い主不明の犬やねこを収容するとともに、獣医師会と連携して治療を実施する。

また、平成21年度に策定した「動物愛護災害対策マニュアル」に基づき平時における防災準備の周知に努める。

エ 普及啓発、情報提供

動物愛護思想の普及を進めるため、ホームページ、マスメディア、パンフレット等各種媒体を活用しての普及啓発、動物愛護センターで実施する事業などの情報提供等に努める。

オ 動物愛護週間事業の実施

動物愛護週間（9月20日～9月26日）に、各種啓発事業を実施する。

カ 岡山県動物愛護推進協議会の開催

動物愛護推進協議会を定期的に開催する。

キ 動物愛護推進員の活動支援

動物愛護推進員の研修会を開催する。

(2) 動物管理業務

ア 動物取扱業の指導

ペットショップなどの動物取扱業者に対し、動物の管理方法等について監視、指導を実施する。

イ 特定動物の適正飼養の指導

ニホンザル、ニシキヘビなど特定動物の飼養又は保管施設に対し、適正飼養を指導する。

ウ 犬の登録と狂犬病予防注射の推進

市町村が実施する犬の登録と狂犬病予防注射の推進のため、市町村及び獣医師会に助言を行う。

エ 野犬、浮浪犬の保護収容

野犬や浮浪犬を保護収容する。

オ 犬及びねこの引取り

動物愛護センターと各保健所において、定められた日時に引き取りを行うが、引き続き犬やねこの放棄者に対する終生飼養の指導を行う。

4 化製場等の衛生対策

「化製場等に関する法律」に基づく関係施設の監視指導を行い、関係施設の衛生確保に努める。また、動物の飼養等に関し許可を要する区域の見直しを行う。

5 水道の整備

水道は、生活に不可欠なライフラインであるとともに、社会的・経済的活動を支える重要な基盤施設である。

平成20年度末現在、県内には246の水道事業（上水道事業24・簡易水道事業155・専用水道63・水道用水供給事業4）があり、安全でおいしい水を安定的に供給できる水道の整備が進められている。

(1) 水道の普及等

本県の水道は、平成20年度末現在、普及率98.9%、給水人口は約192万人を超えており、水源や地理的条件に恵まれない山間部を中心に約2万2千人が水道の恩恵に浴していない。一方、既存の水道は、老朽化に伴う施設更新、水需要の伸びの鈍化による経営悪化、地震等災害対策の強化など、様々な課題への対応が求められている。このため、地域の実情に合わせ、上水道や簡易水道の拡張・統合等を促進し、普及率の向上とともに、運営基盤の強化を図る。また、既存施設の計画的・効率的な更新や地震・洪水等の災害対策を促進し、機能の維持強化を図るとともに、様々な課題へ適切に対応していくための方策等を定める地域水道ビジョンの策定を促進する。

(2) 水資源の有効利用

県全体の水需要は、人口減少・節水等により横這い傾向にあるものの、渇水等により取水制限が行われた場合、県民生活や社会経済活動に及ぼす影響は多大なものがある。このため、苦田ダム等により確保された安定的水資源を、長期的展望に立ち、計画的に有効利用を図る。

(3) 水道の広域化

水資源の有効利用、施設整備における重複投資の防止、技術的・財政的な基盤の強化、水道水の安定した供給、料金格差の是正等を図る上で、水道の広域化は有効な手段である。そこで、県全体の長期的な水需要の見通しのもとに水道整備の基本方針を定めた「岡山県水道整備基本構想」及び基本構想を具体化した「岡山県広域的水道整備計画」に基づき、水需給状況を踏まえながら、計画的・段階的に水道の広域化を進める。

(4) 水道水質管理

安全で良質な水道水を給水するためには、水源から給水栓に至るまでの一貫した水質管理が重要である。また、水道水質基準は、常に最新の科学的知見に照らして逐次改正することとされており、平成22年度もカドミウムの基準が強化されるなど、50項目

の水質基準が設定されている。こうした中で、水源監視、浄水施設の運転管理、送水・配水過程での管理等を適切に行うなど、より一層の水道水質管理の強化を指導する。

《医薬安全課》

1 臓器移植等の推進

脳死からの心臓などの移植医療並びに従来から的心臓停止後の腎臓及び角膜の移植医療を進めるため、医療機関等の体制整備を図るとともに、臓器移植医療についての理解が進むよう、関係団体と連携のもと普及啓発活動に取り組む。

また、骨髄移植については、提供申出者（ドナー）の登録促進を図る。

(1) 臓器移植対策

ア 臓器移植の普及啓発

平成21年度に実施した「臓器移植に関する意識調査」の結果を参考に、臓器提供意思表示カードの県民への普及・浸透に努めるとともに、関係団体等との連携のもと、臓器移植に関する講演会、高校への出前講座等を開催し、移植医療に関する理解の促進を図る。また、平成22年7月に全面施行される改正臓器移植法の周知を図る。

イ 臓器移植体制の整備

臓器移植コーディネーターを（財）岡山県臓器バンクに設置し、関係医療機関等との連携を促進するとともに、臓器移植推進連絡協議会の開催等を通じて、医療機関の体制整備を支援する。

ウ 臓器移植普及推進月間（10月）事業

臓器移植普及推進月間（毎年10月）にあわせ、臓器移植に対する県民の理解を深めるとともに、意思表示カードの所持、記入などについての啓発を重点的に行う。

(2) 角膜移植対策

角膜移植を推進するため、（財）岡山県アイバンクと連携を図りながら、眼球提供登録者の拡大を図る。

(3) 骨髄移植対策

「骨髄ドナー窓口」や「骨髄ドナー集団登録会」を通して、骨髄ドナーの登録受付及び採血を実施する。

また、関係団体と連携し、各種イベントや高校生への出前講座等を通じて、県民への骨髄バンク事業の普及啓発を行う。

2 難病対策の充実

難病は、原因不明で効果的な治療方法が未だ確立されていない疾病であり、経過が慢性にわたることから、患者やその家族は、長期にわたる療養費の負担や介護の人手を余儀なくされるなど大きな社会的経済的負担を強いられている。このため、難病患者の療養生活の質（QOL）の向上を基本に、医療費等の助成、地域における保健・医療・福祉の充実・連携及び福祉施策の推進を三本柱として、総合的な難病対策を推進する。

(1) 特定疾患対策

ア 医療費等の助成

いわゆる難病のうち、56疾患を指定した「特定疾患治療研究事業」のほか、「在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業」、「スモン患者に対するはり・きゅう及びマッサージ治療研究事業」、「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業」により、医療費の自己負担分を所得に応じて公費負担するなど、患者の負担軽減を図る。

イ 地域における保健・医療・福祉の充実・連携

難病患者の療養支援の拠点である難病相談・支援センターにおいて、保健所、医療機関、雇用支援機関等との連携のもと、日常生活に関する各種相談支援や疾患に関する

る専門研修や地域交流会等を実施するほか、就労に向けた相談支援、情報提供等に取り組む。

また、重症難病患者の身近な入院施設の確保や身近な地域で適切な医療が受けられる在宅医療支援チームの派遣のための体制を整備するとともに、各地域ごとに医療福祉相談等を実施するなど、難病医療ネットワークの充実を図る。

ウ 福祉施策の推進

介護が必要な状態にある難病患者等の居宅における療養生活を支援するため、介護保険法等の施策の対象とならない者を対象として、各市町村が実施する「ホームヘルプサービス」、「短期入所」及び「日常生活用具の給付」等の居宅生活支援事業を推進する。

(2) 小児医療対策

身体に障害のある児童に対しては「自立支援医療（育成医療）」、未熟児に対しては「養育医療」、結核児童に対しては「療育医療」、悪性新生物等療養が長期にわたる11疾患群に罹患する児童に対しては「小児慢性特定疾患治療研究事業」により、医療費の自己負担分を所得に応じて公費負担する。

3 公害健康被害者救済対策

公害健康被害の補償等に関する法律に基づく旧指定地域のうち、玉野市及び備前市の認定患者に対し各種の補償給付を行うとともに、患者の健康回復を図るために公害保健福祉事業を実施する。

4 石綿による健康被害の救済対策

石綿による健康被害者及び遺族で、労災補償等の対象とならない方への救済給付について、保健所等で認定申請等の受付業務を実施する。

5 献血事業の展開

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」の基本理念を踏まえ、県内で必要とされる輸血用血液と毎年国から示される血漿分画製剤用原料血漿の確保目標量を県民の善意の献血で確保するため、岡山県献血推進協議会を中心に市町村及び岡山県赤十字血液センター等関係機関との一層の連携により献血意識の高揚に努める。併せて、血液製剤の安全性の確保を図るとともに、適正使用について医療関係者に対する普及啓発を行う。

(1) 献血推進対策

平成21年度に実施した「献血に関する意識調査」の結果を参考として、広報媒体や啓発資料等を効果的に活用し、広く県民に対する献血思想の普及啓発に努めるとともに、「岡山県愛の血液助け合い運動」(7~8月)、「はたちの献血キャンペーン」(1~2月)等の事業を積極的に展開する。

また、若年層献血の推進、患者への負担を軽減させる400mL献血者の安定的確保に一層努めるとともに、献血推進組織の育成等に努める。

(2) 血液製剤の安全性確保対策

血液センターにおいては、献血時の本人確認、問診の徹底を図るとともに、核酸増幅検査(NAT)等によるウイルス等のスクリーニング検査を実施して、肝炎・エイズ等の感染の未然防止に努める。

(3) 血液製剤の適正使用対策

岡山県血液製剤使用適正化普及委員会を中心に、医療機関に対し「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」の周知徹底に努める。

6 医薬品等の安全確保

医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、医薬品等製造・製造販売業者等に対し、監視指導を行うとともに、医薬品についての正しい知識の普及啓発、新たな一般用医薬品販売制度への円滑な移行、医薬品等の広告監視の実施、更には抗インフルエンザウイルス薬等の緊急医薬品の安定供給に努める。

(1) 医薬品等製造販売業者・製造業者・販売業者等に対する指導監視等

医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保を図るため、医薬品等製造販売業者に対してはGVP・GQP省令の遵守を、医薬品等製造業者に対してはGMP・QMS省令等の遵守を、薬局開設者・医薬品販売業者に対しては、患者・消費者に対する情報提供の徹底等を指導する。

一般用医薬品の販売を担うための薬剤師とは別の新たな専門家の資質確認のための試験（登録販売者試験）を実施するとともに、昨年6月に施行された改正薬事法の経過措置期間中（平成24年5月31日まで）に新たな一般用医薬品販売制度への円滑な移行について、薬局開設者・医薬品販売業者に対して指導する。

また、薬局の機能情報を集約して、県民が薬局の選択を適切に行えるようにインターネット等を通じて薬局の情報を県民に分かり易く提供していく。

(2) 医薬品等の広告監視、検査

新聞・雑誌・インターネット等を媒体とした広告について、指導監視を行う。

また、健康食品等の試買検査により、無承認無許可医薬品の一掃を図る。

(3) 緊急医薬品等の安定供給

医薬品卸業協会等関係団体との連携を強化し、抗インフルエンザウイルス薬等緊急医薬品等の迅速かつ安定的な供給に努める。

7 毒物劇物危害防止対策

毒物劇物による危害の発生を防止するため、事故防止及び事故処理対策を重点として、関係機関・団体と連携を図り毒物劇物営業者等に対する指導取締を実施する。

(1) 毒物劇物製造（輸入）業者・販売業者・業務上取扱者等に対する指導監視等

毒物劇物の保管管理の徹底、保管場所への表示の徹底、譲渡手続の励行、取り扱う毒物劇物の性状及び取扱いに関する情報提供の徹底等について監視指導を行う。

特に、毒物劇物の取扱量の多い水島コンビナート地区内の事業所に対しては、テロ・盗難防止対策を含めた事故防止・事故処理対策の徹底について指導する。

(2) 講習会の開催等

関係団体と協働して講習会等を開催し、毒物劇物営業者等の資質の向上を図る。

(3) 毒物劇物取扱い等知識の普及啓発

毒物劇物を取り扱う者に対し、各種広報媒体、会議等を活用して毒物劇物の安全使用、適正な保管・管理等について広く周知徹底を図る。

8 麻薬・向精神薬・覚せい剤対策

近年、芸能人や中・高校生を中心とした低年齢層にまで薬物乱用が拡大するなど、依然として「第三次覚せい剤乱用期」といわれる深刻な情勢が続いている。

このため、関係機関との密接な連携のもとに、覚せい剤、大麻等依存性薬物の特性や乱用の弊害について周知徹底を図り、地域・県民ぐるみで薬物乱用を許さない社会環境づくりを推進するとともに、麻薬・向精神薬・覚せい剤等の取扱者に対し立入検査を実施する。

(1) 岡山県覚せい剤等薬物乱用対策推進本部

覚せい剤等薬物乱用防止対策について、関係諸機関相互の緊密な連携を図るとともに総合的かつ効果的な対策を強力に推進する。

(2) 岡山県覚せい剤等薬物乱用防止指導員協議会

県下各地域において400名の覚せい剤等薬物乱用防止指導員を中心として、国連支援事業である「ダメ。ゼッタイ。」普及運動及び「麻薬・覚せい剤乱用防止運動強化月間」等の啓発活動を実施する。

(3) 監視指導の実施

麻薬・向精神薬・覚せい剤等の取扱者に対し立入検査を実施し、その取り扱い及び保管・管理等の徹底指導に努める。

《子ども未来課》

1 次世代育成支援対策の推進

晩婚化、未婚化の進行や夫婦出生力の低下などによってもたらされる出生率の低下による少子化の急速な進行は、子ども自身の成長に大きな影響を及ぼすばかりでなく、社会全体の活力の低下など多方面への影響が懸念されており、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つための環境づくりの総合的な推進が県政の重要な課題となっている。

(1) 「岡山いきいき子どもプラン2010」の推進

平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく、次世代育成支援対策の実施に関する計画（都道府県計画）として、平成22年度から平成26年度までの5か年の行動計画「岡山いきいき子どもプラン2010」を平成22年3月に策定した。

「子育て支援は岡山の未来づくり」の基本理念の下、行政はもとより、地域、企業、学校、ボランティアやNPO等、地域の様々な担い手が主役となって密接に協働しながら子育て支援に取り組むことにより、県民誰もが子どもたちの成長を喜び合える社会環境づくりを目指す。

(2) 子どもを健やかに生み育てるための環境づくり推進体制

官民の関係71団体が参加する「岡山県子どもを健やかに生み育てるための環境づくり推進協議会」において、子どもを健やかに生み育てるための環境づくりに向けて気運の醸成を図る。

(3) 子育て夢づくり応援キャンペーン事業

「結婚や子育てに夢が抱け、安心して子どもを持ち、子育てを楽しむことができる環境づくり」を推進するためのキャンペーンやイベントを開催する。

(4) 子どもがいきいき環境づくり事業

企業と市町村等との協働で進めている、子育て家庭を応援する「ももっこカード」の普及のためのPRの展開、「おかやま子育て応援宣言企業」の登録推進・表彰を行い、社会全体で子育て家庭を応援する気運の醸成を図る。

また、「おかやま子育て応援宣言企業」からの要請により、社会保険労務士等の専門家を派遣する「おかやま子育て応援宣言企業サポート事業」を実施することにより、応援宣言企業における働きながら子育てしやすい職場環境づくりを支援する。

(5) おかやま子育て応援宣言企業パパ育休取ろうね助成金事業（安心こども基金）

「おかやま子育て応援宣言企業」に登録した企業等のうち、一定の要件を満たす事業主に対し、仕事と子育ての両立支援に役立ててもらう助成金を支給することにより、企業等における働きながら子育てしやすい職場環境づくりを支援するとともに、男性労働者の育児休業の取得促進を図る。

(6) 結婚支援事業（安心こども基金）

結婚したい人が結婚できることを社会全体で応援する環境づくりの一環として、出会いに恵まれない独身男女に出会いの場を提供する事業を実施する。

(7) 岡山いきいき子育て応援事業（安心こども基金）

ボランティア、NPO、及び民間団体等からアイデアを募集し、地域の実情に応じた創意工夫により、子育てにかかる人材の育成、コミュニティの活性化等を図る事業に対し助成を行うことにより、地域ぐるみの子育て支援を推進する。

2 児童健全育成施策の推進

(1) 児童厚生施設

ア 児童厚生施設の施設整備

児童の健全育成活動の拠点施設となる児童館の整備を推進する。

イ 民間児童厚生施設等活動推進事業

社会福祉法人等が運営する児童厚生施設が実施する、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした活動を支援する。

ウ 県立児童会館

大型児童館として、県内の児童厚生施設の運営指導等及び科学知識の啓発を行う。

(2) 冒険遊び場づくり促進事業（安心こども基金）

県立児童会館に併設する児童遊園において、「自らの責任で自由に遊ぶ」体験を通して生きる力を養う「冒険遊び場」のモデル事業を展開し、県内各地に普及するため、児童遊園の整備を行う。

(3) 地域組織活動（母親クラブ等）の推進

親子及び世代間の交流・文化活動、児童養育に関する研修活動、児童の事故防止活動など、母親クラブ等の活動を支援する。

(4) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

児童館、保育所、学校の余裕教室、団地の集会室などを利用し、保護者が労働等により昼間家庭にいない、主として小学校1～3年生の児童に対して、育成・指導、遊びによる発達助長などを行う放課後児童クラブの活動及び施設・設備の整備を支援する。

(5) 学童地域支援事業（チャイルド・ケア・クラブ）

国の放課後児童健全育成事業の対象とならない小規模放課後児童クラブ（チャイルド・ケア・クラブ）の運営及び既存の施設を改修して新しくクラブを設ける際の設備整備への支援を実施する。

(6) 放課後児童クラブ障害児受入サポート事業

複数の障害児を受け入れている放課後児童クラブにおいて、早急な指導体制の充実を図る必要があるため、3人以上の障害児を受け入れ、専任の指導員を配置するクラブに対し支援する。

(7) 放課後児童クラブ開設・運営ガイドライン作成事業（安心こども基金）

放課後児童健全育成事業を行う放課後児童クラブの質の向上を図るために、開設及び運営のためのガイドラインを作成する。

(8) 放課後児童指導員専門性養成テキスト作成事業（安心こども基金）

放課後児童健全育成事業に従事する、放課後児童指導員のスキルアップのためのテキストを作成し、指導員に活用してもらうことで、放課後児童クラブの質の向上を図る。

(9) 子ども手当

中学校修了までの子どもを養育する者に対し、22年度は、子ども一人につき月額1万3千円を支給する。

3 児童相談機関による相談活動の充実

(1) 児童相談所

児童福祉に関する専門的な窓口として、児童についての諸問題について相談を受け、助言・指導・判定及び一時保護を行う。

(2) 家庭児童相談室

県民局及び児童相談所において、児童とその家庭に対する相談・指導を行う。

4 児童虐待防止対策

(1) 関係機関・地域との連携強化

県に「岡山県子ども虐待防止専門本部」と、児童相談所、保健所等で構成する地域支部を組織し、保健と福祉が一体となった体制により、総合的な児童虐待防止対策を展開している。

また、岡山県要保護児童対策地域協議会と市町村要保護児童対策地域協議会が連携を図り、関係機関・団体等との連携を強化するとともに、市町村の児童相談体制の支援や地域のネットワークを強化することにより、地域ぐるみで要保護児童を支援する。

(2) 児童相談所等の体制強化

困難事例へ対応するため医療・司法・児童福祉等有識者や実務経験者による専門サポートチームを設置するとともに、夜間・休日の相談により柔軟に対応できる体制整備を図るとともに、一時保護児童へのきめ細やかで、適切な対応をするための一時保護対応協力員を配置する。

(3) 職員の資質向上

児童相談所及び養護施設等の職員を対象とした、児童虐待対応のための研修会を開催する。

(4) 市町村の支援

市町村職員等を対象に、児童福祉司任用資格取得講習会を実施し、市町村職員の専門性強化を支援する。

また、増大する児童虐待に対応するため、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業が市町村で効果的に実施されるよう支援を行う。

5 社会的養護体制の充実

(1) 児童養護施設等の体制強化

被虐待児個別対応職員、家庭支援専門相談員を配置するとともに、施設においてケアの充実と人材育成が可能となるよう基幹的職員（スーパーバイザー）の配置を促進する。

また、ケア単位の小規模化（ユニット化）を図り、ユニットケア職員及び心理療法担当職員を配置するなど被虐待児の処遇向上を図るとともに、地域小規模児童養護施設の設置を推進するほか、老朽化した施設や遊具、学習環境等の整備などにより、入所児童の生活向上を図る。

(2) 児童養護施設（7施設（岡山市内にその他5施設））

保護者のいない児童、虐待されている児童等を入所させ、これを養護し、自立を支援する。

(3) 情緒障害児短期治療施設（1施設）

軽度の情緒障害を有する児童を短期入所させ、情緒障害を治療する。

(4) 児童自立支援施設（1施設）

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童等を入所させ、自立を支援する。

(5) 自立援助ホーム

義務教育終了後、児童養護施設等を退所して就職する児童等に対し、共同生活を営む住居において、相談や日常生活の援助、指導等を行うことにより社会的自立を促進する、自立援助ホームの設置を促進する。

(6) 里親制度

保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童について、知事が認定した者に養育を委託するとともに、被虐待児を養育する専門里親を養成する。また、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を推進する。

さらに、里親の委託率の引き上げ、施設関係者と里親との連携強化等を目的として、里親委託推進員を配置する。

6 保育所機能の充実等

女性の就労の増大、就労形態の変化等に伴い、保育需要もますます多様化している。このため、保護者の多様なニーズに適切に対応する保育サービスの推進を図るとともに、在宅児も含めた子育て支援推進の観点から、延長保育、病児・病後児保育事業等の特別保育事業の推進に努める。

また、入所児童の処遇向上のため認可外保育施設の指導や保育士の養成、保育士登録を行う。

(1) 保育所等整備事業（安心こども基金）

安心こども基金を活用して、市町村が行う保育所等の整備を促進する。

(2) 保育サービスの充実

保護者の就労、傷病等により家庭内で保育できない児童を保育するとともに、多様な保育ニーズに対応するため地域の実情に応じて付加サービス的な保育を行う。

ア 特定保育

一定程度保育に欠ける児童について、必要な日時、保育する。

イ 休日保育

日曜、祝祭日等の休日に保護者の就労、傷病等により家庭内で保育できない児童を保育する。

ウ 病児・病後児保育

病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応を行う。

エ 待機児童解消促進事業

認可保育所を利用していない親子等に保育所を開放し、入所児との交流等を通して親子の育ちを支援するとともに、病児・病後児保育を推進して児童の福祉の向上を図る。

オ 保育環境改善等

既存の建物を改修し、利便性の高い場所での保育サービス施設等を設置する。

カ 延長保育

民間保育所の開所時間を超えた保育を行う。

キ 単県のびのび保育

国制度の対象にならない小規模な休日保育の実施に補助し充実を図る。

(3) 保育士の資質向上

発達障害児対応保育士研修（安心こども基金）

人間形成の基礎となる乳幼児期を過ごす保育所において、発達障害のある子どもに正しい支援が行える実践力の向上を図るため、保育士を対象とした発達障害児対応保育士研修を実施するなど、保育士の資質向上を図る。

(4) 保育士の養成

ア 保育士の試験

保育需要に対応できる保育士養成のため、指定保育士養成施設において保育士の養成を図る。

また、社団法人全国保育士養成協議会を指定試験機関に指定し、保育士試験を実施する。

イ 保育士の登録

保育士の資格を有する者が保育士業務を行うことができるよう、児童福祉法の規定に基づき、県が備える保育士登録簿へ保育士を登録する。

(5) 地域の子育て支援

子育て大学・地域タイアップ事業

保育士養成大学等が有する知的資源、人的資源（教員、学生）やネットワーク、施設等を活用した、大学等を核とした新たな地域子育て支援の取組である、産・学・民・官の協働による「おかやま子育てカレッジ」の推進を図る。

(6) 認可外保育施設

認可外保育施設に対する指導のうち、6人以上の乳幼児を保育する施設の設置届出の受理を行うとともに、認可外保育施設入所児童の安全確保及び処遇向上のため立入調査を行う。

7 母子家庭等の自立の促進

母子家庭や父子家庭など、ひとり親家庭を取り巻く社会情勢が変化する中で、母子家庭においては、経済的、社会的、精神的に不安定な状態に置かれがちであり、また父子家庭においても、母子家庭と同様に、子育てと生計の担い手として、子どもの養育や家事等の生活面で多くの困難を抱えている。

このため、ひとり親家庭支援センターの設置や、ひとり親家庭日常生活支援事業の実施により、ひとり親家庭の支援・自立促進のための相談・指導体制の充実を図っている。

また、母子家庭の児童の健全育成のため児童扶養手当を支給するとともに、母子福祉資金を無利子又は低利で貸し付けることにより経済的自立の促進を図っている。

(1) 就業の支援

ア ひとり親家庭支援センター事業

母子家庭の就業相談から就業支援セミナー、就業情報の提供に至るまでの一貫した就労支援サービスを就業支援員を配置して行うとともに、父子家庭の相談に応じる。

イ 母子自立支援プログラム策定事業

個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ、自立支援計画を策定し、きめ細かな自立・就労支援を実施する。

ウ 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭等に対する就業支援事業

職業紹介を行っている企業等に委託して、ひとり親や施設退所者に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問を行い、ひとり親家庭の自立支援を図る。

(2) 生活安定の支援

ア 児童扶養手当の支給

離婚や死亡等により父親のいない状態にある児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者、又は20歳未満で一定の障害の状態にある者）を監護する母等に児童扶養手当を支給する。

また、22年8月からは、母と生計を同じくしていない児童を監護し、かつ、その児童と生計を同じくしている父を、新たに児童扶養手当の対象とする。

イ 母子寡婦福祉資金等の貸付

① 母子福祉資金の貸付

母子家庭の母、児童又は父母のいない児童（20歳未満）を対象に、修学資金、就学支度資金等の貸付を行う。

② 寡婦福祉資金の貸付

寡婦又は40歳以上の配偶者のない女子を対象に、修学資金、就学支度資金等の貸付を行う。

③ 岡山県母子金庫資金の貸付

母子家庭の母及び寡婦に対して、緊急的な小口資金の貸付を行う。

ウ ひとり親家庭等医療費公費負担制度

ひとり親家庭の親及び児童並びに父母のない児童等を対象に、医療費自己負担分から一部負担金を控除した額を給付する。

(3) 社会生活の充実

ア 相談活動の充実

① ひとり親自立支援員（非常勤）による相談

県民局に3名配置。市福祉事務所には市が独自に配置。

② ひとり親福祉協力員による相談

概ね小学校区単位にひとり親福祉協力員を配置する。

イ 家庭生活支援事業

ひとり親家庭で就職活動や疾病・看護・事故・学校行事など、一時的に必要となった家事や介護、保育サービスを提供する。

ウ 母子家庭自立支援教育訓練給付金事業

指定された教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して訓練給付金を支給する。

エ 母子家庭高等技能訓練促進費事業等給付金事業

母子家庭の母に対し、就職に有利かつ生活安定に資する資格に係る養成訓練の修業期間について、訓練促進費を給付する。

8 婦人保護事業

(1) 女性相談所による活動

女性相談所は、婦人保護事業実施の中核機関として、要保護女子及び配偶者からの暴力の被害者である女性からの各種相談に応じるとともに、調査、判定、指導・援助及び一時保護を実施している。

(2) 女性相談所の機能強化

「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を果たす女性相談所の機能強化を図るために、市町村を含む相談担当職員の資質の向上と相談機関の連携強化を図る。

ア 配偶者からの暴力相談担当職員専門研修事業

市町村、女性センター職員等を対象にDV相談に係る専門研修会を開催し、相談担当職員の資質の向上を図る。

イ 暴力被害者保護支援ネットワーク事業

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」の円滑な施行に向けて、福祉事務所等関係機関との連携の強化を図る。

ウ 通訳者養成研修事業

D V被害者や生活習慣の不適応等、様々な問題を抱える外国人からの相談に適切に対応するため、通訳者を養成し、相談体制を整備する。

《障害福祉課》

1 福祉のまちづくりの推進

すべての人が個性と人権を尊重され、あらゆる活動へ主体的に参加し、快適にいきいきと生活できるバリアフリー社会の実現をめざして、高齢者や障害のある人等の活動を阻む様々な障壁（バリア）を取り除き、誰もが自らの意思で自由に行動し、安全かつ快適に生活できる住みよい福祉のまちづくりを県民総参加で進める必要がある。

このため、岡山県では平成11年度に制定した「岡山県福祉のまちづくり条例」に基づき、県民総参加で「心」、「情報」、「物」の3つのバリアフリーによる福祉のまちづくりを一層推進する。

（1）県民総参加による推進

条例の趣旨の理解を深めるため、今後とも普及啓発を推進するとともに、県、市町村、県民、事業者が相互に連携し一体となって福祉のまちづくりを推進する。

福祉移送支援事業については、福祉有償運送運営協議会において、移動制約者・NPO・タクシー事業者・市町村等により福祉移送の促進について検討するとともに、福祉移送に関する事業者のネットワーク形成を支援し、タクシー事業者・NPO等の特性を活かしながら、移動制約者の外出ニーズに応じた福祉移送サービスを普及し、外出の機会の拡大をめざす。

（2）心のバリアフリーの推進

ア 心のバリアフリー啓発冊子の活用

障害のある人が、日常生活で不便を感じることや協力が欲しいと思うことについて、基本的なマナーや知識をまとめた冊子「バリアフリー社会のおもいやり」を、社会福祉協議会の普及啓発事業や学校での福祉教育等に幅広く活用してもらうことにより、思いやりの心を育む。

イ 心のバリアフリー支援事業

高齢者、障害のある人等への理解を深めるため、市町村や地域住民が取り組む車いす・アイマスク体験会や高齢者疑似体験会等の開催に対して、助言や資機材提供等の支援を行い、県内全域での体験事業の実施を推進する。

ウ 障害者週間の普及啓発

「障害者週間（12月3日～12月9日）」に当たり、各種啓発事業を行い、障害のある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに障害のある人の社会参加を促進する。

（3）情報のバリアフリーの推進

ア バリアフリーガイドホームページの管理

障害のある人が外出する際に役立つ情報を提供するため、県内の様々な施設のバリアフリー状況をまとめたホームページ「岡山県バリアフリー施設ガイド楽々おでかけ便利帳」により、幅広く情報提供する。また、新たな施設の掲載や情報の更新を行い、内容の充実を図る。

イ バリアフリー相談事業

利用者参加によるバリアフリー施設整備の促進を図るため、県有施設を対象に、施設の計画・設計段階から高齢者、障害のある人等の意見を聴くバリアフリー相談検討会を実施するとともに、これまで養成したアドバイザーの資質向上を図る。

ウ 障害者ITサポートセンター運営事業

障害のある人の在宅就労やITの利用促進を図る拠点として、障害者ITサポートセンターおかやまを運営し、IT利用に関する総合的な相談等に対応する。

（4）物のバリアフリー

ア 生活関連施設の届出・協議

福祉のまちづくり条例では、特定生活関連施設の新築等を行う場合、設置者は知事へ届出を行う義務がある。また、生活関連施設のうち、規則で定める大規模な建築物の新築等を行う場合、設置者は、知事に協議することを規定している。

イ バリアフリーステッカーの交付

高齢者、障害のある人等へバリアフリー施設等の情報提供を進めるため、玄関付近に貼付して車いす用トイレやエレベーター等が設置されていることを表示するバリアフリーステッカーを、市町村を窓口として交付する。

ウ ノンステップバス導入促進事業

誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入促進を図るため、国の要綱に基づき市町村の補助を受けてノンステップバスを導入する事業者に対し費用の一部を助成する。

(5) パーキングパーミット制度の導入

専用の身障者等用駐車場利用証を交付し、利用できる人を明確にすることにより、対象外の者による駐車を防止し、身障者等用駐車場の適正利用を図ることを目的としたパーキングパーミット制度を、平成22年度中に導入する。

2 障害者長期計画の推進

平成11年4月、障害のある人もない人も、社会の一員としてお互いに尊重し、支え合いかながら、地域の中で共に生活する社会が自然なことであるとするノーマライゼーションの考え方を基本理念に、「岡山県障害者長期計画1999-2010」を策定した。平成15年3月には「自立」「選択」「共生」を基本的な視点として、数値目標を中心に計画の見直しを行い、第2期実施計画を策定し、さらに平成18年度には、障害者自立支援法に基づく障害福祉計画の策定に伴い、この計画との調和を図るために改訂を行った。引き続き計画の実現に向けて各種の施策を推進するとともに、平成22年度中に、平成23年度から平成27年度までを計画期間とする第2期岡山県障害者計画（仮称）を策定する。

3 障害福祉計画の推進

障害者自立支援法に基づき、平成19年3月に策定した岡山県障害福祉計画（計画期間：平成18～20年度）の第2期計画（計画期間：平成21～23年度）を平成21年3月に策定した。計画に基づき、共生社会の実現のために、地域生活や一般就労への移行に向けて設定した数値目標を達成できるよう、必要な基盤整備や施策等を実施する。

(1) 地域生活への移行の促進

施設入所者の1割以上の地域生活への移行、平成24年までに退院可能な精神障害のある人の退院を目指し、グループホーム等居住基盤整備事業等、精神障害者地域移行支援特別対策事業等を進める。

(2) 一般就労への移行の促進

福祉施設から一般就労へ移行する者の実績を現行の4～5倍とすることを目指し、障害者就業支援センター整備事業等、障害者就労移行推進事業を進めるとともに、工賃倍増5か年計画による工賃の引き上げを目指す。

(3) サービス量の充足

障害のある人の自立と社会参加を促進していくため、地域（圏域）で必要とされるサービス量の充足を目指し、障害福祉サービス等の基盤整備を推進する。

(4) その他

法定雇用率の達成の推進や特別支援学校からの就職率の向上を目指して取り組む。

4 障害者スポーツ大会の開催

障害のある人が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障害に対する正しい理解と認識を深め、障害のある人の社会参加を促進することを目的として、岡山県障害者スポーツ大会を開催している。

平成12年度に設立された岡山県障害者スポーツ協会を核として、平成13年度から身体障害のある人・知的障害のある人のスポーツ大会を統合し、平成20年度からは、精神障害のある人のバレーボールを正式競技に加え、大会の充実を図っている。

・第10回岡山県障害者スポーツ大会「輝いてキラリンピック」

開会式 平成22年5月9日(日) 岡山県陸上競技場(kankoスタジアム)

開催日時 平成22年4月～7月

会場 岡山県陸上競技場(kankoスタジアム)外7会場

参加選手 約2,400名(予定)

・第10回全国障害者スポーツ大会「ゆめ半島千葉大会」

開催日時 平成22年10月23日(土)～25日(月)

会場 千葉県総合スポーツセンター(千葉市)外14会場

5 身体障害のある人・知的障害のある人の現状等

(1) 身体障害のある人

交通事故や脳血管障害等の疾病などにより、障害のある人は年々増加傾向、高齢化傾向にあり、また、国際障害者年(1981年)を契機に自立意欲・社会参加意識が高まっている。

こうした状況のなかで、障害のある人が地域で生きがいをもって快適な生活がおくれるよう、ノーマライゼーションの理念のもとに、「岡山県障害者長期計画～第2期実施計画(改訂版)～」に基づき、県政の重点施策として、各種障害福祉施策を推進している。

身体障害者手帳の交付状況 84,578人(平成20年度末)

(2) 知的障害のある人

知的障害のある人に対しては、自立と社会参加の促進、生活の向上を図るための施策の充実が求められている。このため、ノーマライゼーションの理念に基づき、地域の中で可能な限り知的障害のある人が自立し、充実した生活が送れるよう、県民一人ひとりの理解と協力が必要である。

また、地域住民をはじめ、ボランティア、福祉施設等の関係機関が連携を密にして、きめ細かい福祉サービスの充実に努めるなど、社会全体で支援していく必要がある。

療育手帳の交付状況 12,642人(平成20年度末)

6 障害者自立支援法

(1) 障害者自立支援法の着実な運営

ア 障害者自立支援法の着実な実施の推進

障害のある人の地域での自立した生活を支援するため、市町村の指導・支援や、事業者の指定・指導、人材育成等を行い、制度の着実な運営を推進する。

イ 不服審査会の運営

市町村が行った介護給付費等の支給決定内容等に対する利用者からの審査請求について、県の不服審査会において審議する。

ウ 障害福祉サービス事業者等の指定等

障害福祉サービス事業者、障害者支援施設及び相談支援事業者の指定・指導により、適正なサービス提供の確保を図るとともに、旧法施設等の新事業体系への円滑な移行

を推進する。

エ 障害者自立支援対策臨時特例事業の実施

障害者自立支援対策臨時特例交付金により基金を造成し、事業者の安定運営への支援や新体系への円滑な移行の支援などの経過的措置と福祉・介護人材の処遇改善事業を実施する。（平成23年度まで）

オ 新制度の検討への対応

国において障害福祉に係る制度全般の見直しが行われているため、その動向を注視するとともに、検討状況に応じて、市町村や事業者などへの情報提供に努める。

（2）障害のある人の地域移行、地域生活及び就労移行の支援

ア 居住基盤の整備充実

社会福祉施設等施設整備費補助事業などにより、グループホーム等の創設、改修について補助する。

イ 相談支援体制等の充実

地域の相談支援体制の機能を充実するため、相談支援従事者の資質向上研修を実施するとともに、障害のある人の社会参加の促進を図るために、行動援護従事者研修を実施する。また、地域の実情に応じて実施される市町村地域生活支援事業について、市町村に対する情報提供等により積極的な取組を支援する。

ウ 障害福祉サービス等の推進

障害のある人が介護、訓練、療育等のため、居宅や事業所等において提供を受ける支援について、介護給付費及び訓練等給付費等を支給する（事業実施主体は市町村）。

（ア）介護給付

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、児童デイサービス、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、共同生活介護

（イ）訓練等給付

自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、共同生活援助

（ウ）自立支援医療

（エ）補装具

エ 地域生活支援事業

障害のある人がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう相談支援、コミュニケーション支援、人材育成等に取り組み、市町村が実施する日常生活用具、移動支援、地域活動支援センター等への支援を行う。

オ 就労移行に向けての環境整備

障害者就業・生活支援センターの運営などにより、障害のある人の一般就労への促進を図るとともに、工賃倍増5か年計画に基づき、授産製品の販路拡大の推進やモデル事業を実施するなど、授産施設等で働く障害のある人の工賃水準の引き上げを図る。

7 各種障害福祉施策

（1）発達障害者支援体制の整備推進

県南・県北に各1か所設置している発達障害者支援センター等において、発達障害のある人及びその家族に対し、相談支援や発達支援を行うとともに、早期発見とライフステージを通じた支援が行えるよう小児科医師等の研修や関係機関の連携強化を図る。また、身近な地域で障害のある人の日常生活を支える市町村の取組へのサポート等により発達障害のある人に対する総合的な支援体制の整備を図る。

（2）心身障害者医療費公費負担制度

重度の障害のある人が必要とする医療を受けやすくするため、その医療費を公費負担する市町村に対して補助金を交付する。

(3) 手当等

特別障害者手当、特別児童扶養手当、心身障害者扶養共済年金等の支給などにより、障害のある人の生活基盤の強化を図る。

(4) 更生相談等

更生相談所において、施設への入所に係る情報提供、医学的、心理学的及び職能的判定、身体障害者手帳及び療育手帳の交付等を行い、身体障害のある人や知的障害のある人の更生相談に総合的に応じる。また、交通の不便な地域に出向き、障害のある人の相談、補装具の判定などをを行う巡回更生相談を実施するとともに、在宅の重度身体障害者（肢体不自由）を訪問し、医学的診査、更生相談に応じる。

市町村に対しては、障害のある人の身近な地域で相談に応ずることができるよう身体障害者相談員、知的障害者相談員の設置を支援する。

(5) 療育等の充実

ア 重症心身障害児（者）通園事業

在宅の重症の心身に障害のある子どもを通園させて、在宅療育技術の習得及び運動機能の発達を図るため、必要な療育、日常生活動作、運動機能等の訓練指導を行う。

イ 心身障害児通所訓練事業

心身に障害のある児童及び保護者に対して早期の療育訓練を行う。

ウ 岡山県難聴児補聴器交付事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入費用の一部を助成する。

(6) 交流事業

在宅の障害のある人の社会参加を促進し、県民の障害のある人への理解と意識の高揚を図るため、各種活動への参加と交流を促進する。

ア 知的障害者福祉展

知的障害のある人の福祉について、社会の理解を深めるため、知的障害のある人の製作した作品の展示等を行う福祉展を開催する。

イ 健康の森学園交流促進事業

岡山県健康の森学園において、知的障害のある人への理解を深め、交流を促進し障害のある人への理解と意識啓発を図る。

(7) 基金

「岡山県愛とふれあいの基金」等を活用して、障害のある人の福祉の増進を図る。

8 県立施設等

(1) 視覚障害者センター

視覚障害者センターは、（福）岡山県視覚障害者協会を指定管理者に指定し、点訳・朗読奉仕員養成事業、視覚障害のある人に対する情報提供など、福祉増進のための各種事業を実施する。

(2) 聴覚障害者センター

聴覚障害者センターは、（社）岡山県聴覚障害者福祉協会を指定管理者に指定し、手話通訳者や要約筆記奉仕員の養成、聴覚障害のある人の相談など、福祉増進のための各種事業を実施する。

(3) 健康の森学園

新見市哲多町の健康の森にある、障害のある子ども達の基本的生活訓練から就労に至るまで一貫した指導訓練をしていくための、支援学校（全寮制）と障害者支援施設（入所）及び就労継続支援事業所（通所）を一体的に設置したユニークな学園。障害者支援施設と就労継続支援事業所は、指定管理者である（福）健康の森学園が運営している。

9 低所得者福祉

県下の生活保護率は、昭和56年度の13.7%（パーセル）をピークに平成8年度には6.8%まで減少したが、景気の長期低迷等の影響を受けて上昇に転じた。

平成17年度以降は9.8%で、ほぼ横ばい状態となっていたが、平成20年後半からの景気・雇用情勢の悪化に伴い増加に転じている。

平成22年1月現在の保護世帯数は15,763世帯、保護人員は22,257人、保護率は11.3%となっている。

（1）生活保護制度の適正実施

生活保護の適用は、資産、能力その他あらゆるもの活用を要件としているが、真に生活に困窮している者に対してはすみやかに必要な給付を行うとともに、保護を受ける必要がない者が不正に給付を受けることがないよう、適正な運営が求められている。また、自立助長のための就労支援などの充実が求められている。このため、研修等により福祉事務所職員の資質の向上を図るとともに、福祉事務所の指導監査を通じて実施水準の向上に努めている。

（2）生活扶助基準の改定

生活扶助基準の改定は、国民の消費動向に対応して行われており、平成15年度及び平成16年度においては、国民の消費支出や物価が下落する中で、国民全体の消費水準との均衡を図るために制度発足以来初めて引き下げられたが、平成17年度から平成22年度においては、据え置きとなった。

○ 級地別の標準3人世帯の生活扶助基準

区分	基 準 額	市 町 村 名
1級地－2	167,870 円	岡山市、倉敷市
2級地－2	153,270 円	玉野市
3級地－1	145,980 円	津山市 他13市町
3級地－2	138,680 円	その他 11市町村

（注）標準3人世帯：【33歳男・29歳女・4歳子】

（3）保護施設の状況

生活保護法による保護施設は、身体上又は精神上の理由のため、独立して日常生活を営むことのできない要保護者を入所させ、または、これらの者に利用させて生活扶助を行うことを目的とした救護施設等があるが、平成22年2月1日の状況は次のとおりである。

	公 立			社会福祉法人			計		
	施設数	定 員	現 員	施設数	定 員	現 員	施設数	定 員	現 員
救護施設	2	100	102	5	370	386	7	470	488
授産施設	—	—	—	2	60	65	2	60	65

《長寿社会課》

1 介護保険等の推進

本県の高齢化率は24.8%（平成21年10月1日現在）に達しており、すべての人が健康で安心して暮らせる生き生きとした健康・福祉社会を実現するための各種施策を積極的に推進する必要がある。

高齢者を社会全体で支え、利用者の状況に応じた適切で質の高い介護サービスが身近な地域で安心して受けられることをめざす介護保険制度について、平成21年3月に策定した「第4期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」（計画期間：平成21年度～23年度）に基づき、保険者である市町村と連携し、広域的な観点から介護保険の円滑な運営や介護予防も含めた高齢者保健福祉施策の総合的な推進に努める。

（1）高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画の推進

ア 基本理念

高齢者が住み慣れた家庭や地域で、尊厳を保ちながら、安心して、安全に自立した生活を送ることを基本理念とし、高齢者の自立した生活への支援体制の推進、総合的・効果的サービス提供体制の整備、人材の養成・確保、資質の向上及び保健・医療・福祉の連携強化を図る。

イ 計画の内容

計画の基本的考え方、高齢者の現状と将来推計、課題と施策の方向、施策の推進策、介護保険サービスの事業量の見込み等を定めている。

また、広域的なサービス基盤の調整や保健・医療・福祉の連携を図る観点から5つの圏域を設定している。

ウ 介護保険制度推進委員会の設置・運営

計画の進行管理について審議・検討するため、学識経験者、保険者・被保険者の代表、民間サービス事業者の代表者等で構成する委員会を設置し、運営する。

エ 進行管理

計画の進捗状況や保健福祉サービスの実施状況等を把握し、進行管理を行う。市町村及び岡山県介護保険関連団体協議会等との連携を図る。

（2）介護保険制度の円滑な運営と介護サービスの質の向上

ア 介護給付適正化の推進

介護給付適正化を更に推進していくための方策や保険者が実施する適正化事業の実施目標等を示した「岡山県介護給付適正化計画」を平成19年度に策定したところであり、この計画に沿い、介護給付適正化を着実に推進する。

イ 介護サービスの質の向上

基本理念である「利用者本位」「高齢者の自立支援」「利用者による選択」の実現に向け、介護サービスの質の向上を図るために、「介護サービス情報の公表」制度や介護サービスの評価の推進に努めるとともに、身体拘束の解消を推進する。

ウ 介護支援専門員等の資質の向上

介護支援専門員（ケアマネジャー）を養成するほか、就業後も資質向上を図ることができるよう経験年数に対応した研修を実施する。

また、要介護認定の適正化を図るため、認定調査員、認定審査会委員、主治医及び市町村職員を対象に研修を実施する。

エ 介護保険審査会の運営

要介護認定等、市町村が行った行政処分に対する不服申立の審理、裁決を行う介護保険審査会を運営する。

オ 国保連合会苦情処理体制の整備

介護サービスに関する苦情について、国民健康保険団体連合会の苦情処理体制の整

備に係る経費を助成する。

カ 介護保険事業者の指定等

介護サービス事業者及び介護予防サービス事業者等の指定を行うとともに、介護保険制度の適正な実施を確保するため、指定基準の遵守や介護給付の適正化などについて指導・監査を行う。

(3) 保険者である市町村の指導・支援

ア 市町村の指導

介護認定審査会の運営、苦情処理への対応、被保険者資格の管理、保険給付の実施、保険料の賦課徴収、会計処理、介護給付費負担金・地域支援事業交付金の請求、事業状況報告等について指導・助言を行う。

また、介護サービスが本来の目的に沿った形で提供され、高齢者の自立支援に資するものとなるよう、介護給付の適正化について指導・助言を行う。

イ 市町村の介護保険財政への支援

介護給付費負担金の負担、地域支援事業交付金の交付及び介護保険財政安定化基金の設置・運営を行うとともに、低所得の高齢者等の利用者負担の軽減のため、介護保険特別対策事業を行う市町村への助成を行う。

2 高齢者福祉の推進

高齢者一人ひとりの尊厳が保持され、住み慣れた家庭や地域において健康で生き生きと安心して生活できるよう、介護保険制度の円滑な実施と合わせ「第4期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」に基づき、保健福祉サービスを総合的、計画的に推進する。

(1) 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進

地域における高齢者の社会参加活動の中核的役割を担う老人クラブが、さらに活発で幅広い活動が行えるよう支援するとともに、岡山県社会福祉協議会（長寿社会推進センター）を事業主体とした高齢者の生きがいと健康づくり、社会参加等を促進する。

(2) 高齢者の地域生活を支える仕組みの充実

ア 地域包括支援体制の構築

介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的マネジメント支援等を行う地域包括支援センターの機能強化を図り、地域包括支援体制づくりを促進する。

イ 高齢者在宅生活支援事業

高齢者等の居宅における日常生活を容易にするとともに、介護者の負担を軽減するため、住宅を高齢者の居住に適するよう改造する場合に、その費用の一部を助成する市町村に対し補助する。

ウ 地域福祉対策メニュー事業

高齢者、障害者、母子家庭等に対する福祉サービスが一層促進されるよう、メニュー項目から市町村が実施する事業に対し補助する。

(3) 介護予防事業の推進

高齢者ができる限り健康で活動的な生活を送ることができる社会を築くため、要支援・要介護状態になる前の段階から、要支援・要介護状態に至るまでの高齢者に対して、統一的な体系のもとで、効果的な介護予防サービスの提供を推進する。

(4) 高齢者虐待防止の推進

平成18年4月に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、市町村が行う措置の実施に関し必要な援助、助言を行うとともに、

地域包括支援センターや市町村担当課の職員に対する研修、法律相談窓口の運営等により、高齢者虐待の防止や権利擁護を推進する。

(5) 老人福祉施設の充実等

ア 老人福祉施設等の整備

「第4期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」に基づく施設整備を着実に進めるとともに、平成21年度の国補正予算に計上された「介護基盤の緊急整備」により、地域密着型サービス等の基盤整備の早期実施に取り組む。

また、県が実施する広域型特養等の施設整備に対する補助事業についても、補助単価の増や緊急整備により、地域ニーズに即した施設整備の早期実施を図る。

イ 軽費老人ホーム運営費補助

軽費老人ホーム（ケアハウスを含む。）の運営費を補助する。

3 高齢者に係る医療制度

高齢者の誰もが安心して適切な医療サービスを受けることができるよう、保健福祉サービスとの連携強化を図りつつ、高齢者の健康や医療に対する意識の向上を図りながら「後期高齢者医療制度」及び「岡山県老人医療費公費負担制度」の適正で円滑な実施に努める。

なお、後期高齢者医療制度は、従来の老人医療制度に代わり「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成20年度から創設されたもので、制度の円滑な運営に向けて、後期高齢者医療広域連合及び市町村に対する助言等を行っていく必要がある。

また、「岡山県老人医療費公費負担制度」については、平成18年10月から対象者の年齢を段階的に引き上げてきており、平成23年度中に廃止することとしている。

(1) 後期高齢者医療制度（国制度）

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、療養の給付等を行う。

ア 被保険者 75歳以上の者

65～74歳の寝たきり老人等

イ 負担の対象範囲 総医療費から一部負担金等を控除した額

ウ 運営主体 全市町村が加入する広域連合

（岡山県後期高齢者医療広域連合）

(2) 老人医療費公費負担制度（県制度）

ひとり暮らし老人などに対し、医療費を支給する。

ア 対象者 70歳未満で

昭和16年9月30日以前生まれのひとり暮らし老人

昭和16年9月30日以前生まれの寝たきり老人

（国制度の寝たきり老人を除く）

イ 負担の対象範囲 ※低所得世帯老人については、既に対象者がいなくなった
医療保険各法における医療費の自己負担金から、医療保険各法
の高齢受給者の一部負担金相当額を控除した額

4 国民健康保険

医療保険である国民健康保険は、市町村等が保険者となり、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きな役割を果たしてきたが、高齢化の急速な進展、医療技術の高度化、疾病構造の変化等による医療費の増大や保険料（税）収納率の低下などにより、事業運営は年々厳しいものとなっている。

このため、医療費の適正化や保険料（税）収納率の向上といった諸課題への対応や今後予定されている制度改革の円滑な実施について、保険者へ助言等を行うことにより、国保

事業の適正な運営を図る。

(1) 市町村国民健康保険の状況（平成20年度）

ア 被保険者

被保険者数は約483千人で、県人口に占める割合は約25%である。

イ 保険財政

収入総額1,882億21百万円、支出総額1,863億48百万円となり、収支差引額（形式収支）は18億73百万円の黒字となった。

しかし、収支差引額から繰越金等を差し引いた単年度収支差引額は、9億36百万円の赤字で、27保険者中10保険者が赤字となっている。

ウ 保険料（税）

保険料（税）は、443億57百万円の調定額（現年度分）に対して392億66百万円を収納し、収納率（88.52%）は前年度を2.23ポイント下回った。

エ 保険給付

被保険者の疾病及び負傷に対する療養の給付等（7～9割）とその他の給付（出産育児一時金（380,000円）、葬祭費（30,000～60,000円）を行っている。

(2) 保険者及び保険医療機関等に対する助言・指導

ア 保険者に対する助言等

国民健康保険事業の適正な運営を図るため、適切な予算編成、保険料（税）収納率の向上、医療費適正化、制度改正への対応等、保険者に対する助言等を実施する。

また、県調整交付金等により、運営の適正化を支援する。

イ 保険医療機関等の指導

国の指導大綱に基づき、中国四国厚生局岡山事務所と連携して、指導対象となる保険医療機関等を選定し、保険診療の質的向上及び適正化を図る観点から指導する。

IV 平成22年度当初予算額一覧表

(単位:千円)

分類		保健福祉部			県全体		
		平成21年度 当初予算額 (A)	平成22年度 当初予算額 (B)	(B) / (A) (%)	平成21年度 当初予算額 (A)	平成22年度 当初予算額 (B)	(B) / (A) (%)
一般会計	A 義務的経費	(64,773,315) 68,547,895	(68,838,504) 72,694,157	(106.3) 106.0	(248,395,318) 257,577,766	(244,048,188) 252,954,852	(98.2) 98.2
	B 公共事業費	()	()	(-) -	(5,849,533) 49,026,286	(5,006,728) 48,003,810	(85.6) 97.9
	C 国庫補助事業費	(4,093,034) 10,453,215	(3,765,934) 22,410,628	(92.0) 214.4	(7,044,040) 22,215,663	(7,054,673) 36,782,171	(100.2) 165.6
	D 基準行政運営費	(6,878,327) 7,316,190	(6,552,448) 6,945,815	(95.3) 94.9	(204,709,106) 253,542,015	(202,294,443) 249,873,775	(98.8) 98.6
	内人件費	(5,376,244) 5,639,973	(5,104,368) 5,339,276	(94.9) 94.7	(180,998,478) 225,025,099	(178,816,447) 221,603,455	(98.8) 98.5
	訳運営費	(1,502,083) 1,676,217	(1,448,080) 1,606,539	(96.4) 95.8	(23,710,628) 28,516,916	(23,477,996) 28,270,320	(99.0) 99.1
計	E 単県行政施策費	(5,388,512) 6,361,990	(5,183,801) 6,176,564	(96.2) 97.1	(36,467,304) 79,438,289	(33,149,529) 77,248,476	(90.9) 97.2
	計	(81,133,188) 92,679,290	(84,340,687) 108,227,164	(104.0) 116.8	(502,465,301) 661,800,019	(491,553,561) 664,863,084	(97.8) 100.5
特別会計		343,583	326,042	94.9	300,737,209	282,651,654	94.0
合計		(81,133,188) 93,022,873	(84,340,687) 108,553,206	(104.0) 116.7	(502,465,301) 962,537,228	(491,553,561) 947,514,738	(97.8) 98.4
企業会計					12,022,092	11,444,563	95.2

() は一般財源

